

案

ふじのくに若い翼プラン

—第4期静岡県子ども・若者計画—

令和4年 月

静岡県

目次

はじめに	
第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の策定にあたって	1
2 計画の理念と方針	2
第2章 子ども・若者の状況	4
1 静岡県の人口	4
2 自然体験活動・ボランティア活動や社会貢献活動	5
3 いじめ問題の状況	6
4 少年非行の概況	7
5 情報モラル教育、教員のICT機器の活用	8
6 不登校、中途退学者（公立高等学校）の状況	9
7 ひきこもり、若年無業者（ニート）の状況	10
8 自殺の状況	12
第3章 施策の展開	13
基本方針1 すべての子ども・若者の健やかな成長に向けた支援	13
1.1 自己形成のための支援	13
1.2 健康と安全・安心の確保	19
1.3 若者の職業的自立と就労支援、社会参画への支援	28
基本方針2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援	33
2.1 重層的な支援ネットワークの構築とアウトリーチの充実	33
2.2 困難な状況ごとの支援	34
基本方針3 夢の実現を目指す子ども・若者の支援	43
3.1 グローバル社会で活躍する人材の育成	43
3.2 スポーツと文化芸術活動の振興	46
基本方針4 子ども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援	48
4.1 多様な担い手の養成・支援	48
4.2 教員の資質能力の向上	50
基本方針5 子ども・若者の健やかな成長に向けた社会環境の整備	52
5.1 地域、学校、家庭の連携と子育て支援の充実	52
5.2 良好な社会環境の整備	54
第4章 計画の推進	56
1 全庁体制による取組の推進	56
2 社会総がかりによる取組の推進	56
3 地域の実情に応じた子ども・若者育成支援体制の整備	56
4 数値目標（指標）の設定と進捗管理	56
参考資料	58
1 用語説明	58
2 数値目標（指標）一覧	62
3 子ども・若者育成支援推進法	66
4 子供・若者育成支援推進大綱概要	72
5 静岡県青少年問題協議会設置条例	75
6 静岡県青少年対策本部設置規則	76
7 静岡県子ども・若者支援ネットワーク設置要綱	77
◆ ふじのくに i マップ 民間支援団体 掲載リスト	78
◆ ふじのくに i マップ 公的支援団体の紹介	80

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

本県では、静岡県の新ビジョン（総合計画）や静岡県教育振興基本計画等を踏まえながら、2018（平成30）年3月に「夢へはばたけ！ふじのくに若い翼プランー第3期静岡県子ども・若者計画一」を策定し、子ども・若者の健やかな成長と自立を積極的に支援していくための施策を展開してきました。

第3期計画は2021（令和3）年度までであることから、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づき、2021年4月に策定された、国の「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案し、静岡県の新ビジョン後期アクションプランや静岡県教育振興基本計画等を踏まえながら、本計画を策定しました。

また、本計画は、外部有識者からなる静岡県青少年問題協議会において協議いただいたほか、県民意見提出手続き（パブリックコメント）を実施するとともに、静岡県青少年育成会議正会員の皆様をはじめとする、子ども・若者育成支援に携わる機関・団体の皆様からの広範な意見を取り入れながら、青少年行政に関する総合的かつ基本的な施策を樹立し、青少年対策の効果的な実施を促進するために設置されている静岡県青少年対策本部で策定しました。

(2) 計画期間

2022（令和4）～2025（令和7）年度の4年間

(3) 計画の位置付け

ア 「子ども・若者育成支援推進法」第9条の「都道府県子ども・若者計画」であり、国の「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案したもの

イ 静岡県の新ビジョン（総合計画）後期アクションプランや静岡県教育振興基本計画のもと、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための分野別計画

＜「子ども・若者育成支援推進法」第9条＞

都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（都道府県子ども・若者計画）を作成するよう努めるものとする。

(4) 計画の対象

本計画の子ども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満の方としますが、施策によってはポスト青年期の40歳未満の方も対象とします。



なお、本計画では、「子ども・若者」という用語を使用しますが、この計画の対象となる方の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「子供」、「児童」、「生徒」、「少年」、「青少年」等の用語を併用します。

＜「子供・若者育成支援推進大綱」による青少年、子供、若者の定義＞

青少年・・・乳幼児期から青年期までの者

子供・・・乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者・・・思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする

乳幼児期・・・義務教育年齢に達するまで

学童期・・・小学生

思春期・・・中学生からおおむね18歳まで

青年期・・・おおむね18歳からおおむね30歳未満まで

ポスト青年期・・・青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

2 計画の理念と方針

(1) 基本理念

すべての子ども・若者が「有徳の人」として能力を発揮できる社会の実現

本県は、静岡県の新ビジョンにおいて「富国有徳の「美しい“ふじのくに”づくり」～東京時代から静岡時代へ～」を基本理念に掲げ、誰もが人生の夢を実感し、幸せを実感できるSDGsのモデル県の実現を目指しています。また、これを受け「静岡県教育振興基本計画」では、社会全体で「有徳の人」の育成に取り組むため、本県の未来を担う人材育成を進めています。

そこで、本計画は、社会や人のために貢献する「才徳兼備」の人を育成し、すべての子ども・若者が自己の成長、豊かさや幸せの実感ができる社会の実現を目指します。

＜「有徳の人」とは＞

○知性・感性・身体能力など、自らの個性に応じて「才」を磨き、自立を目指す人

○多様な生き方と価値観を認め、自他を大切にしながら「徳」を積む人

○「才」を生かし「徳」を積み、社会や人のために貢献する「才徳兼備」の人

(2) 基本方針

本計画では、国の「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案し、5つの基本方針のもと、施策を展開します。

1	すべての子ども・若者の健やかな成長に向けた支援 すべての子ども・若者の幸せ（Well-being）の実現を目指し、時代の変化にしなやかに対応しながら、健やかに自立して生き抜くことができる資質能力の育成を目指します。
2	困難を有する子ども・若者やその家族の支援 誰一人取り残さず、すべての子ども・若者が社会で活躍することができるよう、困難を有する子ども・若者とその家族に対する支援を行うことを目指します。
3	夢の実現を目指す子ども・若者の支援 学術・文化・スポーツなど様々な子ども・若者の資質能力の育成を目指します。
4	子ども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援 子ども・若者の育成に携わる地域の大人、専門的人材など、育成を支える担い手の養成や、それぞれの連携・協働による継続的な活動を支援します。
5	子ども・若者の健やかな成長に向けた社会環境の整備 子ども・若者が安全安心に成長できるよう、取り巻く環境の整備と地域づくりを進めます。

(3) 施策の展開の特徴

現在、人口減少が進む中、新型コロナウイルス感染症の影響やGIGAスクール構想等教育のICT化の進展など、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しており、社会の変化に適切に対応できる能力を育成することが求められています。

また、不登校やひきこもりの増加、長期化に加え、ヤングケアラーやネット依存等、新たな課題も生まれるとともに、生産年齢人口や子ども・若者人口の減少により、地域活動の担い手の養成も必要

となっています。

こうした時代の変化や課題に対応するため、基本理念「すべての子ども・若者が「有徳の人」として能力を発揮できる社会の実現」のもと、基本方針に、「困難を有する子ども・若者やその家族の支援」を位置付けるとともに、子ども・若者の健やかな成長を支える「担い手の養成・支援」や「社会環境の整備」を設定します。併せて、主な取組に対象となる年代を記載し、ターゲットを明確にして、きめ細かく充実した施策を展開していきます。

計画の体系（計画期間：2022(令和4)～2025(令和7)年度）

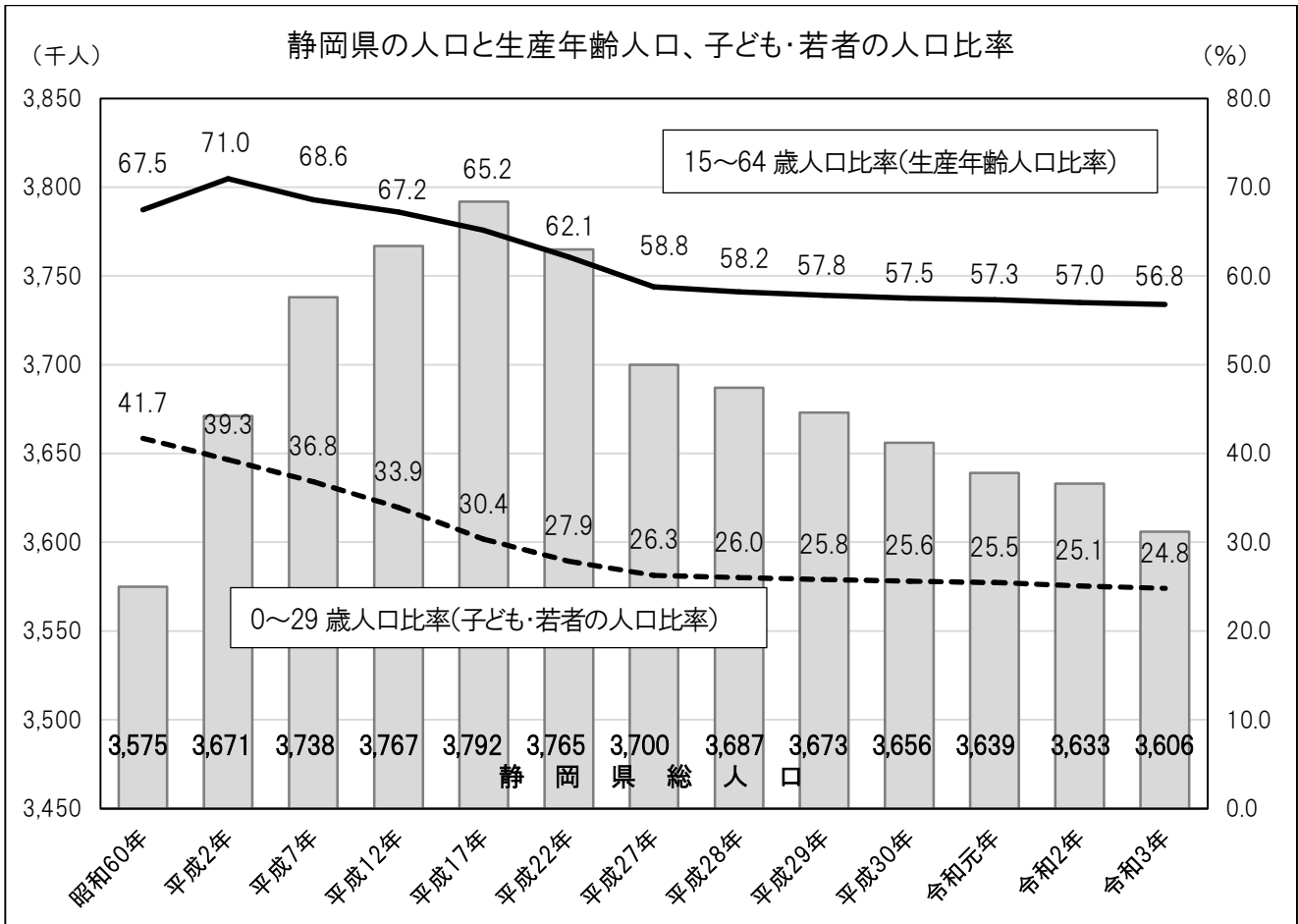
基本理念	基本方針	施策の展開	計画の推進
すべての子ども・若者が「有徳の人」として能力を発揮できる社会の実現	基本方針1 すべての子ども・若者の健やかな成長に向けた支援	1.1 自己形成のための支援 1.1.1 日常生活能力の向上 1.1.2 学力の向上と大学教育等の充実 1.2 健康と安全・安心の確保 1.2.1 相談体制の充実といじめ、非行の防止 1.2.2 健康教育の推進と健康の確保・増進等 1.2.3 被害防止等のための教育・啓発 1.3 若者の職業的自立と就労支援、社会参画への支援 1.3.1 職業能力の習得と就労支援の充実 1.3.2 社会形成への参画支援	(1) 全庁体制による取組の推進
	基本方針2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援	2.1 重層的な支援ネットワークの構築とアウトリーチの充実 2.1.1 重層的な支援ネットワークの構築 2.1.2 アウトリーチの充実 2.2 困難な状況ごとの支援 2.2.1 ニート、ひきこもり、不登校などの子ども・若者の支援と子どもの貧困問題への対応 2.2.2 障害等のある子ども・若者の支援 2.2.3 立ち直り支援と犯罪被害者支援、被害防止と保護 2.2.4 特に配慮が必要な子ども・若者の支援	(2) 社会総がかりによる取組の推進
	基本方針3 夢の実現を目指す子ども・若者の支援	3.1 グローバル社会で活躍する人材の育成 3.1.1 地域についての学びの充実 3.1.2 国際交流と海外留学の促進 3.1.3 ESDの推進 3.1.4 専門性を高める教育の充実 3.2 スポーツと文化芸術活動の振興 3.2.1 競技者と芸術家の育成 3.2.2 障害者のスポーツと文化芸術活動の振興	(3) 地域の実情に応じた子ども・若者育成支援体制の整備
	基本方針4 子ども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援	4.1 多様な担い手の養成・支援 4.1.1 指導者や協力者等の養成 4.1.2 学生ボランティア、青年ボランティアによる相談・支援 4.2 教員の資質能力の向上 4.2.1 授業力の向上 4.2.2 生徒指導力の向上	(4) 数値目標（指標）の設定と進捗管理
	基本方針5 子ども・若者の健やかな成長に向けた社会環境の整備	5.1 地域、学校、家庭の連携と子育て支援の充実 5.1.1 家庭教育支援 5.1.2 地域づくりの推進と地域全体で子どもを育む環境の整備 5.1.3 子育て支援の充実 5.2 良好な社会環境の整備 5.2.1 社会環境の整備 5.2.2 ネット依存や依存症等への対応	

第2章

子ども・若者の状況

1 静岡県の人口

静岡県の人口は、平成19年の3,796,029人をピークに減少傾向にあり、令和3年10月1日現在の静岡県の推計人口は3,606,480人で、前年に比べ、26,722人減少しました。生産年齢人口（15～64歳）は2,048,982人で、全体の56.8%を占めています。また、子ども・若者（0～29歳）の人口は895,134人で、全体の24.8%を占めていますが、いずれも減少傾向にあります。

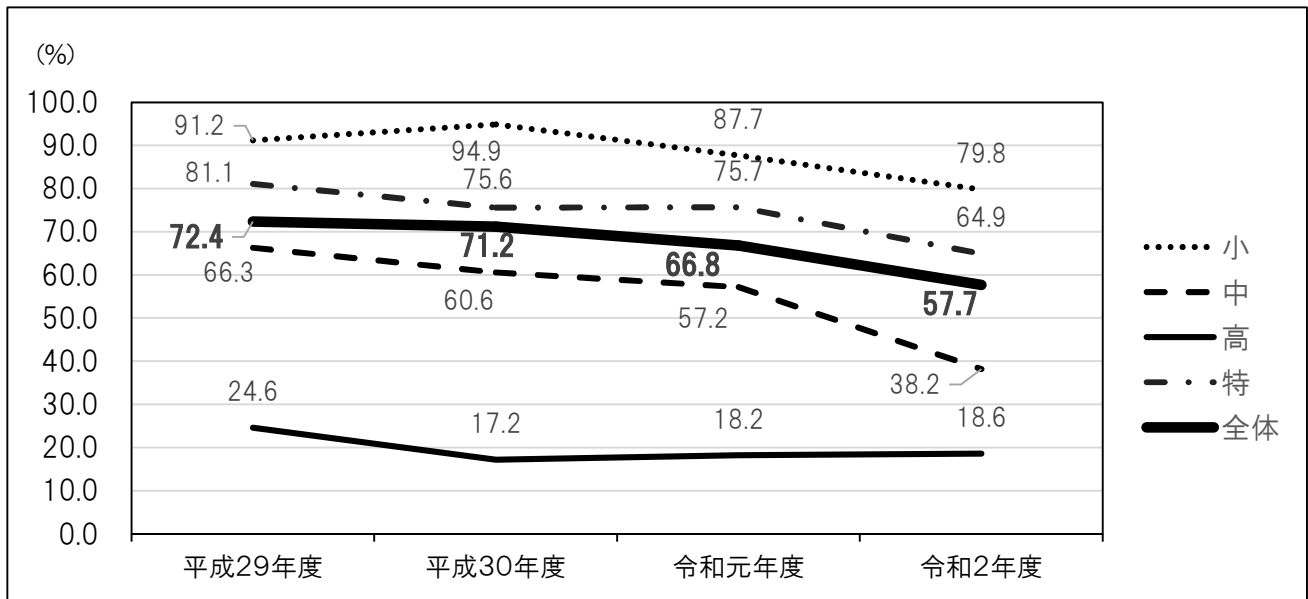


(国勢調査、県統計調査課資料)

2 自然体験活動・ボランティア活動や社会貢献活動

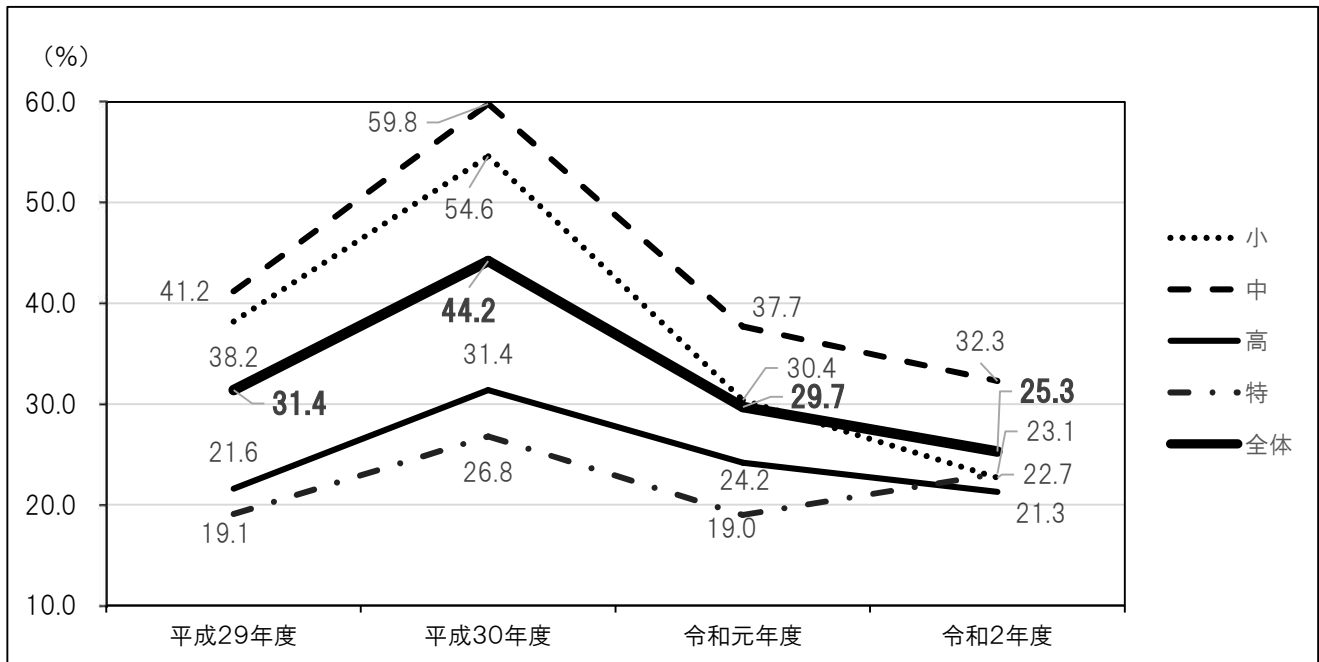
(1) では、令和2年度と平成29年度を比較すると約8割減少し、(2) では、平成30年度をピークに減少し、25%程度となっています。

(1) 「自然体験学習」等を実施した学校の割合



(静岡県教育委員会「学校対象調査」)

(2) 土・日曜日や夏休み、冬休み等に「ボランティア活動」又は「社会貢献(奉仕)活動」をした児童生徒の割合



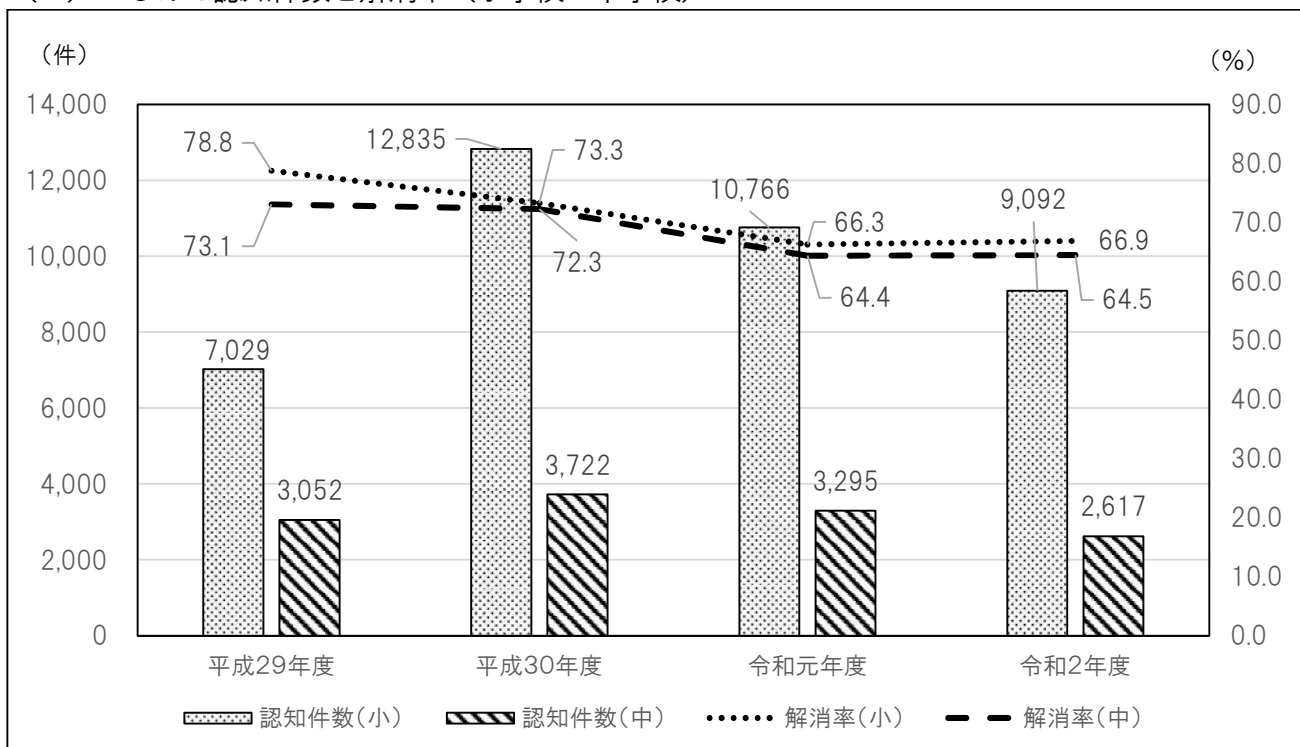
(静岡県教育委員会「学校対象調査」)

3 いじめ問題の状況

(1)(2)は、小中学校では平成30年度、高等学校と特別支援学校では平成29年度をピークに減少傾向にあります。また、いじめ解消率は全体傾向として低下しています。

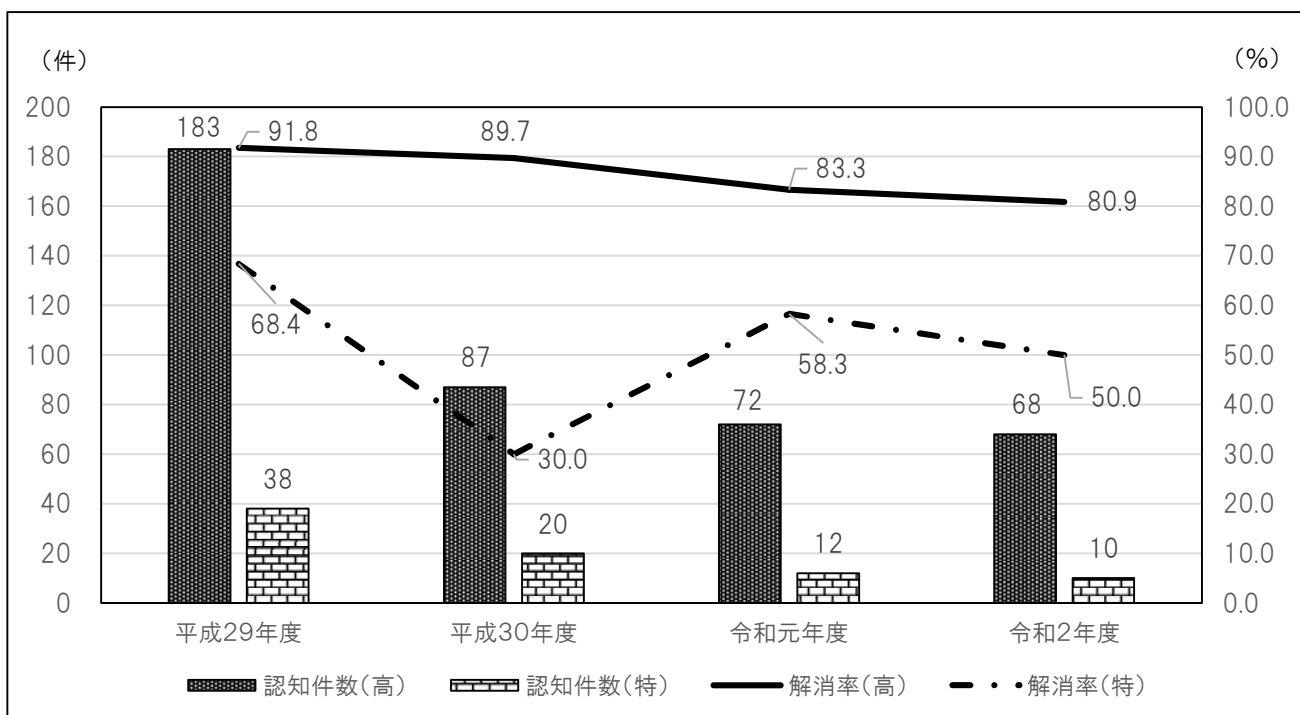
(3)では、約8割の児童生徒が、「かなり当てはまる」「まあ当てはまる」と回答しています。

(1) いじめの認知件数と解消率（小学校・中学校）



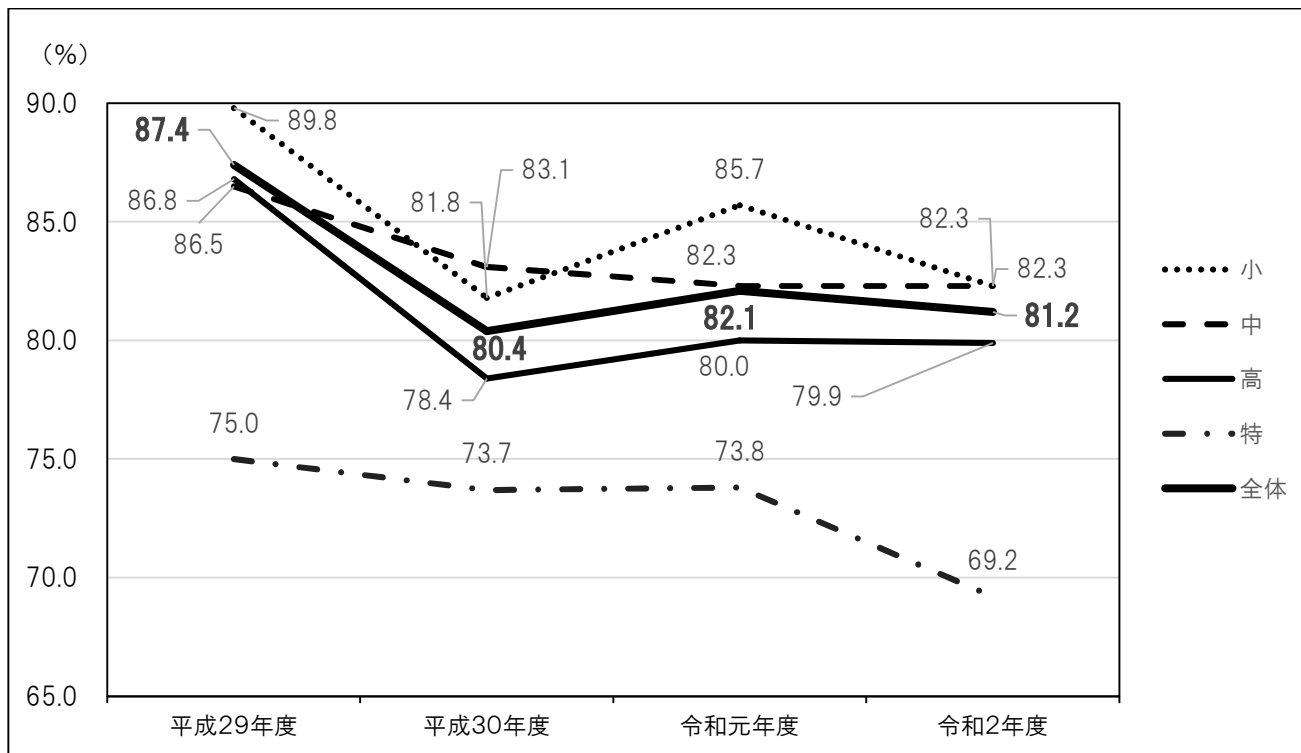
(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」)

(2) いじめの認知件数と解消率（高等学校・特別支援学校）



(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」)

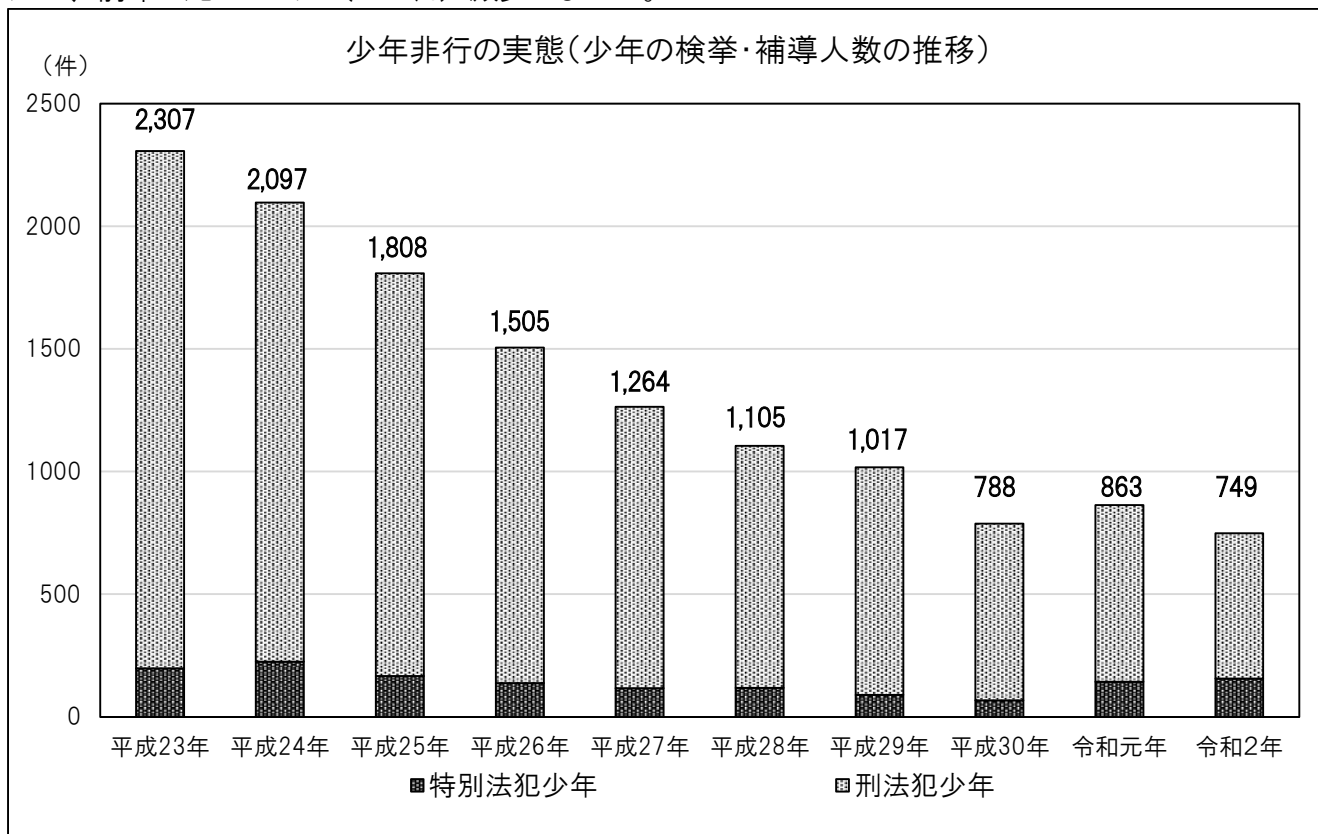
(3) 学校に困ったことや悩みごと等を相談できる人がいる児童生徒の割合



※「かなり当てはまる」「まあ当てはまる」と回答した割合
(静岡県教育委員会「学校対象調査」)

4 少年非行の概況

刑法犯・特別法犯で検挙・補導された少年の数は、全体として減少傾向にあり、令和2年は749人で、前年に比べ114人(13.2%)減少しました。

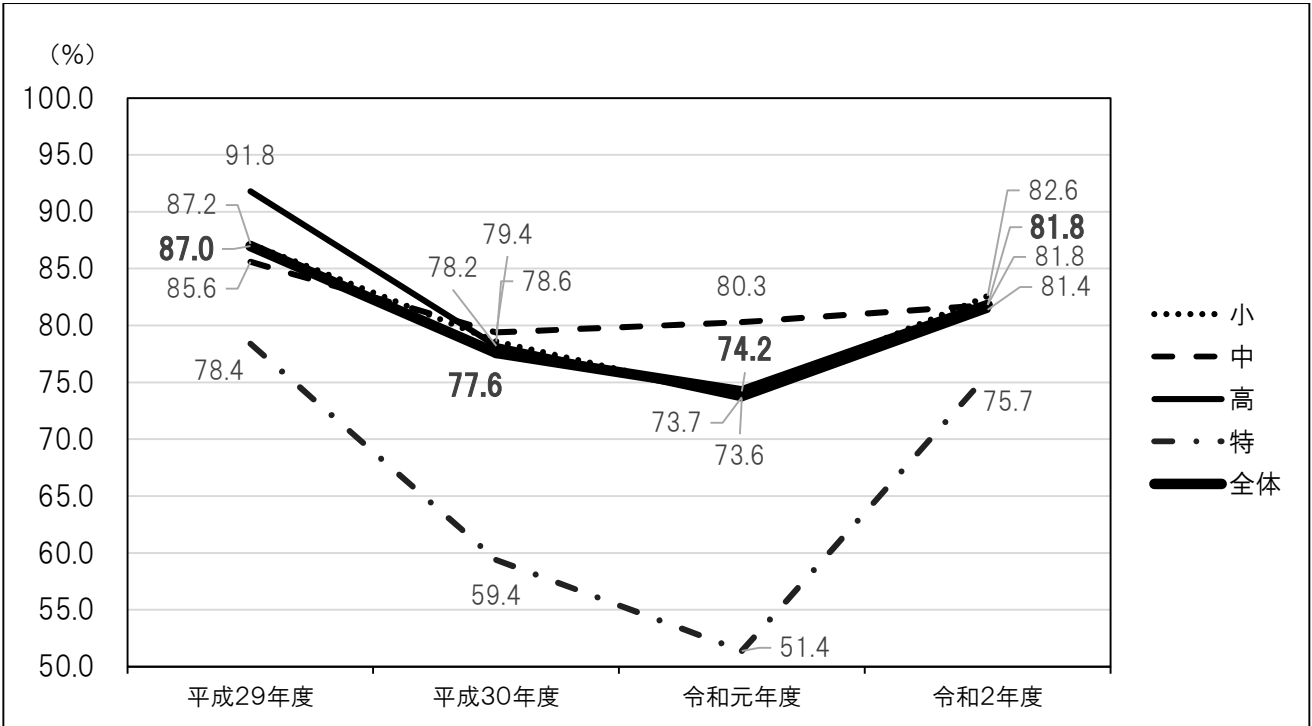


(静岡県警察本部少年課資料)

5 情報モラル教育、教員のICT機器の活用

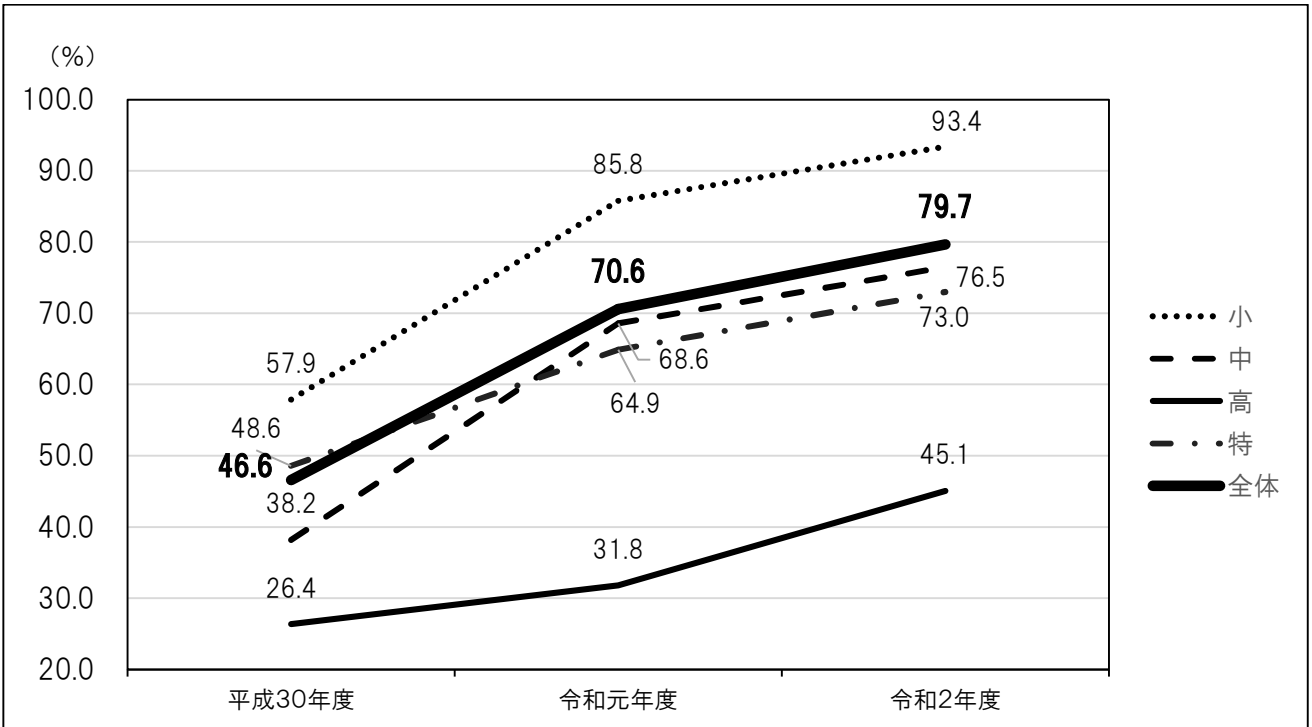
(1) の割合は減少傾向でしたが、令和2年度は上昇し、全体として80%を超えました。(2) の割合は上昇を続けています。(資料：学校対象調査)

(1) 情報モラルに関する教育活動の実施した学校の割合



(静岡県教育委員会「学校対象調査」)

(2) 授業でICT機器を活用した教員の割合80%以上の学校

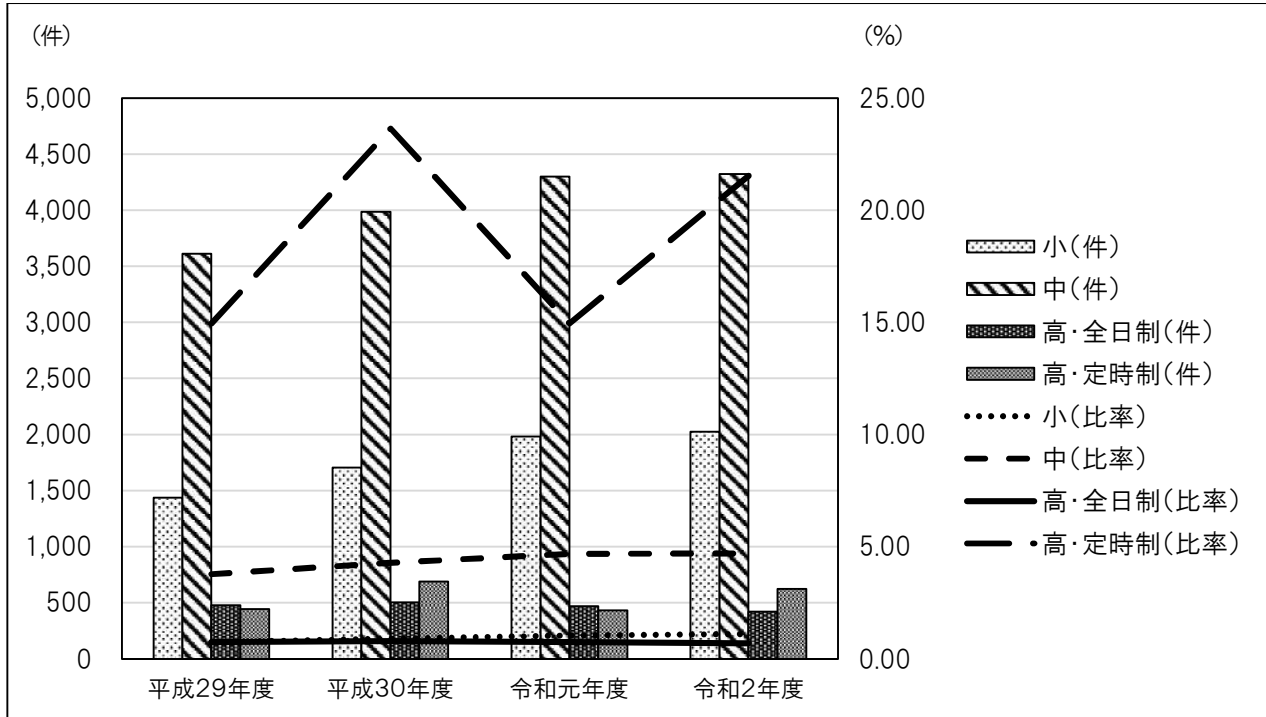


(静岡県教育委員会「学校対象調査」)

6 不登校、中途退学者（公立高等学校）の状況

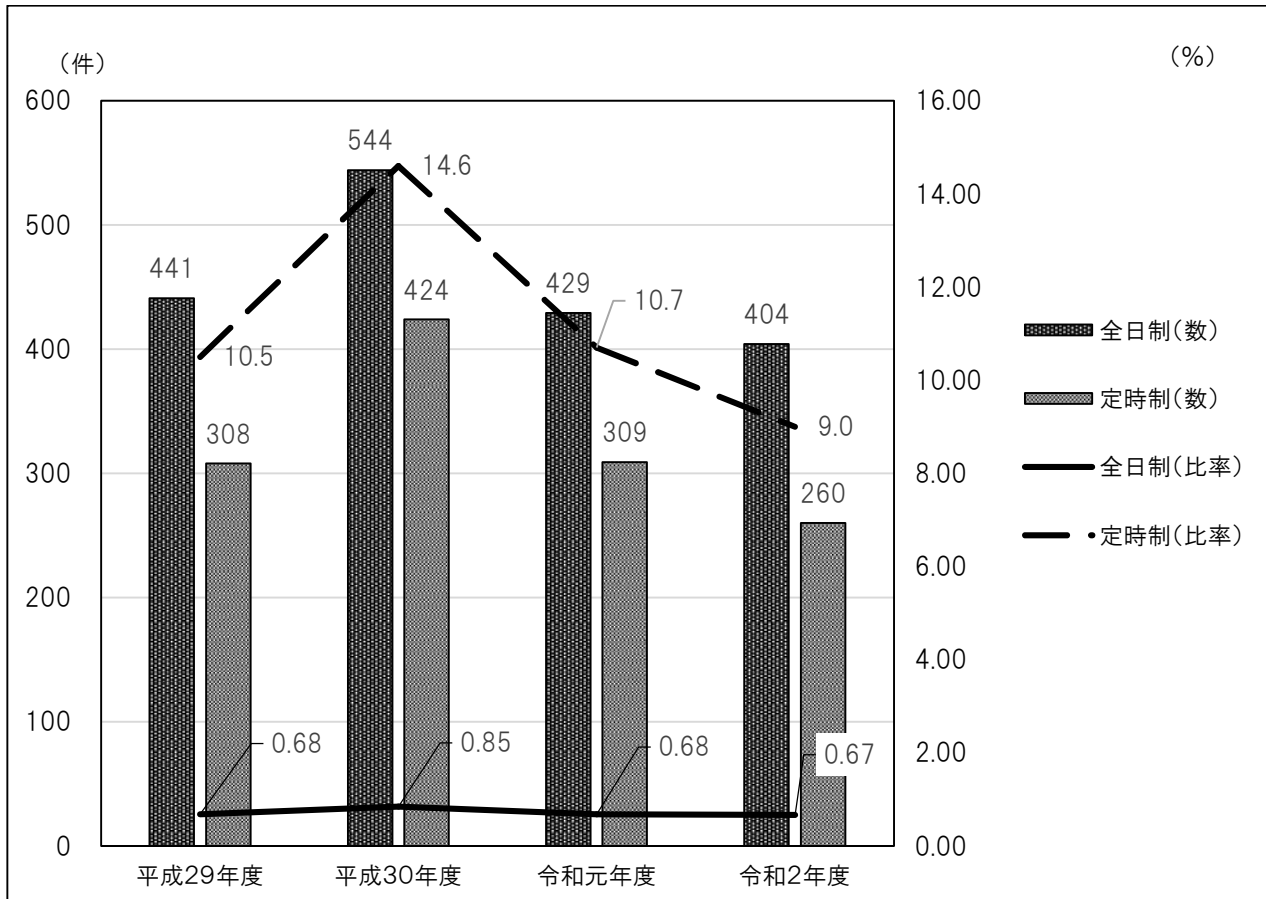
(1) は、高等学校全日制を除いて、各校種で増加しています。(2) は、件数、比率とも減少傾向にあります。

(1) 不登校の数と比率



(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」)

(2) 公立高等学校中途退学者の数と比率



(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」)

7 ひきこもり、若年無業者（ニート）の状況

<ひきこもり>

全国のひきこもりの数は、2016（平成27）年に54.1万人と推計されました。2009（平成21）年調査に比べ、数は減少しているものの、7年以上のひきこもりの比率は16.9%から34.7%と大きく上昇し、ひきこもりの長期化が懸念されています。国は2018（平成30）年に40～64歳を対象に調査を実施し、ひきこもりの長期化（7年以上が46.7%）の実態を明らかにしました。

なお、2018（平成30）年調査では、40～64歳のひきこもりの全国の推計数を61.3万人としており、そこから本県では約3.2万人と推計されます。

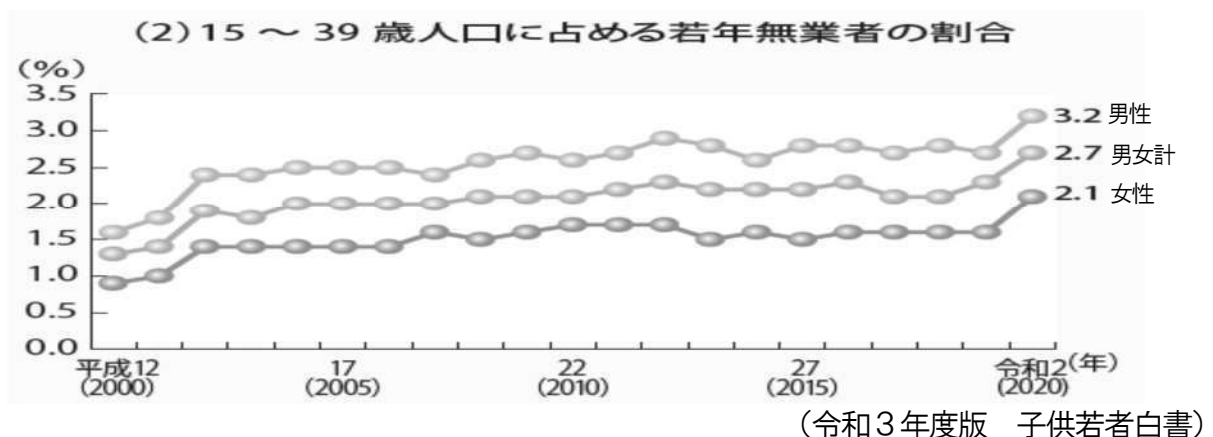
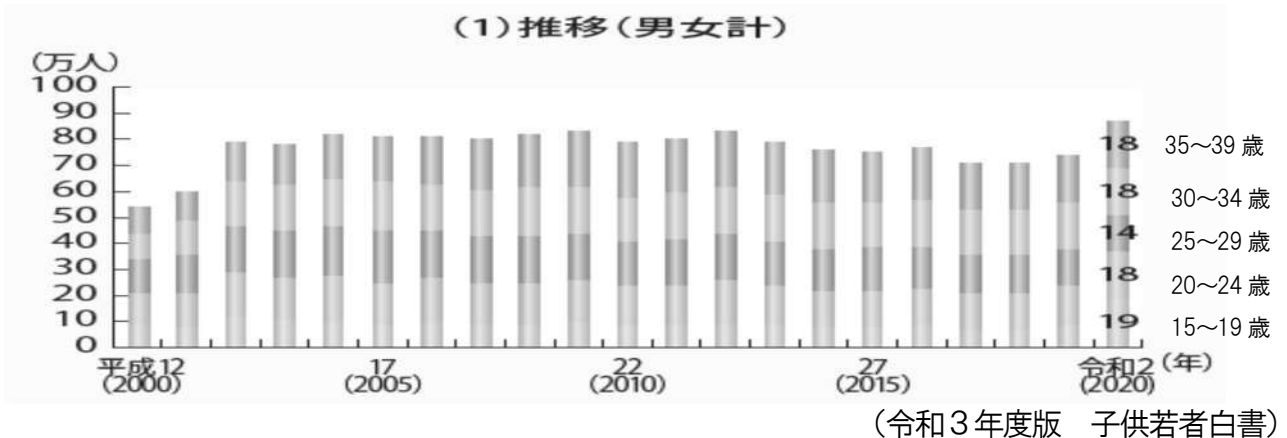
また、県の令和元年の15～64歳を対象とした調査で民生委員が現在、ひきこもり状態であると確認している2,082人のうち、49.1%が10年以上のひきこもりであるとされています。

ひきこもりの状況		
全国（内閣府推計）		7年以上のひきこもりの比率
平成21年（15～39歳）	69.6万人	16.9%
平成27年（15～39歳）	54.1万人	34.7%
平成30年（40～64歳）	61.3万人	46.7%
静岡県推計値 約3.2万人（61.3万人からの推計）		
静岡県（健康福祉部）調査		10年以上のひきこもりの比率
令和元年（15～64歳）	2,082人	49.1%

※民生委員等が現在ひきこもり状態にあることを認識している方の人数

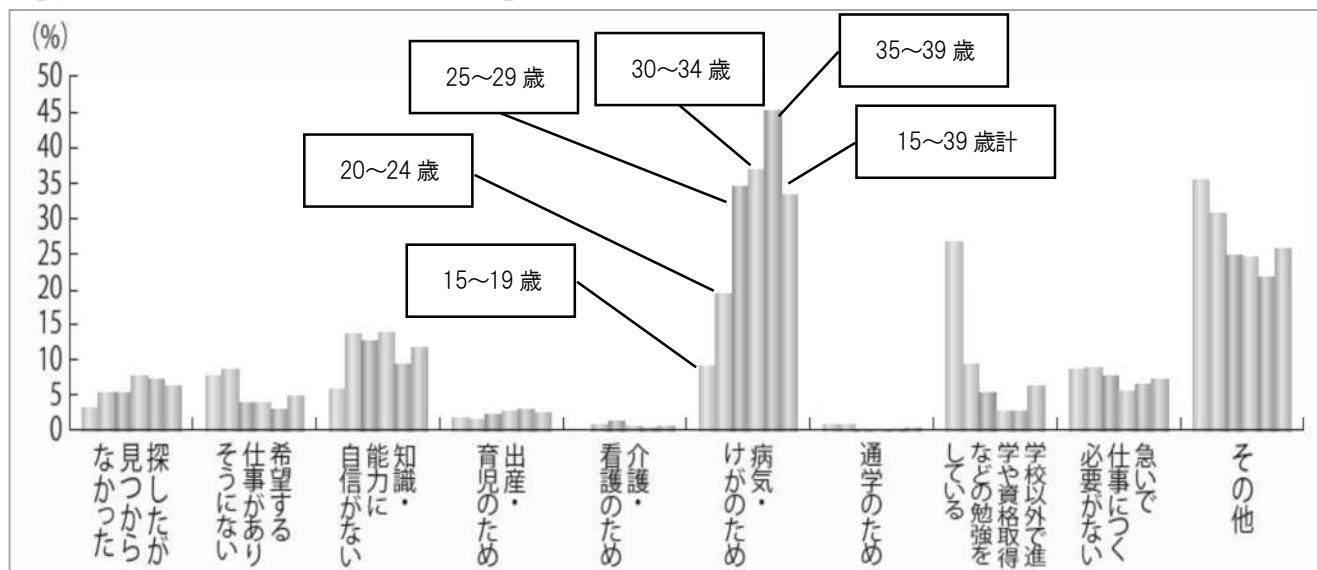
<若年無業者（全国集計）>

全国の15歳～39歳の若年無業者数は令和2年で87万人、15～39歳人口に占める割合は2.7%と微増しています。



<就業希望の若年無業者が求職活動をしない理由（全国集計 平成29年度）>

「病気・けが」や「勉強」を除くと、「知識・能力に自信がない」、「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」の回答が多くなっています。

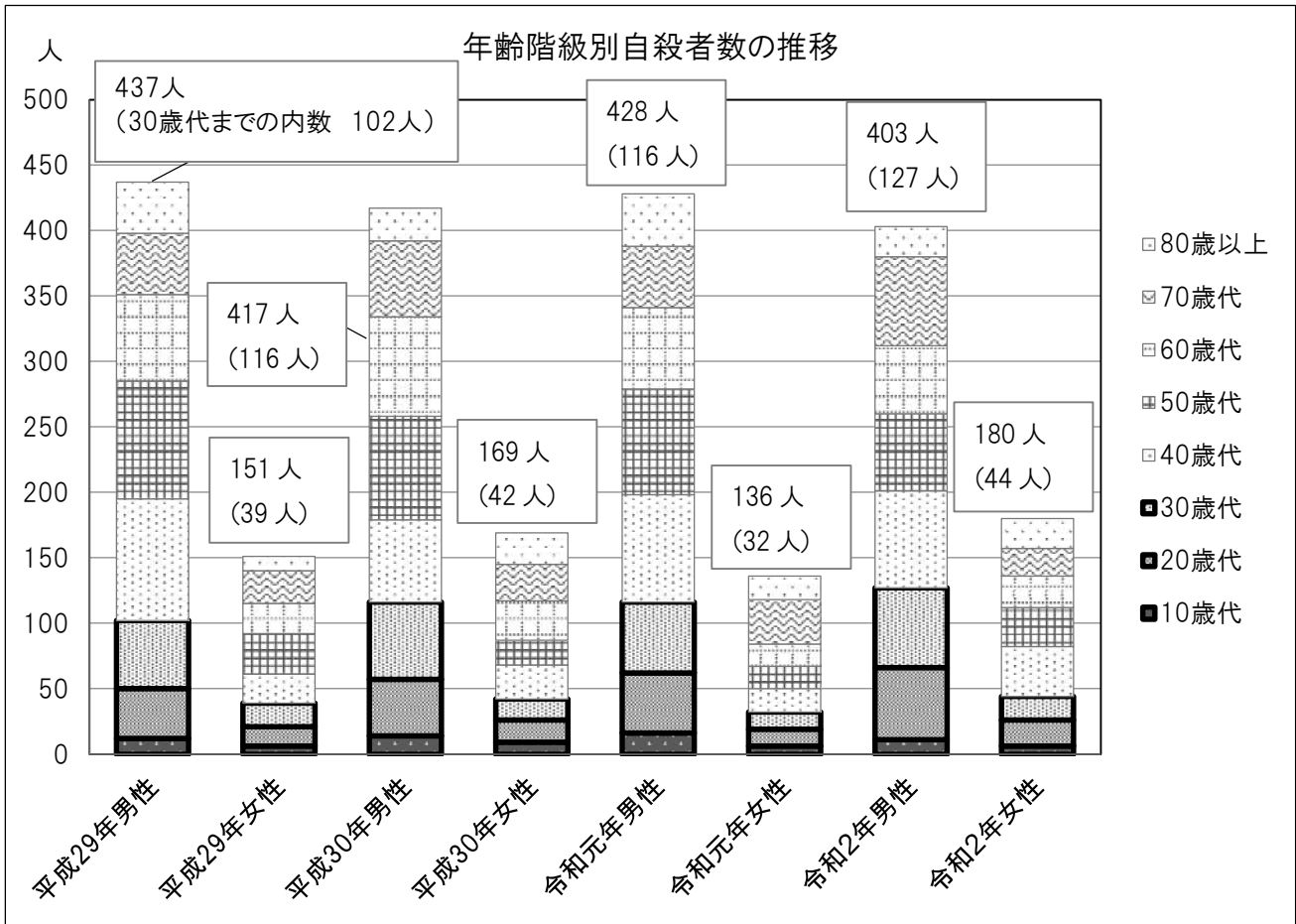


(令和3年度版 子供若者白書)

8 自殺の状況

(1) 自殺者数の推移

前年に比べた令和2年の全年代の自殺者数は、男性で減少したものの、女性で増加し、男女全体の数は増加しました。また、10歳代の自殺者数は減少したものの、20歳代、30歳代は男女とも増加しました。



(人口動態統計、静岡県精神保健福祉センター資料)

(2) 全年代と10歳代から30歳代までの死因の上位

全期間を通じて、10歳代から30歳代までの死因のトップは「自殺」となっています。

		10歳代	20歳代	30歳代	全年代
令和2年	1位	自殺	自殺	自殺	悪性新生物<腫瘍>
	2位	悪性新生物<腫瘍>	不慮の事故	悪性新生物<腫瘍>	心疾患(高血圧性を除く)
	3位	不慮の事故	悪性新生物<腫瘍>	不慮の事故	老衰
令和元年	1位	自殺	自殺	自殺	悪性新生物<腫瘍>
	2位	不慮の事故	心疾患(高血圧性を除く)・不慮の事故	悪性新生物<腫瘍>	心疾患(高血圧性を除く)
	3位	悪性新生物<腫瘍>	不慮の事故	不慮の事故	老衰
平成30年	1位	自殺	自殺	自殺	悪性新生物<腫瘍>
	2位	不慮の事故	不慮の事故	悪性新生物<腫瘍>	心疾患(高血圧性を除く)
	3位	悪性新生物<腫瘍>	悪性新生物<腫瘍>	不慮の事故	老衰
平成29年	1位	自殺	自殺	自殺	悪性新生物<腫瘍>
	2位	不慮の事故	不慮の事故	悪性新生物<腫瘍>	心疾患(高血圧性を除く)
	3位	悪性新生物<腫瘍>	悪性新生物<腫瘍>	不慮の事故	老衰

※上記期間を通じて、自殺は全年代での死因の10位

(人口動態統計、静岡県精神保健福祉センター資料)

基本方針1 すべての子ども・若者の健やかな成長に向けた支援

すべての子ども・若者の幸せ（Well-being）の実現を目指し、時代の変化にしなやかに対応しながら、健やかに自立して生き抜くことができる資質能力の育成を目指します。

1.1 自己形成のための支援

数値目標（指標）

指 標	基 準 値	目 標 値
困っている人を見かけた際に声をかけたことがある 県民の割合	(2021 年度) 33.0%	40%
人権啓発講座等参加人数	(2020 年度) 18,940 人	毎年度 30,000 人
人権教育に関する校内研修を実施した 学校の割合	(2020 年度) 小 99.4% 中 95.9% 高 94.1% 特 100%	毎年度 100%
「自分にはよいところがあると思う」 児童生徒の割合	(2019 年度) 小 83.7% 中 77.6%	小 80.0% 中 78.5%
1 年間に文化・芸術の鑑賞・活動を行った人の 割合	(2021 年度) 41.6%	75%
県内施設・大会等でスポーツをする人・ 観る人の人数	(2019 年度) 14,344,670 人	16,500,000 人
富士山の世界文化遺産としての顕著な 普遍的価値を理解している人の割合	(2020 年度) 25%	50%
成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	(2020 年度) 57.7%	70%
新体力テストで全国平均を上回った種目の 割合	(2020 年度) 小 53.1% 中 63.0% 高 92.6%	小 100% 中 100% 高 100%
県民の公立図書館利用登録率	(2020 年度) 49.3%	52%
静岡県生涯学習情報発信システム 「まなぼっと」ユーザー数	(2020 年度) 16,355 人	毎年度 20,000 人
授業に ICT を活用して習熟度別学習や協働 学習など専門的な指導ができる教員の割合	(2020 年度) 65.7%	100%
ふじのくに地域・大学コンソーシアム ¹ 等 による地域課題解決提案数	(2017～2020 年度) 累計 101 件	(2022 年～2025 年度) 累計 100 件

1.1.1 日常生活能力の向上

1.1.1.1 人権擁護や規範意識、自他を尊重する意識と態度の育成

人権啓発、人権教育、人権侵害に対応する取組の充実を図り、「心のバリアフリー」の実現を目指します。【県民生活課、男女共同参画課、私学振興課、地域福祉課、障害者政策課、障害福祉課、教育政策課、義務教育課、高校教育課】

- 高齢化や障害のある人の社会参加等に適応し、多様性を尊重した共生社会を実現するため、広報や講座実施等を通じて、ユニバーサルデザインの理念の普及と、県民一人ひとりが相手の立場に立って思いやりある行動ができる「心のUD（ユニバーサルデザイン）」の促進を図っていきます。
- 男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメント等は人権侵害であるとの認識を広く浸透させるため、パープルライトアップ等を実施するとともに、性暴力及びパートナー間における暴力に関する講座を実施します。
- 性の多様性に関する理解を促進するための研修や啓発を推進するとともに、性別欄の取扱いをはじめとする行政サービスの見直し等を行っていきます。
- 「人権教育の手引き」の配布や人権教育用教材の活用、(公社)静岡県私学協会による人権教育研修会の実施など、人権教育の推進を促します。
- 県民の人権尊重の意識の高揚を図るため、複雑・多様化する人権課題に対し社会の状況を的確に捉えて、継続的に人権啓発活動を行います。
- 障害のある人や障害に対する正しい理解を広めるため、障害者差別解消推進県民会議の開催や、好事例に対する表彰、若年層に対する理解促進等に取り組みます。
- 各学校における人権教育を推進するため、人権教育担当者研修会の実施や「人権教育の手引き」の作成等に取り組み、人権教育のさらなる充実を図り、自他を尊重する意識や態度を育成します。
- カリキュラム・マネジメントや小中連携等の視点からの道徳教育を推進します。「人間関係プログラム」の活用を呼びかけ、各学校において互いを尊重する気持ちや対人関係スキルを育むようにしていきます。
- 高校生版「人間関係づくりプログラム」冊子、ワークシートを作成・配布し、適切な人間関係を築く手法等の獲得を図ります。

主な取組と対象年代（■核となる対象年代 □影響のある年代）	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
「ユニバーサルデザイン出前講座」や「心のUD実践講座」の実施		□	□	□	□
男女共同参画に関する意識啓発の推進	□	□	□	■	■
性の多様性の理解促進を目的とした講座等の実施	■	■	■	■	■
人権教育の手引き（人権教育指導資料）の作成・活用	■	■	■	■	■
出前人権講座、講演会・研修会等の開催	□	■	■	■	■
テレビ・ラジオCMの放映、SNSによる情報発信、駅や店舗へのポスターの掲示等	□	■	■	■	■
「声かけサポーター」の養成			□	■	■
団体等が実施する「合理的配慮の提供」の研修等への支援				■	■
人権教育研究指定校における研究の推進と成果の普及		■	■		
教職員等を対象とした男女共同参画に関する研修の実施		■	■	□	□
教職員等を対象とした性の多様性に関する研修の実施		■	■	□	□
道徳教育推進を目的としたオンデマンドによる研修会の実施		■	■		
人間関係づくりプログラムの活用促進		■	■		

1.1.1.2 自然体験・文化・スポーツ活動の推進

豊かな人間性、社会性、自己肯定感や自己有用感などが高まるよう、“ふじのくに” 静岡県の豊かな自然や文化に触れる多様な体験活動、学校や地域における体力向上の取組を実施・支援をします。

【環境ふれあい課、文化政策課、スポーツ政策課、富士山世界遺産課、スポーツ振興課、お茶振興課、高校教育課、健康体育課、社会教育課】

- 自然と直接ふれあう場や体験学習の機会を提供するため、県有自然ふれあい施設等の適切な管理・運営を行うとともに、自然体験プログラムの充実を図ります。
- 子どもたちの豊かな感性を育み、文化に触れる機会を拡充するため、「文化教育プログラム」を実施します。教育委員会と連携して学校へ周知することにより、子どもたちの鑑賞・体験機会の増加を図ります。
- 県内出身アスリートの発掘・育成をするため、国内外で活躍するアスリートを育成し、県民の関心喚起や理解促進により、スポーツ文化を醸成します。ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピックなどのレガシーを活用して、スポーツによる国内外の交流を拡大します。
- 地域の文化の象徴、世界に誇る財産として、富士山と韮山反射炉の保存管理を着実に実行するとともに、県民意識を醸成し、顕著な普遍的価値を後世に継承します。
- 静岡県スポーツ協会や市町などと連携し、総合型地域スポーツクラブ²の活動支援を行うなど、誰もが日常的にスポーツに親しめる機会の提供に努めます。
- ふじのくに茶の都ミュージアム³は、子供や若者がお茶について楽しく学べる場の提供やお茶の魅力を伝え関心を高めるため、県の愛飲条例に基づき、小中学校等の施設利用を積極的に受け入れていきます。
- 高校生の文化活動の健全な発展と資質の向上を目指すと共に、芸術文化活動の振興を図ります。
- 小学校3年生以上を対象に「新体力テスト」を実施し、県内小中高校生の体力の現状と課題を把握します。特に小学生の体力低下が課題であるため、「体力アップコンテスト」の参加者が増えるよう種目の見直しと充実を行い、運動習慣の定着と体力の向上を図ります。また、体力向上HP「しずおか元気っ子ラボ」を有効利用し、教員や子どもたちの運動に対する意識を高めるよう周知を図ります。
- 次代を担う心身たくましい青少年を育成するため、県内の青少年団体に、青少年指導者育成事業の委託等、青少年指導者の確保と資質の向上を図ります。また、青少年育成会議では、青少年育成県民運動の積極的な展開のため、申請があった正会員団体に対して、補助金の交付をするなど活動の支援を行います。
- 青少年教育施設においては、学校をはじめとする利用団体の受入れのほか、周辺の自然環境を生かした主催事業を実施し、体験活動の機会を提供します。引き続き、施設の適切な管理のほか、各施設の立地条件等を生かした特色ある体験活動の提供により、利用者の目的にあった効果的な活動を推進し、利用団体数の増加につなげます。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
指定管理者による民間のノウハウを活かした「県立森林公園」、「県民の森」の運営や自然体験プログラムの提供	□	■	■	□	■
ふじのくに文化教育プログラムの実施	□	■	■	□	□
富士山の日 ⁴ 運動の推進	■	■	■	■	■

世界遺産富士山・韮山反射炉に関する県民講座等の実施	□	■	■	■	■
しずおかスポーツフェスティバル ⁵ 、県民スポーツ・レクリエーション祭 ⁶ の開催	■	■	■	■	■
地域スポーツクラブ間の情報交換等を行う交流事業の実施				■	■
県内幼稚園・保育所及び商業施設等における親子運動遊びプログラム ⁷ の普及啓発	■				
ふじのくに茶の都ミュージアム 小中学校等の施設利用や体験学習の積極的な受入		■	■	■	□
高等学校文化連盟と連携した高校生の文化活動の推進			■		
スポーツ人材バンク ⁸ の利用による地域人材の活用促進			■		
「新体力テスト」、「体力アップコンテストしずおか」の実施		■	■		
青少年団体に対する活動支援（次代を担う青少年育成事業）		■	■	■	■
静岡県青少年育成会議による健全育成に係る県民運動推進事業		■	■	■	■
青少年教育施設の管理・運営・指導		■	□	□	

1.1.1.3 読書活動と生涯学習の推進

県民一人一人が、生涯を通じて読書を楽しむ習慣を確立した「読書県しずおか」の構築に向け、成長過程に応じた「読書環境の整備」「読書機会の提供」「読書活動の啓発」等に取り組めます。また、多様な学習ニーズに対応するため、生涯学習の充実に向けた取組を進めます。【長寿政策課、社会教育課、中央図書館、総合教育センター】

- 読書習慣の基礎を身につける時期にある乳幼児やその保護者、不読率の高い中高生世代への啓発を図るため、子ども読書アドバイザー⁹の活用、読書ガイドブックの作成・配布、高等学校ビブリオバトルの実施を軸にした読書活動の推進に取り組めます。
- 学校・家庭・地域総がかりで子どもの読書活動推進に取り組み、生涯にわたる読書習慣の基礎となる子どもの読書習慣の定着を図るため、県立中央図書館（子ども図書研究室）を中核とした県内図書館や子どもの読書活動に関わる団体の支援等を行います。
- 行政機関・NPO・企業・大学等との連携により、生涯学習関連講座・イベントの情報を収集し、静岡県生涯学習情報発信システム（まなぼっと）により一元的に発信し、学習ニーズの多様化・高度化に対応した講座情報を提供します。
- 社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図るため、高齢者がこれまで培った特技や技術を伝承する活動、昔遊びなどを通して高齢者と子どもとの交流を促進します。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
子ども読書アドバイザーを活用した乳幼児期やその保護者への読書活動の推進	■	□	□	■	■
成長過程に応じた読書ガイドブック作成・配付	■	■	■	■	■
高校生を対象としたビブリオバトルの開催			■	□	□
学校図書館の機能強化と活用推進		■	■		
静岡県生涯学習情報発信システム「まなぼっと」の運営	■	■	■	■	■
県立中央図書館（子ども図書研究室）を中核とした県内図書館、子どもの読書活動に関わる団体等の支援	□	□	□	□	□
県内図書館職員を対象とした研修の開催、運営相談	□	□	□	□	□
老人クラブと連携した世代間交流の促進	■	■			

1.1.2 学力の向上と大学教育等の充実

1.1.2.1 新学習指導要領の実施

知識及び技能の習得や、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養に向けて、主体的・対話的で深い学びの視点からの不断の授業改善を推進します。【私学振興課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター】

- 新学習指導要領に則った、適切な教育課程を編成するよう促します。
- 学習指導要領の円滑な実施のために、学校訪問等を通じて、授業づくり等の指導・助言を行います。
- これまでの教育実践の蓄積を活かし、予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力の育成を図ります。
- 新学習指導要領での指導のポイントとして、目標設定やPDCAに基づく授業づくりを浸透させるため、教育課程を見直し、特色ある学校づくりとつなげていくことができるよう、教務主任連絡協議会で働きかけを行っていきます。
- （小中）（特支）新学習指導要領で求められている資質・能力の育成に向け、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。（高校）子どもの発達を支える長期的な視点に立って、資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と学習評価の充実を推進します。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
「社会に開かれた教育課程 ¹⁰ 」の実施		■	■		
教員対象研修の実施 推薦研修「主体的・対話的で深い学び」を支える授業研究（令和6年度まで）（小中・高校・特支）／高等学校定期訪問（高校）／教育課程研究集会（高校）／年次別研修（教科別研修）（小中）／各教科に関する希望研修（小中）／特別支援学校定期訪問（特支）		■	■	□	□

1.1.2.2 学校教育の情報化

GIGAスクール構想を踏まえ、児童・生徒の情報活用能力の育成、教職員のICT活用指導力の向上とともに、教職員の負担軽減を目指します。【私学振興課、教育政策課、総合教育センター】

- GIGAスクール構想に関連した補助金にかかる情報提供を行い、各校の実情に応じて適切に活用するとともにICT機器を活用し教育の情報化を推進するよう促します。
- 社会の急激な変化の中においても、多様な子どもたちを誰一人取り残さない教育を推進するため、デジタル技術を活用した学習や働き方の新しいスタイルとなる「スクールDX」を推進します。
- 教職員のICT活用指導力において個人差がある現状を踏まえ、GIGAスクール構想とICT活用に関する研修においては、基礎編と発展編に分けて実施することで、教職員のICT活用指導力の向上を図ります。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
情報教育に関する研修・情報モラルに関する研修等の実施		■	■	□	□
GIGAスクール構想とICT機器を活用した授業実践研修（基礎編・発展編）		■	■	□	□

1.1.2.3 学校におけるきめ細かな指導の充実

すべての子どもの学びの機会の保障、少人数学級編制や協働的な学習、個に応じた丁寧で柔軟な指導の実施等を通じ、学力の向上を図るとともに、高等学校における、小中学校段階の学習内容について学び直しの機会を充実させます。【私学振興課、義務教育課、高校教育課】

- 各校の建学の精神に基づき、学習内容や教育的な指導において各校の実情に応じた適切な指導を行うよう促します。
- 小中学校において、静岡式 35 人学級編制¹¹を実施しています。小学校英語専科教員及び小学校専科教員（英語以外）、非常勤講師を目的に応じて配置します。今後の国の動向に注視しながら、基礎定数及び国加配等を有効に活用し、適正配置に努めます。
- 地域に在住する退職教員・大学生等の人材を活用して、放課後等に学習指導や教員の指導力向上支援、進路選択支援等の取組を行うことにより、生徒の学習意欲の向上と学力の定着を図ります。また、学校の実情に応じて、学習内容や進路指導等を工夫することにより、個に応じた指導を充実させます。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
35 人以下学級編制の完全実施		■	■		
非常勤講師の適正配置、小学校への専科指導教員の配置		■	■		
放課後学習支援の実施			■		

1.1.2.4 特色や魅力ある高等学校教育の実現

高校生の多様な実態や学習ニーズに応じた、特色や魅力のある教育活動を推進します。【私学振興課、高校教育課】

- 各校の建学の精神に基づき、学習内容や部活動、課外活動等において、各校の特色や魅力創出のため支援します。
- 魅力ある高校づくりを推進するため、国の普通科改革を踏まえて、生徒の学習意欲を喚起し、多様な教育ニーズに応える特色や魅力のある教育活動を推進します。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
オンリーワン・ハイスクール事業 ¹²			■		

1.1.2.5 魅力ある高等教育の振興

高等教育機関が、高度な技術や専門的な知識を有する多様な人材を育成し、地域社会の発展に寄与していくため、産業界や地方自治体と教育機関、教育機関同士の連携を推進し、高等教育機関における教育・研究機能の充実に取り組みます。【大学課】

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
教育・研究活動のグローバルな展開、地域社会との連携強化などを支援				■	
「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」の大学間、企業、地方公共団体、高校等との連携事業を支援				■	

1.2 健康と安全・安心の確保

数値目標（指標）

指 標	基 準 値	目 標 値
スクールカウンセラー ¹³ への相談件数	(2020年度) 小 57,145 件 中 54,131 件 高 5,642 件	小 60,000 件 中 55,000 件 高 5,800 件
SNSに起因する子どもの性被害防止に向けた非行防止教室の開催回数	(5年平均) 956 回	毎年度 1,100 回
「食の都」づくり ¹⁴ に関する表彰数	(2018～2021年度) 累計 76 個人・団体	(2022～2025年度) 累計 70 個人・団体
栄養バランスのとれた朝食をとっている幼児児童生徒の割合	(2020年度) 幼 39.1% 小 46.8% 中 47.3% 高 48.7%	幼 50% 小 55% 中 50% 高 50%
薬物乱用防止に関する講習会未開催校数	(2020年度) 21 校	0 校
静岡県ふじのくにジュニア防災士 ¹⁵ 養成講座受講者数	(2020年度) 11,048 人	毎年度 30,000 人
地域で行われた防災訓練への児童生徒の参加率	—	100%
刑法犯認知件数	(2020年) 15,370 件	12,000 件以下
労働法セミナー受講者数	(2020年度) 369 人	毎年度 450 人
消費生活相談における被害額	(2020年度) 329 千円/人	280 千円/人以下

1.2.1 相談体制の充実といじめ、非行の防止

1.2.1.1 相談窓口の充実、相談支援の強化

困難を有する子ども・若者やその家族が適切に相談することができるよう、相談しやすい体制づくりを進め、各種相談窓口の充実、相談支援の強化を図ります。【男女共同参画課、こども家庭課、障害福祉課、社会教育課、総合教育センター、少年課】

- 男女共同参画の視点から、家族や夫婦などの悩みについて、女性相談、男性相談を実施します。
- 性的指向及び性自認を理由に困難を抱える人のための相談・交流会を実施します。
- 中央児童相談所に電話相談キーステーションを設置し、県全域の児童及びその家族に関する問題等について電話相談員による相談援助活動を実施します。また、若者が抱える思春期特有の悩みに関する相談については思春期健康相談室を整備するとともに、中学生や高校生への思春期健康相談室の周知を図り、利用を促進します。
- 県内の自殺者は、減少傾向にある一方で、若年層の自殺者は、横ばい又は増加傾向であることを踏まえ、若者が多く利用するSNSを活用したLINE相談の実施等、世代ごとに対応した各種相談窓口の充実を図ります。
- 多様な相談に対応できるよう、ふじのくにアイマップ¹⁶登録団体数を増やし、県内の各機関へ配布するとともに、多くの方々を相談支援へ繋げていきます。また、困難を有する子ども・若者支援の一層の充実を図るため、子ども・若者育成支援推進法第13条による子ども・若者総合相談センター（青少年センター（仮））の設置に向けた調査研究を関係機関、民間団体等の協力を得ながら進めます。
- 総合教育センターの面接相談では、電話相談のほか、オンラインも活用するなど状況に合わせて相談方法を選べるように体制を整備します。「24時間子どもSOSダイヤル」の緊急連絡等外部機関との連携の在り方を見直し、より速やかに対応できるように整理します。
- 少年相談窓口として少年サポートセンターの業務について、県警ホームページ等で広報を行い、県民に対して周知を図ります。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
あざれあ女性相談、男性相談の実施				■	■
性的マイノリティを対象とした電話相談や交流会の実施	■	■	■	■	■
家庭支援電話相談の実施（子ども・家庭110番）	■	■	□		
思春期健康相談室の運営			■	□	□
こころの健康についての電話相談の実施（こころの電話等）		■	■	■	■
SNSを活用したLINE相談の実施		■	■	■	■
不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会 ¹⁷ の開催		■	■	■	■
子ども・若者総合相談センター（青少年センター（仮））の設置に向けた調査研究	■	■	■	■	■
総合教育センターにおける教育相談の実施	□	■	■	□	□
少年相談の対応 ※6～19歳	□	■	■	□	

1.2.1.2 学校における相談体制の充実

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー¹⁸の活用等を進めるとともに、外部機関と連携し、チーム学校として相談体制の整備や教職員の対応能力の向上に取り組みます。【私学振興課、障害福祉課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター】

- 各校の実情に応じて、スクールカウンセラー等の専門家の配置について支援します。
- 学校等における危機発生時には、児童生徒や職員等への早期のこころのケアが重要であることから、専門職員を速やかに現場へ派遣できるよう体制を整備するとともに、技術的アドバイス等により、関係者の実施するこころの健康管理対策を支援します。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの任用者数及び配置時間数の拡充を図るとともに、資質向上を目指した研修会を実施していきます。
- スクールカウンセラーは、拠点校25校に配置し、スクールソーシャルワーカーについては拠点校6校に配置し、各高等学校の要請に応じて派遣します。心の健康問題について、カウンセリングを必要とする生徒が増加傾向にあるとともに、心の健康問題に起因するいじめ、不登校等に対する専門的な知見に基づく支援の必要性が高いため、配置校の拡充を図っていきます。
- 特別支援学校では、個別カウンセリングが有効な児童生徒や保護者の相談等に適切に対応するため、スクールカウンセラーを拠点校に配置し、校内体制を整えるとともに教育委員会でQ & A集を作成して、効果的なスクールカウンセラーの活用を促すとともに、教職員の対応能力の向上に取り組みます。
- チーム学校として相談体制の整備と不登校児童生徒や保護者に対する教職員の対応能力の向上に向けた研修を実施します。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
私立学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置促進		■	■		
こころの緊急支援チーム ¹⁹ の派遣		■	■		
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置	■	■	■		
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会の開催		■	■		
スクールカウンセラー連絡協議会の開催		■	■		
希望研修「不登校におけるチーム支援の在り方」の実施	□	■	■	□	□

1.2.1.3 いじめ防止対策

「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」などを踏まえ、未然防止、早期発見・早期対応につながる取組を促進します。【私学振興課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

- いじめ防止等に関する文部科学省通知等を各校に速やかに周知するとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応につながるよう働きかけや支援を行います。
- 学校対象の研修会において、法に基づくいじめの認知や組織的対応を周知し、学校における教育相談の充実や教職員の対応能力の向上に資する取組を行っていきます。
- インターネットを通じて行われるいじめ問題等に対応するため、監視調査を行い、いじめ問題等の早期発見、早期対応、早期解決等に努めます。調査及び分析結果の学校への報告及び研修会等の開催により、現状について教員の理解を深め、その資質向上を図ります。

○いじめ防止対策推進法を踏まえ、各校においてアンケート調査やカウンセラーによる相談等を実施するとともに、生徒指導担当者連絡会などの機会を通じて、いじめ対策のための組織を招集し、組織的な働きが行えるように確認や話し合いの機会をもつ働きかけや、人権についての研修を行うなど、いじめに対する教職員の意識改革を推進します。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
生徒指導主事研修会におけるインターネットを介した生徒指導事案に関する情報共有	■	■	■		
スクールネットパトロールの実施			■		

1.2.1.4 非行の防止

学校と連携し、少年の非行防止、SNSに起因する性被害をはじめとした犯罪被害の防止に向けた非行防止教室を引き続き開催します。また、学校、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導により、少年の非行・犯罪被害防止を推進します。学校警察連絡協議会の開催、スクールサポーターによる学校訪問等を通じて、少年の非行・犯罪被害防止を推進します。また、不良行為少年等に対し、少年が抱える問題等の解消に向けた継続した指導を行い、非行防止を図ります。【少年課】

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
児童・生徒に対する非行・被害防止教室の開催 ※6～18歳	□	■	■		
街頭補導活動の実施等 ※6～19歳	□	■	■	□	
学校警察連絡協議会の開催、スクールサポーターの配置 ※6～19歳	□	■	■	□	
不良行為少年に対する継続補導等の推進 ※6～19歳	□	■	■	□	

1.2.2 健康教育の推進と健康の確保・増進等

1.2.2.1 食育の推進

県内の豊かな食文化の普及啓発を進めるとともに、食育を通じて、子ども・若者の生活リズムを向上させ、よりよい生活習慣の定着を目指します。【健康増進課、マーケティング課、地域農業課、お茶振興課、健康体育課】

- 子どもの頃からの食についての正しい知識を身に付け、健全な食生活を実践する食育を推進し、特に、働く世代に対しては、事業所や関係団体と連携して推進します。
- 静岡の食と食文化に関心を持ち、将来、食文化の活性化に関わる人材を育成するため、仕事人や生産者を講師に若者に対し、味覚の育成や静岡の食文化を学ぶ授業を実施します。
- 県内での県産食材の消費拡大を図るため、地産地消に取り組む企業へ広報物を提供します。また、食農教育に関する専門的かつ幅広い知識を有する指導者育成講座等の開催や高校生の地場産物に対する知識を深めるとともに、地場産物を使った学校給食を小学生に提供します。
- 小・中学校において、家庭や地域と連携し、静岡茶を飲む機会を提供するとともに、お茶のおいしさや機能性、静岡茶の産地や文化などの理解を深める食育（茶育）の機会を確保することにより、静岡茶の愛飲²⁰を一層推進します。

○朝食の摂取は、家庭環境の影響が大きいと考えられることから、啓発リーフレット「朝ごはん食べていますか？」の積極的な活用を指導するとともに、学校での食育を充実させるため、研修により栄養教諭等の資質向上を図り、学校教育の中で食に関する指導を継続していくとともに、家庭と連携した食に関する取組を検討していきます。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
ライフステージごとの食育の推進、市町等への支援	■	■	■	■	■
静岡型食文化の活性化への取組推進		■	□	□	□
食と農の輪推進事業		□	■		
児童生徒への静岡茶愛飲の取組推進		■	■	□	□
食育啓発リーフレット「朝ごはん食べていますか？」の配布、活用		■	■		

1.2.2.2 健康教育の推進と健康課題への対応

性感染症などの疾病予防、未成年者の飲酒・喫煙などの防止に向けた取組を進めるとともに、子ども・若者が心の健康に関する知識、発達段階に応じた性に関する知識等を身に付けられるよう取組を進めたり、高校生段階の生徒に保育や介護の体験の機会を提供します。また、薬物乱用防止に向け、児童・生徒・大学生、指導者、支援者等に対する教育、広報啓発活動の一層の強化を図るほか、相談窓口の周知や依存者やその家族への支援などの取組を推進します。【私学振興課、こども家庭課、障害福祉課、感染症対策課、健康増進課、薬事課、高校教育課、健康体育課】

- 地区の生徒指導協議会において、地域の学校と情報交換を行うほか、薬学講座の実施を推進するなど、関係機関と連携して取り組みます。
- 思春期の男女が、一般的な健康や病気の相談のほか、性に関係することについても気軽に相談できるよう、助産師・保健師の専門相談員や同世代のカウンセラーが相談に応じる場を提供します。各健康福祉センターが学校や企業等の要望に応じ、妊娠出産に関する正しい知識や情報を提供するために出前講座等を実施します。中学生や高校生へ思春期健康相談室の周知を図るなど、若者の利用を促進します。
- 薬物や飲酒に伴うリスクに関する普及啓発を行い、薬物依存やアルコール健康障害の発生を予防するとともに、関係機関との連携を強化することで、相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備を進めます。摂食障害については、正しい知識の普及並びに外来診療の充実を進めるとともに、県下各拠点との連携により、地域連携医療体制の構築に向けて取り組みます。
- 保健所において、中高生を対象とした思春期講座を開催し、正しい知識の普及を行うとともに、エイズピアカウンセラー養成講座を開催し、日常生活の中でエイズ等に関する正しい知識を普及していく中高生を養成しています。また、県内全保健所にて、夜間を含むHIV、梅毒等性感染症の検査を実施するとともに、電話・来所での問合せや相談に対応し、情報提供を行うとともに不安の解消を図っていきます。
- 学校、関係団体、関係機関が連携し、小中高校生に対してたばこの害に関する講座や教材配布等の継続的な取組等による、防煙教育を進めます。受動喫煙防止に対する県民の意識が一層高まるよう、啓発に取り組みます。
- 薬物乱用防止のため、オンライン等を活用しながら、小中高校生を対象とした薬学講座及び大学生等を対象とした薬物乱用防止講習会を開催するほか、未開催校に対して、関係機関と連携し、講習会開催の働き掛けを行います。若者中心に増加傾向にある大麻乱用について、大麻の危険性等の正しい知識の普及に取り組みます。

○保育・介護体験実習を、県立高等学校の原則として第1学年で実施し、実施率100%を目標に取り組んでいきます。

○近年、覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物が比較的手軽に入手でき、しかも罪悪感が薄れていることから青少年の薬物乱用が深刻な問題となっているため、児童生徒の発達段階に応じて、薬物についての知識や意識を高めるため、関係機関と連携し、薬学講座等の取組を実施します。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
私立高等学校への保育・介護体験実習の促進			■		
県立高等学校での保育・介護体験実習の実施			■		
思春期健康相談室「ピアーズ ポケット」の運営			■	□	□
高等学校や大学などにおける出前講座の開催		□	■	□	□
アルコール健康障害に関する普及啓発や相談支援の実施			□	■	■
摂食障害に係る講演会や家族教室等の開催並びに医療機関への研修会の実施		■	■	■	□
中・高での思春期講座、エイズピアカウンセラー養成講座の開催			■		
HIV・梅毒・性器クラミジア・肝炎ウイルスの検査・相談体制の整備			■		
たばこの害や受動喫煙防止に関する普及啓発の実施	□	■	■	■	■
小・中・高校生を対象とした薬学講座の開催		■	■		
大学生等を対象とした薬物乱用防止講習会の開催				■	

1.2.2.3 安全で安心な妊娠・出産・育児等への対応

成育基本法を踏まえ、安全で安心な妊娠、出産、産後、子育ての支援の充実を図るとともに、思いがけない妊娠による悩みや不安を抱える若年妊婦等の支援を進めます。SNSを活用し、家族の悩みを抱える子どもや子育ての悩みを抱える保護者等の相談したい気持ちに応える「しずおかこども・家庭相談」を開設します。また、地域におけるすべての子どもと家庭の相談に対応する「子ども家庭総合支援」について未設置市町への設置支援や既設置市町への運営支援を行います。さらに各健康福祉センターが学校や企業等の要望に応じ、妊娠出産に関する正しい知識や情報を提供するために出前講座等を実施します。【こども家庭課】

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
「しずおかこども家庭相談」や「思いがけない妊娠相談窓口（妊娠SOS）」による相談対応の実施		□	□	□	□
市町子ども家庭総合支援拠点設置への支援	□	□	□		
【再掲】高等学校や大学などにおける出前講座の開催		□	■	□	□

1.2.3 被害防止等のための教育・啓発

1.2.3.1 生命を大切にす教育、安全教育と防犯まちづくり

県民の安全意識、防犯意識を高め、生命の尊さ、自他を尊重する教育を推進するとともに、犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自他の身を守る能力を養うため、参加・体験・実践型を含めた安全教育の充実、地域の自主防犯活動の促進を図ります。また、ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為の加害者にも被害者にもならないための予防啓発を図ります。【危機情報課、くらし交通安全課、男女共同参画課、私学振興課、地域福祉課、特別支援教育課、健康体育課、生活安全企画課、人身安全対策課、少年課】

- 地域防災力の維持・向上を図るため、地域防災の次代の担い手として小学校4年生から高校3年生までの児童生徒を対象に「静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座」を実施します。
- 刑法犯認知件数が減少する一方、不審者事案が後を絶たず、地域の防犯力を高める取組が求められていることから、地域の自主防犯活動を促進するため、防犯まちづくりに関する講座の開催や、防犯活動に資する情報の発信を行います。また、犯罪被害を防止するため、見守り活動を推進するとともに、「子どもの体験型防犯講座」等の防犯講座の開催を推進します。
- 大学生、専門学校生及び高校生を対象に、デートDV防止出前講座を実施します。併せて、啓発リーフレットを活用し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発を行います。
- 子どもの体験型防犯講座を紹介するなど、各校が実情に応じた安全教育を実施するよう支援します。
- 地域における犯罪や交通事故による被害を防止するため、広報・啓発等による防犯意識の向上を図り、民生委員・児童委員と住民、自治会など地域ぐるみで自主防犯活動や見守り、支え合い活動等を行うなど、安全・安心のまちづくりを推進します。
- 学校において、スモーク体験や仮設トイレ体験などをとりいれ、様々な想定の下に避難訓練の実施やリーフレットの配付、近すぎない距離感でのコミュニケーションの取り方など具体的な方法での指導に取組みにより、DV、ストーカー行為の加害者にも被害者にもならないための指導に努めます。
- 発達段階に応じた交通安全教育を、関係機関・団体と連携しながら体系的に推進するとともに、全ての学校で質の高い学校安全の取組を推進できる指導力の確保を図ります。地域で行われる防災訓練には、中学生が高い参加率を維持している一方で、保護者の参加の有無に影響を受ける小学生の参加率が低いことから、小学生の参加を促していくとともに、地域防災の担い手として即戦力としての活躍が期待される中高生の参加率の向上にも引き続き努めます。
- 犯罪の取締り、街頭での警察活動など警察が主体となった取組と地域住民等による自主防犯パトロールなど関係機関・団体等が主体となった取組を展開し、県民の安全・安心の確保に努めます。
- DVやストーカーの被害者の中には、加害者が身近な者である等の理由により警察への相談をためらう者もいるため、早期に警察に相談できるよう、防犯教室や広報紙の配付などを通じて警察の相談窓口や援助の内容等について周知を図ります。また、警告を受けてもなお、ストーカー行為に及ぶ加害者には精神科医等と連携した精神医学的治療を推進し、再発防止を図ります。
- インターネット上に氾濫する違法・有害情報に対し、サイバーパトロールと併せて取締りを強化し、子どもの犯罪被害防止を図ります。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
ふじのくにジュニア防災士養成講座の開催		■	■		
中・高1年生全員に自転車ルール・マナー「副読本」の配布			■		
高校で事故事件犠牲者パネル展等の開催			■		
防犯まちづくり講座の開催、街頭キャンペーンの実施、パンフレット等の配布		■	■	■	■
子どもの体験型防犯講座の講師養成		■			
デートDV防止の啓発			■	■	
民生委員・児童委員活動の支援		□	□	□	□
生徒指導主事研修会における、人権教育や犯罪被害やDV、ストーカー行為等の加害者にも被害者にもならないための啓発的な研修の充実	■	■	■		
高校生の二輪車グッドマナー講習会の開催			■	■	
交通安全教育指導者研修会の開催			■	□	□
「防災教育推進のための連絡会議」の開催		■	■		
児童生徒等の地域の防災訓練への参加促進		■	■		
関係機関、団体等とのネットワークの整備・拡充と防犯活動に必要な不審者情報や身近な犯罪発生状況等の「エスピーくん安心メール」や「ツイッター」によるタイムリーな発信		□	□	□	□
県弁護士会等の関係機関と連携によるDV被害者の問題解決の取組				□	■
サイバーパトロールの実施		■	■	□	□

1.2.3.2 情報モラル教育

子ども・若者に、情報社会に生きる主体者としての安全で適切な考え方や態度が身につくための取組を進めるとともに、インターネット空間における犯罪防止に向けた啓発や教育に取り組みます。

【高校教育課、特別支援教育課、少年課】

- 県内全ての県立高校（定時制や分校を含む）において、専門業者にスクールネットパトロールを委託し、毎月1回の定期報告を受け、書込み等の削除指導や、各校における全校集会又は学級等での注意喚起等を通じて、トラブルの予防と拡大防止に取り組みます。
- SNSでの犯罪被害の報告が寄せられていることから、事例など具体的な取り組みを集約し、各校での実践に役立てることができるよう努めます。
- 学校と連携し、少年の非行防止、SNSに起因する性被害をはじめとした犯罪被害の防止に向けた非行防止教室を開催します。また、「子供の性被害根絶プログラム」に基づき、被害実態の把握と取締りの強化、被害児童の早期発見・支援のほか、保護者等に対する性被害防止のための広報啓発活動を推進します。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
【再掲】スクールネットパトロールの実施			■		
生徒指導連絡協議会における情報共有	■	■	■		
【再掲】児童・生徒に対する非行・被害防止教室の開催 ※6～18歳	□	■	■		
「子供の性被害根絶プログラム」の推進 ※6～19歳	□	■	■	□	

1.2.3.3 労働者の権利保護

労働関係法令に関する正しい知識の普及に取り組むとともに、公契約に関わる事業者にも労働関係法令の遵守を求め、公契約における従事者の労働環境を整備します。【労働雇用政策課、会計支援課】

- 多様な働き方のルールや労働関係法令に関する正しい知識の普及に取り組みます。
- 「事業者を守り育てる静岡県公契約条例」の理念に基づく取組の推進により、県の契約業務に従事する方々の労働環境の整備を図ります。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
アドバイザー派遣による職場環境づくりの支援				□	■
労働法セミナーの開催、中小企業労働相談所での相談対応				□	■
静岡県の契約に関する取組方針の推進				■	■

1.2.3.4 消費者教育と成年年齢引き下げへの対応

成年年齢引下げ²¹に対応し、消費者トラブルの被害者にも加害者にもならない、自立した消費者を育成する消費者教育に取り組めます。特に学校教育においては、成年年齢引下げとデジタル化の進展に対応した教育を推進します。【県民生活課、私学振興課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課】

- 成年年齢の引下げによる若者の消費者トラブルが懸念されているため、「高校生消費者教育出前講座」を実施・拡大するなど、若者への消費者教育を強化します。また、デジタル化の進展など、急速に変化する状況においても適切な消費行動をとれるよう、消費者が安全・安心な消費生活に必要な知識を習得できる消費者教育の場を提供します。
- 政治や選挙への関心を高め、政治的教養を豊かにするための教育を促します。消費者教育については、高校2年時までに学習する消費者教育（家庭基礎）の内容を充実させるとともに、高校3年時に成年となることに関して注意喚起するよう促します。
- 家庭科や公民科の授業を中心に消費者庁が作成した教材「社会への扉」等を使用して、契約の知識や留意点等を学習するとともに、くらし・環境部の出前講座の活用などにより、自立した消費者の育成に取り組めます。
- 特別支援学校では、高等部の生徒を中心に家庭科や公民科等で消費者教育の学習、高校生出前講座や消費者教育教材「社会への扉」の活用等を通して、トラブル対処の実践例やデジタル社会のモラルやマナー等を学び、自立した消費者を育成する消費者教育に取り組めます。
- 未就学児・児童生徒の消費者トラブルについては、保護者への消費者教育や啓発が有効であることから、家庭教育支援員²²や保護者会等を通じて、保護者に消費者教育に関する情報を提供します。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
消費者教育出前講座の実施		□	■	□	□
高校生消費者教育出前講座の実施			■		
消費者教育の担い手の養成		□	□	□	□
政治的教養の教育の全体計画作成			■		
選挙管理委員会と連携した出前講座や模擬投票の実施			■		

生徒指導担当者連絡協議会において、消費者教育に関する取組の周知と実践事例の紹介			■		
県民生活課と連携による、家庭教育支援員等を通じた情報提供	□	□	□		

1.3 若者の職業的自立と就労支援、社会参画への支援

数値目標（指標）

指 標	基 準 値	目 標 値
新規就農者数	(2020年度) 291人	300人/年
林業への新規就業者	(2020年度) 81人	100人
漁業高等学園卒業後の新規就業者数	(2020年度) 16人	15人
WAZAチャレンジ教室 ²³ 参加者数	(2020年度) 1,926人	毎年度 2,400人
「キャリア・パスポート ²⁴ 」を活用して指導した学校の割合	—	毎年度 100%
県内出身大学生のUターン就職率	(2019年度) 35.3%	43%
一般労働者の年間総実労働時間	(2019年度) 2,006時間	毎年度 2,006時間以下
地域社会等でボランティア活動に参加したことがある児童生徒の割合	(2020年度) 小 22.7% 中 32.3%	小 45% 中 65%
「わたしの主張」静岡県大会への参加者数	(2021年度) 12,300人	毎年度 13,000人
献血者確保目標人数に対する献血受付者数の割合	(2020年度) 99%	100%

1.3.1 職業能力の習得と就労支援の充実

1.3.1.1 キャリア教育と職業能力開発

子ども・若者自身がキャリアプランニングの視点を持ち、勤労観や職業観を養い、職業的自立に資する能力・態度を身につけるため、地域や産業界との連携を深めながら、インターンシップ等の体験的学習を含めた職業教育を推進します。また、就業に必要な知識・技能の習得に向けた職業訓練等の機会の確保を支援します。【介護保険課、地域医療課、農業ビジネス課、林業振興課、水産振興課、産業イノベーション推進課、労働雇用政策課、職業能力開発課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

- 介護事業所で活躍する若手介護職員「介護の未来ナビゲーター」が、高校や大学、就職相談会等を通じて、介護の仕事の専門性や魅力、やりがいを発信し、若者が介護分野に進むための興味や関心を高めます。
- 将来の本県医療を支える人材を育成するため、医学科への進学を目指す県内の高校生等を対象としたころざし育成セミナー²⁵において、高校生等に実際の医療現場や医療従事者に接する機会を提供するなど、進路選択への意識を高めていきます。

- 農業経営体数は大幅に減少しており、高齢化も著しく進展し、担い手の確保などが課題となっていることから、青年等の新規就農を促進するとともに、県立農林環境専門職大学において、高い技術や経営管理能力を持った人材の育成に取り組みます。
- 林業に関する出前講座や就業ガイダンス、インターンシップ等の実施により、林業への新規就業を促進します。
- 漁業高等学園では、優れた漁業人材の継続的な輩出を図るため、技術修得や資格取得のための教育に力を入れるとともに、入学者確保に向けた情報発信に取り組みます。
- 各研究所の見学や体験を通して地域産業に関する学習の支援をします。
- 子どもの頃から地域産業への関心や職業観を醸成していくため、子どもたちが産業の現場に触れ、地域の産業の大切さを学ぶ環境づくりを進めます。
- 県ものづくり競技大会の競技課題を、全国高校生ものづくりコンテストの課題に対応させ、コンテストでの上位入賞を支援します。
- 学齢期からものづくりへの興味・関心を育むため、技能士や静岡県技能マイスター²⁶と連携し、子どもたちがものづくりや技能に親しむ機会を創出します。
- 2021年4月に開校した県立工科短期大学校ではデジタル化など社会の変化に対応できる高い現場力を持ち、生産現場のリーダーとなる人材を育成します。
- 「キャリア教育研修会」において、子どもたちが自己の変容や成長を実感できる、キャリア・パスポートの効果的な活用についての研修を実施し、各学校におけるキャリア教育の推進を支援します。
- 高等学校では、職場見学・職場体験等を含めた職業教育を、地域や産業界との連携を深めながら推進します。
- 特別支援学校では、児童生徒が勤労観や職業観を身につけるために、職場見学や職場実習等の体験的学習を積み重ね、働くために必要な知識や技能を身につけるために、地域や企業と連携しながら職場実習に取り組んでいきます。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
「介護の未来ナビゲーター」による情報発信等を通じた理解促進					■
医療を支える人材育成に向けた「こころざし育成セミナー」の実施			■		
青年等の新規就農の促進			■	■	■
県立農林環境専門職大学における、産業界等と連携した実学重視の教育の実践				■	
林業に関する出前講座や就業ガイダンス、インターンシップ等の実施			□	■	□
HP、就業フェア等を活用した漁業高等学園の情報発信の強化、漁業高等学園における質の高い少人数教育の継続実施			■	■	
各研究所の見学や体験、研修等の実施	□	■	■	■	□
子どもたちが地域を支える産業や仕事の魅力を現場で体験し学ぶ環境づくりの推進		■	■		
高校生ものづくりコンテストの開催支援（県ものづくり競技大会の開催）			■		
技能士がものづくり体験を指導する「WAZAチャレンジ教室」や技能マイスター出前講座の実施		■	■		
2021年4月に開校した県立工科短期大学校で時代の変化に合わせて高度化した教育・訓練を実施			□	■	
職場見学・職場体験等の促進		■	■		
「キャリア・パスポート」の活用			■		

1.3.1.2 就労支援と若者の移住支援

学生や若者の県内企業への就職を支援するため、本県の魅力を積極的に発信するとともに、県内企業と求職者のマッチングやきめ細かな就職相談など、学生等の県内就職や企業の採用活動等の支援に取り組みます。また、高校中退者等に対する働きかけにより、正規雇用を中心とした就業に向けた取組を進めます。【労働雇用政策課、高校教育課】

- 「県内出身大学生のUターン就職率」は、静岡U・Iターン就職サポートセンターにおいて、静岡県内での就職を希望する学生の支援に取り組んでいるが、地元での就職を希望する学生は減少傾向にあります。人材不足が顕在化する中、地方移住の関心の高まりを捉え、本県の企業や地域の魅力を積極的に発信するとともに、企業とのマッチングの機会をつくり、県内学生だけでなく、本県出身の大学生や、移住を希望する首都圏等の社会人などの若者人材の支援に取り組みます。
- 切れ目のない支援を行うために、高等学校進路指導主事研修会等において地域若者サポートステーション等の周知を行います。また、在学時から地域若者サポートステーションとの連携を図り、正規雇用を中心とした就業に向けた取組を推進します。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
静岡U・Iターン就職サポートセンター ²⁷ による県内就職支援				■	
就職支援協定締結大学と連携したイベント実施				■	
本県の企業や地域の魅力の発信				■	■
しずおかジョブステーション ²⁸ の運営				■	■
県移住相談センターでの移住と就職のワンストップ支援				■	■
高等学校生徒指導主事研修会における地域若者サポートステーション等の周知			■		
地域若者サポートステーションの高校への出張相談の対応			■		

1.3.1.3 誰もがいきいきと働く環境づくり

ライフスタイルや就労環境の多様化に対応し、自分に合った働き方が選べるよう、多様で柔軟な職場環境づくりを支援します。【労働雇用政策課】

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
【再掲】アドバイザー派遣による職場環境づくりの支援				□	■
経営者の意識改革を促すセミナーの開催				□	■

1.3.2 社会形成への参画支援

1.3.2.1 意見表明の機会の確保と社会形成に参画する態度を育む教育の推進

子ども・若者の意見表明の機会の確保を進め、民主政治や政治参加に関することなど、市民としての政治的教養を育むことにより、子ども・若者が社会の一員として社会形成に積極的に参画する意識や態度が高まるよう取り組みます。【私学振興課、教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課】

- 政治や選挙への関心を高め、政治的教養を豊かにするための教育を促します。
- 情報を届けたい相手に正しく届けるため、教育委員会ホームページやSNS媒体による発信を強化するとともに、Eジャーナル、動画等の他の媒体と組み合わせたメディアクロスによる広報戦略により子ども・若者へ情報を発信します。
- 新型コロナウイルス感染症予防のため、児童生徒がボランティア活動に参加する機会が大幅に減少したと考えられます。「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働できるよう、キャリア教育、総合的な学習の時間等を充実させるなど、地域から学ぼうとする機運を高めます。
- 国家及び社会の形成者として必要な政治や選挙への関心を高め、政治的教養を豊かにするための教育の充実を図ります。また、教育基本法等に定める学校の政治的中立を確保するとともに、関係法令を遵守した指導が行われなければならないことから、各学校における政治的教養の教育の充実を推進します。
- 特別支援学校では、対象学部・学年の生徒に選挙公報を配布することによって、政治に参加する意識を高め、より良い社会の実現に向けて考える機会を設け、各校においては、生徒会選挙などを通じて、投票する等の具体的な行為で、社会の一員として積極的に参加することについて学ぶようにしています。今後とも、こうした取り組みを継続し、市民としての政治的教養を育むことに努めます。
- 中学生年齢の青少年が社会の一員としての自覚を高める契機にするとともに、青少年の健全育成に対する県民の理解と関心を深めるため、中学生が日常の生活の中で考えていることを広く県民に訴える大会「わたしの主張」を実施します。
- 審議会等への若者参加の推進を図るため、静岡県青少年問題協議会委員に若者代表の委員を選任し、静岡県子ども・若者計画の策定、進捗をはじめとした青少年施策への若者の参画を図ります。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
教育委員会ホームページとSNS、Eジャーナル、動画等のメディアクロスによる子ども・若者への情報提供		□	■	■	■
【再掲】政治的教養の教育の全体計画作成			■		
【再掲】選挙管理委員会と連携した出前講座や模擬投票の実施			■		
生徒指導担当者連絡協議会において、成年年齢引下げに関する取組の周知と実践事例の紹介			■		
わたしの主張の推進			■		
審議会等への若者参加の推進	□	□	□	■	□

1.3.2.2 ボランティア活動等による社会参画の推進

ボランティア活動等を通じて、子ども・若者の市民性・社会性の獲得、地域社会への参画を推進します。【地域福祉課、薬事課】

- 子どもや若者、アクティブシニアなどの多様な人々のボランティア活動への参入の裾野を広げ、市町のボランティアや災害ボランティアの活動支援、福祉教育の推進などを通じて、自主的・自発的な活動を促進します。
- ボランティア活動等を通じて、子ども・若者の市民性・社会性の獲得、地域社会への参画を支援します。また、将来に向けた安定的な献血者の確保に向け、引き続き、若年層を中心とした啓発活動を実施します。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
県社会福祉協議会が行う学校・地域等と連携した福祉教育の推進への支援		■	■		
県ボランティア協会が行う青少年ボランティア育成等への支援				■	□
高校生を対象とした献血セミナーの実施			■		

基本方針2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

誰一人取り残さず、すべての子ども・若者が社会で活躍することができるよう、困難を有する子ども・若者とその家族に対する支援を行うことを目指します。

2.1 重層的な支援ネットワークの構築とアウトリーチの充実

数値目標（指標）

指標	基準値	目標値
市町職員等を対象にした研修会の参加人数	—	毎年度 35人
包括的相談支援体制の整備を行った市町数	(2020年度) 15市町	(2024年度までに) 35市町

2.1.1 重層的な支援ネットワークの構築

困難を有する子ども・若者やその家族への支援を充実させるため、県が設置する協議体運営の活性化を図るとともに、市町での支援計画策定や協議体設置を支援します。【障害者政策課、こども家庭課、障害福祉課、社会教育課】

- 市町・地域自立支援協議会²⁹で対応が難しい専門的な課題について、県が設置する圏域自立支援協議会³⁰の専門部会で検討し技術的助言を行うなど、市町等の相談支援体制を支援します。
- 要保護児童対策地域協議会（調整機関）の運営・進行管理技術の向上を図るため、調整機関担当者を対象とした研修を実施するほか、児童相談所からの助言を行うとともに、市町におけるすべての子どもや家庭の相談に対応するための「子ども家庭総合支援拠点」の設置・運営を支援します。
- 身近な地域で継続したひきこもり支援を充実させるため、市町や支援団体等との連携を図るとともに、地域レベルでの支援体制を整備します。
- 静岡県子ども・若者支援ネットワーク³¹会議を開催し、実効性のある支援体制の構築のため情報交換を行います。また、市町職員・支援関係者等を対象とした、県主催や内閣府主催の研修等について情報を提供します。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
圏域自立支援協議会の運営				■	■
市町要保護児童対策地域協議会 ³² の運営	■	■	□		
静岡県ひきこもり対策連絡協議会 ³³ の運営		■	■	■	■
静岡県子ども・若者支援ネットワーク（子ども・若者支援地域協議会）の運営と機能強化	■	■	■	■	■
市町職員・支援関係者等を対象とした研修等の情報発信	□	□	□	□	□

2.1.2 アウトリーチの充実

支援を必要とする人の早期発見と適切な支援に向けて、市町の体制構築や支援訪問事業を支援します。【地域福祉課、こども家庭課】

- 支援が必要な人の早期発見・早期支援につなげるアウトリーチを実施し、地域におけるあらゆる相談を受け止め課題解決に向けて支援を行う、市町の包括的相談支援体制構築の取組に対して支援します。
- 子育ての孤立化を防ぐために、居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供等を行う乳児家庭全戸訪問事業や、乳児家庭全戸訪問事業で把握した要支援児童に対して養育に関する相談、指導、助言その他必要な援助を行う養育支援訪問事業を実施する市町に対して助成を行います。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
乳幼児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施する市町への助成	■				

2.2 困難な状況ごとの支援

数値目標（指標）

指標	基準値	目標値
不登校等の課題を抱えていた児童生徒が適切な支援により、改善傾向に向かった割合	(2020年度) 高46.1%	50%
「不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会」相談件数	(2021年度) 359件	950件
スクールソーシャルワーカーの対応児童生徒数	(2020年度) 小中 3,194人	小中 3,500人
生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	(2020年度) 88.5%	98.6%
養育費の取決めをした人の割合	(2019年度) 65%	70%
ひとり親サポートセンター ³⁴ による就職率	(2020年度) 39.8%	55.0%
特別な支援が必要な幼児児童生徒のうち個別の指導計画が作成されている人数の割合	(2018年度) 幼91.1% 小89.3% 中94.2% 高46.0%	幼100% 小100% 中100% 高75%
障害者働く幸せ創出センター ³⁵ の年間受発注仲介件数	(2020年度) 1,071件	1,200件
障害者雇用率	(2021年度) 2.28%	2.40%
虐待による死亡児童数	(2020年度) 0人	毎年度 0人
自殺による死亡者数	(2020年) 583人	500人未満

外国人児童生徒等に対して、必要な支援が実現できている学校の割合	(2020年度)		毎年度 100%
	小 90.9% 高 89.5%	中 91.3% 特 100%	

2.2.1 ニート、ひきこもり、不登校などの子ども・若者の支援と子どもの貧困問題への対応

2.2.1.1 ニート、ひきこもり、不登校などの子ども・若者の支援

ニート、ひきこもり、不登校等、困難を有する子ども・若者やその家族の支援に取り組むとともに、支援を充実させるため、公的支援機関や民間支援団体、医療機関等との連携強化を図ります。また、高校中途退学者や進路未決定者の就学、就労に向けた支援に努めます。【障害福祉課、労働雇用政策課、義務教育課、高校教育課、社会教育課】

- ひきこもり状態にある本人やその家族の相談支援を行うとともに、支援に携わる人材育成、各市町の支援体制構築の後方支援や、各市町や関係機関との連携強化を図ります。
- 就職活動に困難を有する求職者に対し、関係機関と連携しながら臨床心理士によるきめ細かなカウンセリングを実施し、支援に取り組みます。
- 市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議において、魅力ある学校づくり調査研究事業の取組・成果について共有するとともに、各市町教委による魅力ある学校づくりの推進と不登校対策の支援に努めていきます。
- 切れ目のない支援を行うために、高等学校進路指導主事研修会等において地域若者サポートステーション等の周知を図ります。また、在学時から地域若者サポートステーションとの連携を図り、正規雇用を中心とした就業に向けた取組を推進します。
- 不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会を開催し、困難を有する子ども・若者やその家族へ支援機会を提供します。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
ひきこもり支援センターによる電話・来所相談等の実施		■	■	■	■
「居場所」による社会参加に向けたプログラムの実施		■	■	■	■
【再掲】しずおかジョブステーションの運営				■	■
不登校未然防止に向けた小中連携推進		■	■		
市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議での研究成果の報告		■	■		
定時制生徒支援、外国人生徒支援にかかる事業実施			■		
【再掲】高等学校生徒指導主事研修会における地域若者サポートステーション等の周知			■		
【再掲】地域若者サポートステーションの高校への出張相談の対応			■		
ふじのくにアイマップの作成・配布		■	■	■	■
【再掲】不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会の開催		■	■	■	■
青少年交流スペース「アンダンテ ³⁶ 」の運営			■	■	■
高等学校卒業程度認定試験の実施			■	■	■

2.2.1.2 教育の支援（学習機会の確保）

教育費の負担軽減、夜間中学³⁷の設置などにより、経済状況や生育歴にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子ども・若者が質の高い教育を受けられる環境の実現を目指します。【私学振興課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

- 学ぶ意欲と能力のあるすべての生徒が、経済的な理由で進学を断念することがないように、授業料減免や給付型奨学金など制度の周知啓発を行います。
- 義務教育段階の学び直しのニーズがあっても、現状では、学習の機会を提供することができていないことから、高等学校への進学機会や就労の選択肢を広げるためにも、学校への就学を希望する人に対して機会を提供します。また、スクールソーシャルワーカーの継続的な配置により、貧困等の状態にある児童生徒を発見し、関係機関との連携による支援につなげます。
- 学ぶ意欲と能力のあるすべての生徒が、質の高い教育を受けられるように、所得連動返還型奨学金制度、給付型奨学金など新たな奨学金制度の周知啓発を行います。
- 就学奨励費の支給等により、学校内での教育費の負担軽減や通学費用の補助等に取り組むとともに、教育現場における子どもや家庭への支援により、経済状況や生育歴にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての児童生徒等が質の高い教育を受けられる環境の実現を目指します。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
夜間中学の設置			■	■	■
スクールソーシャルワーカーの配置による児童生徒が抱える問題の発見と対応		■	■		
所得連動返還型奨学金制度、給付型奨学金など新たな奨学金制度の周知啓発			■		
特別支援教育就学奨励費の周知と円滑な執行	■	■	■		

2.2.1.3 子どもの貧困問題に対する生活の支援

子どもの貧困問題に対応するための、放課後学習支援等の生活支援や、生活保護・児童扶養手当の支給等の経済的支援に取り組みます。【地域福祉課、こども家庭課】

- ひきこもり等個々の課題により不就労不就学となっている子どもが多いことから、貧困の連鎖を断ち切るため、高等教育を受けるメリットや主体的に進路を検討することの必要性などについて、保護者の理解を促す取組を進めます。
- 保護者の就労状況や健康状態にかかわらず子育て家庭の生活を安定させることや、ひとり親家庭の安定した収入の確保のため、経済的な支援を実施するとともに、養育費の取決めについて普及啓発し、養育費の確実な取得に向けた支援に取り組みます。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
生活困窮世帯の子どもへの学びの場の提供、放課後等学習支援の実施		■	■		
生活保護や児童扶養手当等の支給	■	■	■	■	■
生活福祉資金など自立を図るための貸付制度の周知	□	□	□	□	□
児童扶養手当の支給	■	■	■	□	
離婚前後の親を対象としたオンライン講座の実施	■	■	■		

2.2.1.4 保護者等に対する就労の支援

生活困窮世帯の保護者に対するきめ細やかな就労支援を実施します。また、ひとり親家庭の自立した生活のため、相談支援、職業紹介、資格取得支援などを行います。【地域福祉課、こども家庭課】

- 生活困窮者や生活保護受給者にあつては、健康状態や日常生活等を改善した上で、支援対象者の就労阻害要因を分析し、関係機関と連携を図り、課題に応じたきめ細かな支援を行うことで、就労機会の確保を図ります。
- 経済的困難以外の多岐にわたる課題を抱えた生活困窮者からの相談の増加に対応するため、就労支援員を増員するとともに、対応する困難事例に苦慮する支援員が相談し、助言を受けられる専門家相談会を創設するなど、支援員を支えるネットワークを構築していきます。
- ひとり親家庭の経済的自立に必要な安定した就業の確保のため、ひとり親サポートセンターにおいて、事業主の理解促進を図りながら求人開拓を行うとともに、関係機関が連携して就業支援に取り組みます。また、ひとり親の安定した就業に結びつく資格や技能の取得を支援します。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
生活困窮者、生活保護受給者への就労支援員による支援	□	□	□	■	■
ハローワークとの連携による就労支援	□	□	□	■	■
ひとり親サポートセンターによる就業支援	■	■	■	■	
高等職業訓練促進給付金等による就職に有利な資格取得支援	■	■	■	■	

2.2.2 障害等のある子ども・若者の支援

2.2.2.1 特別支援教育の充実

障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害の特性に配慮した適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を引き続き推進します。【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

- 特別支援教育における教員の専門性の向上を目指すため、研修を実施し、通常学級への支援員、多人数の児童生徒が在籍する自閉症・情緒障害学級及び知的障害学級を有する学校への非常勤講師の配置の維持拡充に努めます。
- 県立高校において自校通級、巡回通級を実施し、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行っています。通級による指導を定着させるとともに、コミュニケーションスキル向上を目指す活動への需要の高まりに対応します。
- 特別支援教育に関する「学齢部会」や「特別支援教育推進会議」等の場で、特別支援教育の理念や具体的な施策について共通理解を図り、今後とも、交流等の機会の充実や、切れ目のない指導や支援が実施できるよう、インクルーシブ教育システム構築の理念の下、共生・共育の推進に努めます。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
特別な支援を必要とする児童生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用	■	■	■	□	□
小中学校への非常勤講師の配置		■	■		
高等学校における通級による指導の制度化に対応した取組の推進			■		

「交流籍 ³⁸ 」制度の周知・準備、「交流籍」を活用した交流及び共同学習の実施	■	■	■		
特別支援学校コーディネーター連絡協議会開催による、小・中学校及び高等学校に対するセンター的機能の拡充	■	■	■		
【再掲】団体等が実施する「合理的配慮の提供」の研修等への支援				■	■

2.2.2.2 発達障害のある子ども・若者の支援

身近な地域で早期療育に対応できる支援体制の充実を図るため、発達障害者支援センターによる相談支援や専門人材の養成に取り組みます。また、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関との連携・協働による地域支援力の向上に取り組みます。【障害福祉課】

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
発達障害者支援センターによる専門的相談、助言の実施、地域連携	■	■	■	■	■
開業医等を対象とした発達障害に関する専門講座、研修会の実施	■	■	■	■	■
市町における児童発達支援センター（機能）の設置促進	■	□	□	□	□

2.2.2.3 障害のある若者の就労支援

一般就労、福祉的就労と経済的自立の促進に向け、就労・生活両面のきめ細やかな相談支援、職業訓練、職場開拓と障害の特性に応じた仕事の創出、職場定着支援などを進めます。【障害者政策課、労働雇用政策課、職業能力開発課、特別支援教育課】

- 企業への一般就労を促進するため、就労と生活の両面からのきめ細かな相談と職場定着支援の充実を図ります。また、一般就労が困難な障害のある人の福祉的就労を促進するため、企業との連携や農業分野の職場開拓など、障害の特性に応じた仕事の創出を図るとともに事業所等で働く障害のある人の経済的自立を支援するため、「ふじのくに福産品一人一品運動³⁹」の県民全体への展開等障害福祉サービス事業所等の収益拡大による工賃向上を進めます。
- 障害者雇用推進コーディネーターによる求人開拓からマッチングまでの一元的支援、ジョブコーチ等による職場定着支援を継続して実施すると共に、企業内ジョブコーチの育成・支援を強化していきます。
- 個々の就職希望に沿った事業主委託訓練、企業実習付き訓練、及び職場定着を図るための在職者訓練を実施します。
- 障害者雇用を促進するために、就労促進専門員を拠点校に配置し、特別支援学校高等部生徒の実習や雇用の受入れ先を開拓するとともに、就労促進協議会を開催し、障害者雇用の理解啓発に努め、一人一人の希望や適性に合った進路の実現に向けた取り組みを継続していきます。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
「障害者就業・生活支援センター」による日常生活等の相談支援、就職希望者・雇用主に対する助言				■	■
「障害者働く幸せ創出センター」による企業等との連携、職域拡大に向けた農福連携の推進				■	■
ふじのくに福産品一人一品運動の地域への展開、県と市町が連携した官公需の発注拡大				■	■
障害のある人のための求人開拓とマッチング支援				■	■
障害のある人の相談窓口である就労相談員配置と職場定着の支援				■	■

障害のある人の就職を支援するため、県立あしたか職業訓練校、県立工科短期大学等において職業訓練を実施			■	■	■
各地区就業促進協議会の開催		□	■	□	□
特別支援学校への就労促進専門員の配置		□	■		

2.2.2.4 慢性疾病を抱える児童等や難病患者、AYA世代のがん患者に対する教育的支援

慢性疾病を抱える児童等や難病患者、AYA世代がん患者⁴⁰等について、訪問教育に加えて、オンラインでの学習など新たな学習の形態を取り入れ、学習指導や自立支援等に取り組みます。【特別支援教育課】

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
訪問教育担当者連絡協議会を通じた、各校の授業実践などの取組の共有	■	■	■		

2.2.3 立ち直り支援と犯罪被害者支援、被害防止と保護

2.2.3.1 立ち直り支援

非行等の問題を抱えた少年等に対し、少年警察ボランティア、大学生サポーター等との連携による体験活動等への積極的な参加の呼びかけにより、少年の立ち直り支援を推進します。【少年課】

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
少年警察ボランティアとの協働による農業等の各種体験活動（スマイル・サークル・プロジェクト）の実施 ※6～19歳	□	■	■	□	
【再掲】静岡県子ども・若者支援ネットワーク（子ども・若者支援地域協議会）の運営と機能強化	■	■	■	■	■
【再掲】高等学校卒業程度認定試験の実施			■	■	■

2.2.3.2 犯罪被害者支援

犯罪被害者が必要とする支援を充実させるため、行政、警察、関係機関の連携を強化します。【くらし交通安全課、少年課】

- 犯罪被害者に対する無理解や被害の潜在化が懸念されるため、講演会等の開催や広報啓発に取組み、犯罪被害者への理解と配慮を増進するとともに、性暴力被害者への支援をワンストップで行う性暴力被害者支援センターSORAを運営します。
- 犯罪の被害等に遭った少年に対し、少年サポートセンター職員による面接や体験活動等により、精神的な打撃の軽減を図るための継続的な支援を行います。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
犯罪被害者週間における講演会・キャンペーンの実施			■	■	■
性暴力被害者支援センター設置（2018）、管理・運営（2019～）			■	■	■
被害少年に対する継続的支援の推進 ※6～19歳	□	■	■	□	

2.2.3.3 児童虐待防止と社会的養護の推進

複雑で困難な児童虐待事例への対応力向上を図る研修の実施等により、児童相談所の機能強化を図ります。社会的養護を必要とする児童に対しては、家庭における養育環境と同様の養育環境である里親等への委託を進めるため、児童家庭支援センターによる里親に対する包括的な支援を実施するほか、施設においても小規模ユニット化によるできる限り良好な家庭的環境を実現できるよう配慮します。社会的養護を経験した児童の自立に向けては、生活相談や就労相談を行うとともに、大学等に進学する児童には、入所措置（延長）解除後も修学への支援を行います。【こども家庭課】

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
児童虐待対応力を向上する研修の実施等による児童相談所の体制強化	□	□	□		
児童家庭支援センターへの里親支援業務の委託、施設の小規模ユニット化	■	■	■		
施設等を退所した児童の自立支援			■	■	
大学等修学支援の実施			■	■	

2.2.3.4 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策

子どもの犯罪被害防止のための活動や、犯罪被害者支援、犯罪被害者への理解に向けた取組を進めます。また、児童ポルノ、児童買春をはじめとする性的搾取等事犯の取締りを強化します。特に、SNSに起因する子どもの犯罪被害の防止のため、早期発見・支援、広報啓発を推進します。【くらし交通安全課、少年課】

- 子どもの犯罪被害を防止するため、見守り活動を推進するとともに、子ども自らが身を守る方法を学ぶ「子どもの体験型防犯講座」等の開催体制の強化を推進します。また、犯罪被害者に対する無理解や被害の潜在化が懸念されるため、講演会等の開催や広報啓発に取組み、犯罪被害者への理解と配慮を増進するとともに、性暴力被害者への支援をワンストップで行う性暴力被害者支援センターSORAを運営します。
- 「子供の性被害根絶プログラム」に基づき、被害実態の把握と取締りの強化、被害児童の早期発見・支援のほか、保護者等に対する性被害防止のための広報啓発活動を推進します。また、インターネット上に氾濫する違法・有害情報に対し、サイバーパトロールと併せて取締りを強化し、子どもの犯罪被害防止を図ります。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
【再掲】犯罪被害者週間における講演会・キャンペーンの実施			■	■	■
【再掲】性暴力被害者支援センター設置（2018）、管理・運営（2019～）			■	■	■
【再掲】子どもの体験型防犯講座の講師養成		■			
【再掲】「子供の性被害根絶プログラム」の推進 ※6～19歳	□	■	■	□	
【再掲】サイバーパトロールの実施		■	■	□	□

2.2.4 特に配慮が必要な子ども・若者の支援

自殺対策とヤングケアラー⁴¹問題について、官民の多様な主体が連携し対策を進めます。また、外国人の子どもの不就学実態の把握に基づき、市町教育委員会の就学案内活動を支援するとともに、市町、学校、経済団体及び企業等と協力して、日本語習得、適応指導などを支援します。【障害福祉課、こども家庭課、多文化共生課、私学振興課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

- 自殺の背景には、様々な要因が存在していることから、関係機関との連携を深めるとともに、総合的かつ効果的な自殺対策を進めます。特に、喫緊の課題となっている若年層対策に対応した相談体制の充実や、周囲の人が悩みを抱えている方のSOSのサインに気づき、適切な支援につなげられるよう、ゲートキーパー⁴²の養成を進めます。
- 家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもの「ヤングケアラー」として支援への取組が必要とされていることから、ケアサービスの実施主体である市町における支援体制の構築を支援します。
- 外国人の子どもの教育環境の充実に向けて、就学実態の把握に基づく支援の取組を促進するとともに、外国人児童生徒等が、その能力・意欲に応じて将来を見通した進路選択等が行えるよう、支援を更に充実します。
- 外国人の子どもが在籍する私立学校に対して、運営に係る経費について支援します。
- 日本語指導コーディネーターや外国人児童生徒相談員等の派遣を継続し、特別の教育課程の編成と着実な実施についての周知を図るなど、各学校や市町教育委員会への支援を行います。
- 外国人生徒選抜を公立高校9校12科で実施するとともに、外国人生徒選抜実施校と外国人生徒が多い定時制の課程を設置する県立高校に対して、支援のための補習等に係る指導員の派遣を行います。地域経済の担い手となるべく、日本語修得及び学習全般の支援等を行うとともに、卒業後の就労支援に結び付けていきます。
- 日本語の支援が必要な児童生徒及び保護者に対して支援員を派遣し、学校からの通知や職場実習等における通訳などのサポートに取り組みます。また、日本語の習得に向けて、児童生徒に対しては、個別の指導計画に基づき支援を行い、外国籍の児童生徒が学ぶ機会を受けられるよう、市町教育委員会と連携し対応に努めます。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
自殺対策ネットワーク会議の開催による情報交換・事例紹介・グループワークの開催		□	■	■	■
「こころの電話相談」の実施、「いのちの電話」の支援		□	■	■	■
9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間における街頭啓発、自殺予防講演会・心の悩み相談会の実施		□	■	■	■
「若者こころの悩み相談窓口」等による相談対応の実施		□	■	■	■
SNSやインターネットの検索連動広告等を活用した相談窓口の周知		□	■	■	■
若年層を対象とした「こころのセルフケア講座」の実施		□	■	■	■
県・市町・関係機関との連携によるゲートキーパー養成研修の開催			□	■	■
民間団体等のゲートキーパー養成事業に対する支援				■	■
企業の労務管理者を対象とした自殺防止対策等に関する研修の開催				■	■
市町の相談支援体制の構築に関するコーディネーターの配置		■	■	■	
ピアサポート相談支援活動への助成		■	■	■	

ヤングケアラーに関する普及啓発、相談支援に関する研修の実施		■	■	■	
就学状況等調査の実施、多言語による就学案内資料の市町への提供		■			
外国人学校（ブラジル人学校高等部）に通う生徒に対して、正規雇用に向けた日本語教育、キャリア教育等の実施			■		
義務教育に準じる教育を行う私立外国人学校（各種学校）の運営費への助成		■	■		
外国人児童生徒相談員、外国人児童生徒スーパーバイザー等の任用・派遣		■	■	■	■
初期日本語指導カリキュラムの活用		■	■	■	■
高等学校入学者選抜における外国人生徒選抜の実施			■		
「外国人生徒支援事業」の実施			■		
【再掲】定時制生徒支援、外国人生徒支援にかかる事業実施			■		
通訳が必要な児童生徒とその保護者に対し、支援員を派遣	■	■	■		

基本方針3 夢の実現を目指す子ども・若者の支援

学術・文化・スポーツなど様々な子ども・若者の資質能力の育成を目指します。

3.1 グローバル社会で活躍する人材の育成

数値目標（指標）

指 標	基 準 値	目 標 値
地域日本語教育 ⁴³ を通じて多文化共生の場づくりに取り組む市町数	(2020年度) 4市町	19市町
ふじのくにグローバル人材育成基金 ⁴⁴ による海外交流者数	(2017～2020年度) 累計688人	(2022～2025年度) 累計1,000人
グローバルハイスクール指定校数	(2021年度) 3校	延べ21校
県内高等教育機関から海外への留学生数	(2020年度) 19人	1,000人
外国人留学生数	(2020.5.1) 3,939人	5,000人
環境保全活動を実践している若者世代の割合	(2021年度) 77.4%	78%
水の出前教室実施回数	(2021年度) 191	140
森林環境教育指導者養成人数 (養成講座修了者数)	(2020年度) 51人	150人
「自然科学やものづくりに関心がある」と答える生徒の割合	(2020年度) 56.1%	75%

3.1.1 地域についての学びの充実

地域を理解し、地域に貢献する人材を育成するため、自然、文化、産業などの地域の特色を生かした学習や地域を対象とする学習を推進します。【大学課、高校教育課】

- 地域に貢献できる人材を育成し、活躍の場を創出するため、産学官の連携を強化し、地域や社会の要請に応える学びの充実に取り組みます。
- 高校生の文化活動の健全な発展と資質の向上を目指すと共に、芸術文化活動の振興を図ります。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
ふじのくに地域・大学コンソーシアムによる地域学講座の提供			<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
【再掲】高等学校文化連盟と連携した高校生の文化活動の推進			<input checked="" type="checkbox"/>		
【再掲】富士山の日運動の推進	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
【再掲】世界遺産富士山・韮山反射炉に関する県民講座等の実施	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
【再掲】ふじのくに茶の都ミュージアム 小中学校等の施設利用や体験学習の積極的な受入		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3.1.2 国際交流と海外留学の促進

3.1.2.1 国際交流と外国語教育の充実

ポストコロナのグローバル化への対応と多文化共生意識のさらなる定着のため、児童生徒、学生、青年の国際交流や異文化理解のための取組を推進します。また、国際社会において、自らの意思を的確に表現し、コミュニケーションを図る能力を育成するための取組を進めます。【地域外交課、多文化共生課、私学振興課、教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課】

- 青少年の国際感覚を醸成し、本県の地域外交の中核を担う人材の育成につなげるため、青少年の活躍の場や海外との交流の機会の増加に努めます。
- 国際交流員等による「世界の文化と暮らし出前教室」を開催し、子どもたちが他国の文化や習慣を知る機会を提供するとともに、日本人と外国人とがお互いに交流したり、異文化を学びあう機会を創出します。また、外国人住民が地域住民と関わる地域日本語教室を利用した多文化共生の場づくりを進めます。
- 文部科学省や教育委員会から提供される国際交流機会の情報について周知するとともに、各校の実情に応じた外国語教育の推進について支援します。
- 追跡調査等を踏まえ、海外インターンシップ（普通科含む）等の気軽に参加できる派遣機会の拡充、生徒の海外体験意欲を後押しする教職員の海外派遣機会の拡大、グローバルハイスクール指定校を中心に、オンライン(海外連携校との交流等)と実際の海外渡航をミックスした国際交流の3つの方針の下で事業を計画し、2022年から4年間で1,000人の高校生、教職員の海外体験を促進します。
- 英語教育における小中の円滑な接続や教員の指導力向上、L E T S認定教員や英語専科指導教員、ALTなど英語教育に携わる人材に応じた研修の充実を図るとともに、各小中学校における外国語教育推進教員の育成を目指します。青年海外協力隊等の教職員への派遣については、今後の社会情勢に応じて派遣を勧めていきます。
- 学校の特色を生かした課題研究を中心に、海外の大学や研修機関等と連携してフィールドワーク等を実施する学校を指定し、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。
- 異文化理解や国際交流の機会を設け、身近な英単語を話したり使ったりすることを通じて、国際感覚を育む指導に取り組みます。
- 静岡県と中国浙江省の青年交流については、新型コロナウイルス感染症の影響により現地の相互訪問は見送っているが、オンライン協議など内容を見直ししながら取り組みを進めます。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
本県の友好提携先などを中心とした青少年の交流の支援			■	■	
世界の文化と暮らし出前教室の開催やふじのくに多言語情報発信サポーターの活用		■	■	□	□
地域住民が日本語教育の場に関わる地域日本語教室の設置を促進			■	■	■
モンゴル国（ドルノゴビ県を含む）との高校生交流（派遣・受入）			■		
小学校の外国語教育に関する教員を対象とした校内研修の実施		■	■	□	□
外国語活動及び外国語教育推進リーダーの育成・活用（2018～20）、効果検証（2021）		■	■	□	□
青年海外協力隊、青年ボランティア等への教職員の派遣の推進		□	□	■	■
グローバルハイスクール研究指定			■		
日中青年代表交流の実施				■	■

3.1.2.2 海外留学と留学生受入の推進

大学生や高校生の海外留学と外国人留学生の受入れを増やし、海外交流を促進します。【大学課】

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
民間企業や各種団体などとの産学官の連携を強化し、県内大学生の海外留学を支援				■	
国内外の日本語学校等への情報発信の強化				■	
滞在サポートや交流支援、就職支援など、ふじのくに地域・大学コンソーシアムが実施する留学生支援事業を支援				■	

3.1.3 ESDの推進

すべての子ども・若者の環境問題に対する意識を高めるとともに、グローバルな課題の解決に貢献する人材育成に向け、現代社会における地球規模の課題を自らのこととして主体的に捉え、その解決に向けて考え行動する力を身に付けられるよう、ESD（持続可能な開発のための教育）を推進します。【環境政策課、廃棄物リサイクル課、自然保護課、水利用課、環境ふれあい課、総合教育センター】

- 若者世代を中心とした環境学習の機会を設けるとともに、学校や地域で環境学習ができるよう、指導者の確保・指導力向上に取り組みます。また、企業やNPO等が行う環境教育の広がりを図るため、ネットワーク構築により、協働取組を促進します。
- 食品ロスの削減を進めるため、外食店で適量を注文して残さず食べることを呼び掛けるキャンペーンや、家庭での「食べきり」や食材を「買いすぎない」「使いきる」ことを啓発する事業、小学生等を対象にした出前講座などを実施し、次世代を担う若年層が食品ロスに関する意識を身に付けられるよう取り組みます。
- 富士山の環境負荷の軽減や豊かな自然環境の回復・保全のため、特に次世代を担う若年層のボランティア参加者数を増加させるよう、さまざまな広報媒体を用いて募集を強化し、清掃活動、植生の復元・保全活動、外来植物対策に取り組みます。
- 持続可能な水循環社会の形成を図るため、県民に健全な水循環の重要性に関する知識を普及・啓発し、理解と関心を深めるとともに、次代を担う子どもを対象に、水の出前教室等の啓発活動に取り組みます。
- 自然環境や森林・林業への理解促進のため、自然と人をつなぐスキルを持つ人材（森林環境教育指導者）を育成するとともに、森林ESDプログラムの開発、普及を行います。
- 環境問題に照らして必要となる資質・能力を、各教科等の役割を明確にしながら、教科等横断的な視点で育成することを踏まえた内容の研修を実施することにより、環境学習の充実を図ります。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
環境学習フェスティバルの開催	□	□	□	□	□
環境教育ネットワーク推進会議の開催	□	□	□	□	□
子ども環境作文コンクールの開催		■	■		
SNS等を活用した情報発信		■	■	■	■
食べきりやったね！キャンペーン、使いきり実践チャレンジの実施	□	■	■	■	■
ボランティア等との協働による富士山の清掃活動、植生の復元・保全等の実施				□	□

水の作文コンクールの実施、小学生を対象とした「水の出前教室」の実施		■	■		
森林環境教育指導者養成講座の開催				■	■
年次別研修（教科別研修）の実施		■	■	□	□

3.1.4 専門性を高める教育の充実

児童生徒のアントレプレナーシップ教育⁴⁵に向けた取組を進めます。また、理数系・STEAM教育⁴⁶を中心に専門的な知識技能のある教員を適切に配置したり、高等教育機関と連携した講座を開催するなど、文理の枠を超えた学術に対する生徒の関心を高め、専門性を高める教育を推進します。【私学振興課、教育政策課、高校教育課】

- 専門的な知識技能を習得することができる研修等に関する情報について各校に情報提供し、専門性を高める教育について促します。
- 児童生徒へのアントレプレナーシップ教育や学校の課題解決に向けて、変化を恐れない積極性とリーダーシップ、社会の急速な変化に伴う教育課題を解決に導く資質能力を兼備した教員を、アントレプレナーシップ式能力育成プログラム等により育成し、高校の魅力化を促進します。
- サイエンススクールにおいて、大学、研究施設との連携による研修や研究体験を実施することにより、本物に触れて最先端研究への関心を高める、小中学生を対象とした科学教室を実施することにより、学問の本質に気付き、伝え、教えることの楽しさを実感させる教育活動を実践します。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
新時代のリーダーとなる教員育成			■		□
スーパーサイエンスハイスクール ⁴⁷ への支援、サイエンススクールの取組を支援・普及「日本の次世代リーダー養成塾 ⁴⁸ 」への高校生の派遣			■		

3.2 スポーツと文化芸術活動の振興

数値目標（指標）

指標	基準値	目標値
アスリート等を派遣してのクリニックへの参加人数	(2020年度) 222人	(2022～2025年度合計) 10,000人

3.2.1 競技者と芸術家の育成

将来有望な若手競技者や芸術家の発掘、支援を進めます。【文化政策課、スポーツ振興課】

- 県立劇団SPAC⁴⁹を象徴に据えた「演劇の都」構想に基づき、次世代の演劇界で活躍する人材を育成するため、高校生を対象とした演劇アカデミーを開講します。また、東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムの仕組みを継承して設立した「アーツカウンスシルしずおか⁵⁰」において、地域課題に対応するアーティストや住民プロデューサー等の人材の発掘や交流を促進します。

○ジュニア世代の競技人口の減少や専門外の部活動を担当する教員の増加により、県内スポーツにおける競技力の低下が懸念されるため、トップアスリート等を部活動等に派遣することで、ジュニア世代の競技人口増加や指導者の資質向上及び競技力向上を図ります。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
SPAC演劇アカデミーの開講	□	□	■	□	□
アーツカウンシルしずおかによる人材育成	□	□	□	■	■
中学校部活動や競技団体強化事業等への、オリンピックや実業団選手等のトップアスリートの派遣		■	■		

3.2.2 障害者のスポーツと文化芸術活動の振興

鑑賞、創造、発表の機会の拡大、確保を進め、障害のある人のスポーツ、文化芸術活動を促進します。【文化政策課、スポーツ振興課、特別支援教育課】

- 障害のある人のニーズや多様な特性に応じた文化芸術活動を支援し、県民理解を促進するため、障害者芸術祭での作品の発表や触れる機会の充実、県障害者文化芸術活動支援センターみらーにおいて支援人材の育成、情報提供の充実を図ります。
- 静岡県障害者スポーツ大会（わかふじスポーツ大会）の開催やパラアスリートの活動費支援等の取組を通じて、障害者スポーツの更なる裾野拡大を図ります。
- 主催団体や参加者自身による感染予防に努めながら、各種のスポーツ大会、スポーツ教室、文化芸術活動による障害のある人の発表の機会の確保に努めるとともに、周知を進めます。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
静岡県障害者芸術祭の開催				■	■
関係団体と連携した障害のある人の文化芸術活動の支援				■	■
パリ 2024 パラリンピックに向けたアスリート支援、その後の支援の継続				■	■
静岡県障害者スポーツ大会（わかふじスポーツ大会）の開催		□	■	■	■
障害者を対象とするスポーツや文化芸術活動に関するイベントの周知		■	■	□	□
特別支援学校の児童生徒を対象としたスポーツの映像によるコンテストの実施		■	■	□	□

基本方針4 子ども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

子ども・若者の育成に携わる地域の大人、専門的人材など、育成を支える担い手の養成や、それぞれの連携・協働による継続的な活動を支援します。

4.1 多様な担い手の養成・支援

数値目標（指標）

指標	基準値	目標値
養成した青少年指導者の延べ活動回数	(2020年度) 2,953回	4,800回
市町における地域の青少年声掛け運動実施率	(2020年度末) 82.9%	100%
青少年ピアカウンセラー養成講座修了者数	(2021年度) 10人	毎年度 30人

4.1.1 指導者や協力者等の養成

青少年団体の活動支援や助成、青少年指導者の研修、級位認定⁵¹等を通じて、健全育成に係る県民運動を推進するとともに、青少年の健全育成を支える協力者の確保・養成を図り、活動を支援します。【地域福祉課、社会教育課、少年課】

- 様々な人権課題を捉えた人権啓発指導者養成講座等を実施することにより、青少年の健全育成を支える人権擁護委員への支援を行います。
- 青少年指導者に級位（初級、中級、上級）を認定し、指導者の養成と確保を図るとともに、健全育成に係る県民運動推進団体には、事業への補助を行い活動を支援します。
- 「地域の青少年声掛け運動」は、開始から20年以上が経過し、運動の周知により参加者数が順調に増加し、市町独自の取組も見られるようになったことから、今後は市町での活動を充実させ、県内全域における運動を継続的に推進していきます。
- 少年警察ボランティア等と連携した街頭補導、立ち直り支援等を推進します。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
人権啓発指導者養成講座等の実施による人権擁護委員への支援					<input type="checkbox"/>
【再掲】民生委員・児童委員活動の支援		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域に根ざした青少年指導者の級位認定取得の推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
青少年活動団体が行う青少年リーダー育成への支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
若者または若者団体の研修会への招聘及び社会的評価				<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
地域の青少年声掛け運動の展開		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
少年警察ボランティア等と連携した取組の推進				<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
【再掲】「声かけサポーター」の養成			<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
【再掲】「障害者就業・生活支援センター」による日常生活等の相談支援、就職希望者・雇用主への助言				<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

【再掲】スポーツ人材バンクの利用による地域人材の活用促進			■		
「しずおか寺子屋」の拡大		■	■	■	□
家庭教育支援基礎講座とフォローアップ研修の開催	■	■	■	■	■
家庭教育支援チームによる活動の推進	■	■	■	■	■
【再掲】青少年団体に対する活動支援（次代を担う青少年育成事業）		■	■	■	■
【再掲】静岡県青少年育成会議による健全育成に係る県民運動推進事業		■	■	■	■

4.1.2 学生ボランティア、青年ボランティアによる相談・支援

年齢が近く価値観を共有しやすい学生等のボランティアによる相談・支援（ピアサポート）を充実させます。【こども家庭課、感染症対策課、社会教育課、少年課】

- 思春期の男女が、一般的な健康や病気の相談のほか、性に関係することについても気軽に相談できるよう、助産師・保健師の専門相談員や同世代のカウンセラーが相談に応じる場を提供します。
- 保健所において、中高生を対象とした思春期講座を開催し、正しい知識の普及を行うとともに、エイズピアカウンセラー養成講座を開催し、日常生活の中でエイズ等に関する正しい知識を普及していく中高生を養成します。
- 青少年が抱える多様な悩みに電話相談に応じる、青少年ピアカウンセラーを養成し、思春期健康相談室等で活動を推進します。
- 非行等の問題を抱えた少年等に対し、少年警察ボランティア、大学生サポーター等との連携による体験活動等への積極的な参加の呼びかけにより、少年の立ち直り支援を推進します。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
【再掲】思春期健康相談室「ピアーズ ポケット」の運営			■	□	□
【再掲】中・高での思春期講座、エイズピアカウンセラー養成講座の開催			■		
青少年ピアカウンセラーの養成・活用		□	■	■	■
【再掲】「しずおか寺子屋」の拡大		■	■	■	□
【再掲】少年警察ボランティアとの協働による農業等の各種体験活動（スマイル・サークル・プロジェクト）の実施 ※6～19歳	□	■	■	□	

4.2 教員の資質能力の向上

数値目標（指標）

指 標	基 準 値	目 標 値
「静岡県教員育成指標 ⁵² 」を活用した教員の割合	(2020年度) 85.6%	100%
全国規模の学力調査で全国平均を上回る科目の割合	(2021年度) 小0% 中100%	小100% 中100%

4.2.1 授業力の向上

「静岡県教員育成指標」に則り、授業づくりに関わる力の向上を図ります。【教育政策課、義務教育課、特別支援教育課、総合教育センター】

- 教員がキャリアステージに応じて求められる資質能力を確実に身に付けるため、学校における「静岡県教員育成指標」の活用を推進します。
- 全国学力・学習状況調査においては、記述式の問題において平均正答率が低いこと、無答率が高い問題があることが課題であることから、全国学力・学習状況調査分析会において、調査問題に込められた授業改善へ方向性を把握するとともに、課題解決の方策を具体化して、市町教育委員会と共有したり学校に発信したりします。
- 各種研修会において、子どもの実態把握の仕方や教科別の指導法研修、特別支援教育についての専門性を高める研修などを推進し、子どもの実態から3つの観点で目標を設定し、指導と評価の一体化の中で授業改善に取り組む授業づくりを推進していきます。
- 小中学校、特別支援学校では、教員育成指標の各キャリアステージで求められる資質能力を踏まえた内容の研修を実施することで、授業力の向上を図ります。
- 高等学校では、子どもの発達を支える長期的な視点に立って、資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と学習評価の充実に取り組むことにより、授業力の向上を図ります。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
教員の資質能力の向上に関する協議会の開催		■	■	□	□
全国学力・学習状況調査分析会（国語・算数（数学）・理科）		■	■		
学力向上推進協議会・学力向上連絡協議会の開催		■	■		
年次別の研修の実施 個別の教育支援計画、個別の指導計画作成に係るオンライン研修の開催	■	■	■		
教員対象研修の実施 推薦研修「主体的・対話的で深い学び」を支える授業研究（令和6年度まで）【再掲】（小中・高校・特支）／高等学校定期訪問【再掲】（高校）／教育課程研究集会【再掲】（高校）／年次別研修（教科別研修）【再掲】（小中）／各教科に関する希望研修【再掲】（小中）／年次別研修（特支）／特別支援教育に関する希望研修（特支）		■	■	□	□

4.2.2 生徒指導力の向上

「静岡県教員育成指標」に則り、児童生徒理解を深め、健やかな成長を支援する力の向上を図ります。【教育政策課、総合教育センター】

- 教員がキャリアステージに応じて求められる資質能力を確実に身に付けるため、学校における「静岡県教員育成指標」の活用を推進します。
- 教員育成指標で求められる資質能力を踏まえた内容の研修を実施することで、児童生徒理解を深め、課題解決的な指導だけでなく、予防的な指導や成長を促す指導につながる生徒指導力の向上を図ります。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
【再掲】教員の資質能力の向上に関する協議会の開催		■	■	□	□
教員対象研修の実施 悉皆研修「生徒指導研究協議会」／推薦研修「生徒指導総合研修」		■	■	□	□

基本方針5 子ども・若者の健やかな成長に向けた社会環境の整備

子ども・若者が安全安心に成長できるよう、取り巻く環境の整備と地域づくりを進めます。

5.1 地域、学校、家庭の連携と子育て支援の充実

数値目標（指標）

指 標	基 準 値	目 標 値
家庭教育支援活動を実施した園・学校の割合	(2020 年度) 73.0%	毎年度 90%
小中学校における地域学校協働本部の整備率（政令市を除く）	(2020 年度) 63%	85%
保育所等待機児童数	(2021 年度) 61 人	0 人

5.1.1 家庭教育支援

子どもたちの非認知能力の醸成や生活習慣・学習習慣を定着させる場として、家庭教育の重要性は増しており、子育ての不安や悩みを身近に相談できる人や場が求められています。また、地域の子どもは地域で育てるという気運を醸成し、家庭や地域における教育力をさらに高めていくため、子どもたちの健やかな成長と保護者の家庭教育を支える体制整備を目指します。【社会教育課】

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
「家庭の日 ⁵³ 」の普及啓発	■	■	■	■	■
【再掲】家庭教育支援基礎講座とフォローアップ研修の開催	■	■	■	■	■
【再掲】家庭教育支援チームによる活動の推進	■	■	■	■	■
【再掲】県民生活課と連携による、家庭教育支援員等を通じた情報提供	□	□	□		
【再掲】民生委員・児童委員活動の支援		□	□	□	□

5.1.2 地域づくりの推進と地域全体で子どもを育む環境の整備

5.1.2.1 地域づくりの推進

人づくりをとおした地域づくりに重点をおき、青少年の健全育成をはじめとする顕著な取組を県民に広く共有するとともに、県民自らが行う人づくりの実践活動、賀茂地域の教育の振興を促進します。【総合教育課、社会教育課、総合教育センター】

○人づくり地域懇談会を通じて、人づくり推進員による家庭や地域における人づくりへの助言等を行うとともに、人づくり推進員の資質向上やオンライン方式の導入による参加者の利便性向上等に取り組み、県民の人づくり実践活動を促進します。

○日ごろ地域で地道に優れた活動を展開し、地域に貢献している青少年団体等を顕彰し、広く一般に紹介することにより、その活動を奨励します。県民の子ども・若者の育成支援に対する理解を深めるため、11月を「静岡県子ども・若者育成支援強調月間」と定め、キャンペーン活動等を実施します。

○賀茂地域教育振興センターと協力し、年2回の研修を実施するとともに、リアルタイムWeb聴講を配信し、教職員の学びを支援します。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
人づくり地域懇談会の開催	■	■	■	□	□
【再掲】地域の青少年声掛け運動の展開		■	■	□	□
静岡県青少年育成会議による青少年の活動や青少年健全育成支援の顕彰		■	■	■	■
静岡県青少年育成会議による「子ども・若者育成支援推進強調月間」の実施	■	■	■	■	■
賀茂地域教育振興センターにおける教育の充実の支援		■	■	□	□

5.1.2.2 地域全体で子どもを育む環境の整備

学校・家庭・地域との連携・協働による地域学校協働活動を推進します。【社会教育課、義務教育課】

○教育を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、学校の中だけでは解決するのが難しいことから、学校と地域住民等が連携した学校運営や活動の充実を図るとともに、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを進めていきます。

○宿泊体験を含む様々な体験活動や異学年・異世代との交流の場を実施する団体を支援し、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むとともに地域コミュニティの創設・醸成を図り、大人も子どもとともに学び合う環境づくりを進めます。

○コミュニティ・スクール⁵⁴に関わる協議会等を実施し、他市町の事例等を協議会等で紹介します。コミュニティ・スクールの未導入地域には導入支援を行い、導入後には活用支援を行います。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
すべての学校区において地域学校協働本部の設置を促進、活動支援	□	■	■	■	■
地域学校協働活動推進員 ⁵⁵ 養成講座の開催	□	□	□	□	□
地域と学校の連携・協働に関する研修の実施	□	□	□	□	□
【再掲】「しずおか寺子屋」の拡大		■	■	■	□
「放課後子供教室 ⁵⁶ 」の設置促進に向けた、体験活動等の支援		■	■	□	□
地域における居場所・学びの場に関わる支援者を対象とした研修会の実施	□	□	□	□	□
コミュニティ・スクール研究協議会の開催・研究と成果の発信	□	■	■		

5.1.3 子育て支援の充実

「子育ては尊い仕事」の理念のもと、子どもや子育てを応援する活動に取り組む人を増加させ、子育てを応援する気運を醸成し、意識啓発を推進します。また、働きながら子育てがしやすい環境整備、保育・子育てサービスの充実を促進します。【こども未来課】

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
「ふじさんっこ応援隊 ⁵⁷ 」参加の促進・活動の拡充、県民への周知	■	■	■		
「しずおか子育て優待カード事業」協賛店舗の拡充、県民への周知	■	■	■		
イクボス養成講座等の開催	■	■		□	■
保育所、認定こども園、放課後児童クラブ ⁵⁸ の整備等の促進	■	■			
「地域子ども・子育て支援事業」の円滑な実施促進	■	■			
放課後児童クラブの円滑な実施促進		■			
【再掲】老人クラブと連携した世代間交流の促進	■	■			

5.2 良好な社会環境の整備

数値目標（指標）

指標	基準値	目標値
ケータイ・スマホルールアドバイザー ⁵⁹ による啓発人数	(2020年度) 9,679人	毎年度 18,000人
依存症相談支援に携わる従事者向け研修の参加人数	(2017～2020年度) 累計 258人	(2022～2025年度) 累計 316人

5.2.1 社会環境の整備

市町や関係機関・団体と連携し、条例に基づく立入調査を行うほか、静岡県青少年環境整備審議会を開催し、優良図書類の推奨や有害図書の指定を進め、良好な環境の整備を行います。また、スマートフォン等の急速な普及やインターネット利用の低年齢化など、青少年を取り巻くインターネット環境の変化に対応するため、有害情報への対策を進めるとともに、関係機関・団体と連携し、青少年の健全育成に取り組めます。【社会教育課】

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
携帯電話等による有害情報の閲覧防止措置の推進	□	■	■	■	□
青少年を保護する立場にある成人を対象とした研修の開催	■	■	■	■	□
学校警察地域連絡協議会の開催	□	■	■	□	□
優良図書類の推奨	■	■	■	□	□
有害図書の指定	■	■	■		
静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の適切な運用	□	■	■	■	□
関係機関と連携した広報啓発活動及び少年補導の推進	□	■	■	□	□

5.2.2 ネット依存や依存症等への対応

5.2.2.1 ネット依存への対応

教育のICT化が進む中、官民連携の体制のもと、正しく安全なネット利用の促進を図るとともに、Webシステムを活用した個人の状況把握から多様な対応につなげ、本県ならではのネット依存対策に取り組みます。【障害福祉課、社会教育課】

- WHO（世界保健機関）により「ゲーム障害」が精神疾患として採択されたことを踏まえ、ゲーム障害・ネット依存傾向のある本人の家族、教育関係者及び県民に対するワークショップを実施します。また、「ゲーム障害」の疑いがある本人に対して、依存症専門医療機関と連携し、本人とその家族を対象とする回復を目指すためのプログラムを実施し、医療的な支援を行います。
- 子どもたちのスマートフォンの所持率の上昇やネット利用の低年齢化、学校におけるGIGAスクール構想の進展など、青少年を取り巻くICT環境が急激に変化し続ける現状を踏まえ、正しく安全なネット利用の促進を図るため、家庭でのルールづくりの普及を目的としたワークシートを配布する他、各種講座や講演会を実施します。

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
ゲーム障害・ネット依存対策ワークショップの開催	■	■	■	■	■
ゲーム障害・ネット依存回復支援プログラムの開催		□	■	■	■
「親子で話そう！！わが家のケータイ・スマホルール」ワークシートの作成・配布		■	■	□	□
「ケータイ・スマホルール」アドバイザーの養成・活用・フォローアップ	■	■	■	■	■
「小中学校ネット安全・安心講座」の推進		■	■		
「ネット依存対策推進事業企画運営会議」、「ネット安全・安心協議会」の企画・運営	■	■	■	■	■
「静岡県ネット依存度判定システム」の利用促進		■	■		
自然体験回復プログラム「つながりキャンプ」の実施		■	■		
ネット依存対策講演会の開催	■	■	■	■	■
「不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会」におけるネット依存対策ブースの設置		■	■	■	■

5.2.2.2 依存症等への対応

アルコール、薬物、ギャンブル等の各種依存症等に対して、関係機関による包括的な連携協力体制を構築するとともに、依存症患者が適切な医療・相談を受けられるよう、医療従事者、相談支援者の育成を進めます。依存症患者やその家族からの相談に対応するとともに、依存症からの回復のための支援を進めます。依存症に関する正しい知識の普及啓発活動を行うとともに、依存症患者や家族への支援を進めます。【障害福祉課】

主な取組と対象年代	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
静岡県依存症対策連絡協議会の開催			□	■	■
医療従事者向け研修の開催			□	■	■

1 全庁体制による取組の推進

知事を本部長とする「静岡県青少年対策本部」を中心に、関係各課の連携を図り、全庁的な体制により、取組を推進します。

また、子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に基づく「静岡県子ども・若者支援ネットワーク」を中心に、教育・保健・医療・矯正・更生保護・雇用等の各分野の関係機関等のネットワークの充実強化を図り、困難を有する子ども・若者やその家族に対す総合的な支援を推進していきます。

2 社会総がかりによる取組の推進

基本理念「すべての子ども・若者が「有徳の人」として能力を発揮できる社会の実現」の下、社会や人のために貢献する「才徳兼備」の人を育成し、すべての子ども・若者が自己の成長、豊かさや幸せの実感ができる社会の実現を目指します。

子ども・若者の育成支援に社会総がかりで取り組むため、計画の県民に対する広報・周知に努めるとともに、県内の行政機関、民間団体との連絡・調整を図り、県、市町、家庭、学校、地域等が相互の連携・協力により、子ども・若者育成支援のための取組を推進します。

3 地域の実情に応じた子ども・若者育成支援体制の整備

子ども・若者を取り巻く「場」が、子ども・若者にとって安全安心な成長の場であるよう環境の整備を進めます。

また、子ども・若者にとっての生活の基盤は身近な地域にあり、市町はその実情に応じた子ども・若者育成支援の取組が期待されます。

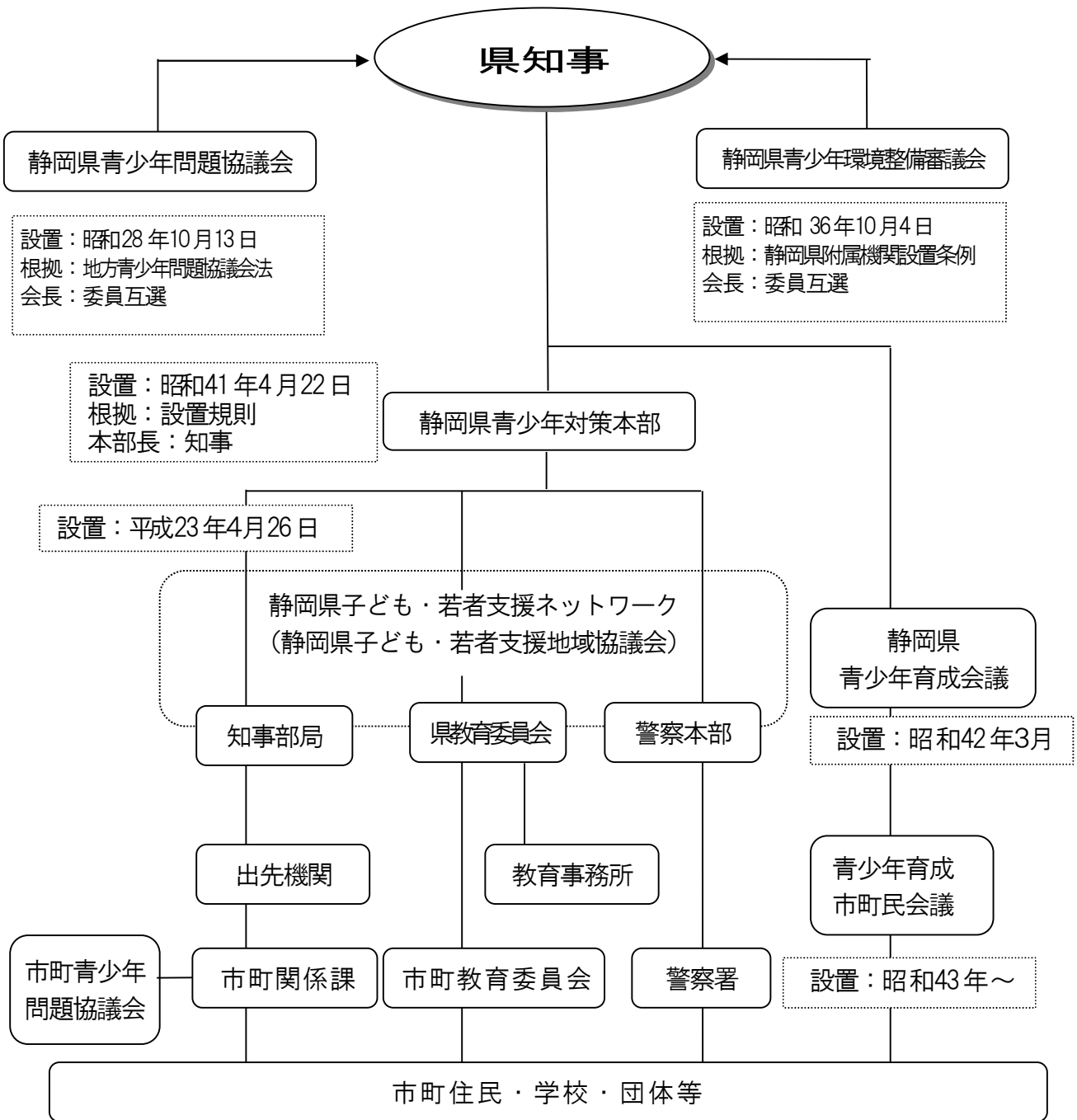
子ども・若者育成支援推進法第9条2項では、「市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（「市町村子ども・若者計画」）を作成するよう努めるものとする。」とされています。県は、地域の実情に応じた子ども・若者育成支援が円滑に進むよう、市町に必要な情報提供等の支援を行い、市町子ども・若者計画の策定を促進します。

また、同法第19条1項では、「地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。」とされています。県は、誰一人取り残さずに、困難を有する子ども・若者とその家族に対する支援を行うことを目指して、市町に必要な情報提供等の支援を行い、協議会の設置を促進します。

4 数値目標（指標）の設定と進捗管理

計画を推進するにあたり、設定した数値目標（指標）をもとに進捗状況を把握し、静岡県青少年問題協議会の御意見も踏まえ、成果と課題を検証し、実効性のある計画の推進に努めます。

<青少年行政の推進組織>



参考資料

1 用語説明

- 1 ふじのくに地域・大学コンソーシアム : 本県の高等教育機関、県、市町、その他地域団体等を構成員とする公益社団法人であり、教育研究機能の向上と地域社会の発展に寄与することを目的として設立され、大学間や大学と地域の連携により、教育連携、共同研究、地域貢献などの取組を実施。
- 2 総合型地域スポーツクラブ : 誰もが身近な地域でスポーツに親しむことができ、多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。
- 3 ふじのくに茶の都ミュージアム : お茶の産業・文化・学術に関する展示など、お茶について楽しく学べる機会を提供する博物館で、2018年3月、島田市に開館。
- 4 富士山の日 : 県民が、世界に誇るべき国民の財産であり、豊かな恵みをもたらしている富士山について理解と関心を深め、富士山を愛する多くの人々とともに、富士山憲章の理念に基づき、富士山を後世に引き継ぐことを期する日として、静岡県が定めた日(2月23日)。
- 5 しずおかスポーツフェスティバル : 県内に居住・勤務・在学している幅広い世代の方が参加し楽しめる、競技会や簡易ゲーム等のスポーツの祭典。
- 6 県民スポーツ・レクリエーション祭 : 障害のある人もない人も、幼児から高齢まで幅広く、誰もが気軽に取り組むことができる「ニュースポーツ」等を体験できる大会。
- 7 親子運動遊びプログラム : 乳幼児期において運動・スポーツに親しむ基礎を培うために親子で一緒に行う運動遊びのプログラム(ふじのくにファミリー・プレイ・プログラム(0~3歳児を対象)、ファミリー・チャレンジ・プログラム(4~6歳児を対象)、ふじのくに運動あそびプログラム(1~3歳児、3~5歳児を対象))。
- 8 スポーツ人材バンク : 教育現場でのスポーツ指導者不足を解消するため、中学・高校の運動部活動や、地域のスポーツ教室で指導者登録した地域の人材を活用する仕組み。
- 9 子ども読書アドバイザー : 家庭・地域・学校における読書活動の充実を図るため、各市町で活躍する「子ども読書」のエキスパート。市町で活動するボランティアの中から、市町の推薦を受けた読書ボランティアを対象に、県が養成し、認定している。2019年度までに35市町すべてに配置を完了した。
- 10 社会に開かれた教育課程 : 「資質・能力の三つの柱」「カリキュラム・マネジメント」など、新しい学習指導要領における重要な全ての基盤となる考え方のこと。学習指導要領改訂は平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、改訂の基本的なねらいのひとつを「教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指すこと。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。」として実施された。
- 11 静岡式35人学級編制 : 小学校4年生から中学校3年生まで、1学級35人以下の学級を編制することができるもので、2019(令和元)年度までに下限も撤廃した。小学校1・2・3年生は国の施策等により35人学級編制を実施した。なお、小学校の学級編制を35人とする法改正がなされ、2021(令和3)年度から5年間かけて、小学校2年生から学年進行で実施される。
- 12 オンリーワン・ハイスクール事業 : 県立高校の魅力化を図るもので、イノベーション・ハイスクール、アカデミック・ハイスクール、グローバル・ハイスクール、フューチャー・ハイスクールの4分野で、33校の取組を支援する。

- 13 スクールカウンセラー : 臨床心理等に関して高度な専門的知識を有する者で、児童生徒の不登校や問題行動等に対応するために派遣される専門家。
- 14 「食の都」づくり : 農林水産物の生産数・品質ともに全国トップクラスを誇る県産食材を生かし、地域で採れた食材を、地域でおいしく、楽しく、美しく、賢くいただく“ふじのくに食文化”を創造し、国内外の人々を惹きつけ、憧れの地域にしていく取組。
- 15 静岡県ふじのくにジュニア防災士 : 小学4年生から高校生までを対象に、災害から自分の命を守ることができる人、家庭の防災リーダーとなる人、地域の防災リーダーとして期待される人として、指定講座等を受講し、知事認証を受けた児童生徒。
- 16 ふじのくにアイマップ : ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子ども若者やその家族の支援に関わる静岡県内の支援団体・相談機関等を紹介したリーフレット(子供・若者支援機関マップ)。静岡県教育委員会社会教育課ホームページからも閲覧可能。
- 17 不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会 : ニート・ひきこもり・不登校等の困難を有する子ども・若者やその家族、関係者を対象とした相談会。民間支援団体、公的支援機関がブースを設置して個々の相談に対応する。
- 18 スクールソーシャルワーカー : 社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱える児童生徒の支援に向けて、学校と関係機関等との連携を促し、環境調整を行う専門家。
- 19 こころの緊急支援チーム : 学校や学級全体に衝撃がある重大事案等危機発生時に、児童生徒の心のケアを目的として派遣される専門家チーム。
- 20 静岡茶の愛飲 : 静岡茶を飲む機会を確保することにより、児童生徒の健全な心と体を培うことなどを目的とした「小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例」において、「静岡茶を愛し、毎日の習慣として静岡茶を飲むこと」としている。
- 21 成年年齢引下げ : 「民法の一部を改正する法律」の施行(2022年4月1日)に伴い、成年年齢が18歳に引き下げられる。若者の自己決定権を尊重し、その積極的な社会参加を促す一方、民法の「未成年者取消権」は行使できなくなるため、消費者トラブルの増加が想定される。
- 22 家庭教育支援員 : 県家庭教育支援基礎講座等で家庭教育支援の知識とスキルを学んだ地域人材で、主に保護者が集まる場で子育てについて話し合う会を行う。
- 23 WAZAチャレンジ教室 : 子ども達の「ものづくり」の技術や技能への関心を高めるため、技能士が小・中学校、特別支援学校等に出向き、「ものづくり体験」を通じて「ものづくり」の楽しさや面白さを伝える事業。アートモザイク、フラワーアレンジメント、ミニ屏風、玉子焼き、小座布団などを実施。
- 24 キャリア・パスポート : 児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価するためのポートフォリオ。
- 25 こころざし育成セミナー : 本県の医療を支える人材育成のために、病院で医師から話を聞いたり、体験的な活動を行ったりする事業。
- 26 静岡県技能マイスター : 優れた技能を有し、後進の指導・育成に尽力している現役の技能者を認定し、その活動を通して技能者の社会的評価を高めていく制度。
- 27 静岡U・Iターン就職サポートセンター : 東京都内に設置。静岡県内の企業等への就職に向けて、大学生、社会人等を支援する。
- 28 しずおかジョブステーション : あらゆる求職者を対象に、就職支援を行う機関であり、東・中・西部の県民生活センター内に設置。

- 29 地域自立支援協議会 : 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に係るシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町が共同又は単独で設置するものです。相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者等で構成され、地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議等を行う。
- 30 圏域自立支援協議会 : 障害保健福祉圏域において、市町、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、特別支援学校、ハローワークなどの関係機関で構成される協議会。市町自立支援協議会で解決できない広域調整が必要な事項の協議や圏域障害福祉計画の策定を行う。
- 31 静岡県子ども・若者支援ネットワーク : 子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会として設置。知事部局、教育委員会、警察本部の計14課で構成。
- 32 市町要保護児童対策地域協議会 : 児童福祉法に基づき、地方公共団体が、設置する協議会。虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子どもの適切な保護を図るため、関係機関、関係団体、児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成され、必要な情報の交換や支援の内容に関する協議を行う。
- 33 静岡県ひきこもり対策連絡協議会 : ひきこもり支援センターが事務局となり保健、福祉、教育、労働等の関係機関が情報交換を行い恒常的な連携を図るとともに、総合的な支援対策の協議を行う。
- 34 ひとり親サポートセンター : 母子及び父子並びに寡婦福祉法により、ひとり親及び寡婦の就業をより効果的に促進するための就業相談、技能講習、就業情報提供といった就労支援サービスの提供と、生活相談や養育費の取り決めなどの専門相談を実施する。
- 35 障害者働く幸せ創出センター : 障害のある人が一般企業や障害者就労施設等で就労するかを問わず、働くことを総合的に支援する目的で2010年5月に県が静岡市葵区呉服町に開設した拠点施設。
- 36 アンダンテ : 「社会的ひきこもり」傾向にある青少年の円滑な社会復帰及びその家族を支援するために、静岡県教育委員会が男女共同参画センター内に開設した。カウンセリング機能とフリースペース機能を備えており、家族会も開催している。
- 37 夜間中学 : 様々な理由により義務教育を修了できなかった人、不登校等の理由により実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を形式的に卒業した人、日本や母国等で9年間の普通教育を修了せずに学齢を超過した外国籍の人を対象とする中学校。静岡県では、磐田市と三島市の2教場体制で令和5年4月開校予定。
- 38 交流籍 : 特別支援学校の児童生徒が、居住する地域の小・中学校と交流するために置く副次的な籍のこと。
- 39 ふじのくに福産品一人一品運動 : 障害のある人が働く障害福祉サービス事業所の製品である「ふじのくに福産品」(授産品の愛称)の継続的な購入を県民に対して呼び掛けることで、障害のある人の工賃向上と経済的な自立を推進する取組。
- 40 AYA世代のがん患者 : 15歳から39歳のがん患者。AYAはAdolescent&Young Adult(思春期・若年成人)を指す言葉。
- 41 ヤングケアラー : 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども。
- 42 ゲートキーパー : 自殺予防の早期対応を図るための人材で、身近で悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人。
- 43 地域日本語教育 : 地域住民が日本語教育の場に関わる初期日本語教室を、多文化共生の拠点として設置し、外国人が希望すれば県内のどこに住んでいても、生活に必要な日本語能力を習得できる体制を構築する取組。

- 44 ふじのくにグローバル人材育成基金 : 国際的に活躍しようとする意欲のある高校生や、グローバル教育の向上を図る学校及び教職員を、産業界や県民が社会総がかりで支援するために創設した基金。
- 45アントレプレナーシップ教育 : 急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神(アントレプレナーシップ)を備えた人材の創出を目指すもの。
- 46STEAM教育 : STEAMはScience(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Arts(リベラル・アーツ=芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めたもの)、Mathematics(数学)をさし、STEAM教育は、各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育。
- 47スーパーサイエンスハイスクール : 文部科学省が先進的な科学技術、理科・数学教育を重点的に行う高等学校を指定する制度で、2021年度においては、全国218校が指定されている。(本県の指定校は、清水東、浜松工業、静岡市立、静岡北の4校)
- 48日本の次世代リーダー養成塾 : 日本や世界を代表する学者や経済人を講師に招き、ディスカッションを積み重ねてリーダーとして必要な資質を養う研修会。
- 49SPAC : 公益財団法人静岡県舞台芸術センター(Shizuoka Performing Arts Center)のことで、静岡県が設立した、国内外で活動する公立劇団。
- 50アーツカウンスルしずおか : 2021年1月に公益財団法人静岡県文化財団内に設置された。地域資源の活用や社会課題に対応する住民主体のアートプロジェクトの支援を中心として、そのための方法を開発し、制度を整備することを通じて、まちづくりや観光、福祉、教育など社会の様々な分野において、創造的な地域づくりに貢献する。
- 51(青少年指導者の)級位認定 : 静岡県教育委員会では、青少年の健全育成のため、青少年指導者としての資質能力を高める機会を提供し、その実績に基づき初級、中級、上級の級位を認定している。1972(昭和47)年から開始し、延べ1万人に迫る指導者を養成している。
- 52静岡県教員育成指標 : 中央教育審議会答申(H27年12月21日)をうけ、教員がキャリアステージに応じて身に付けるべき資質や能力の明確化のため、2017年度に策定した。静岡県教育振興基本計画の改定等を踏まえ、2022年度に改訂した。
- 53家庭の日 : 県では、家族が一緒に過ごし、コミュニケーションを深める日を「家庭の日」としている。各家庭の実情に応じて、実行可能な日を設けることとし、月に1度以上の設定推奨している。
- 54コミュニティ・スクール : 学校運営協議会を設置した学校。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく「学校運営協議会」により、学校、保護者、地域の方が学校運営に参画する仕組み。
- 55地域学校協働活動推進員 : 学校と地域をつなぐ役割を担う地域人材で、学校と地域が同じ目標をもって継続的に子供たちの成長を支える地域学校協働活動の準備や運営、学校と地域との連絡調整(コーディネート)を行う。
- 56放課後子供教室 : 地域住民の参画により、共働き世帯を含むすべての児童を対象に、無償で安心安全な活動拠点(居場所)を提供し、放課後や週末に学習や体験・交流活動を行う。
- 57ふじさんっこ応援隊 : 社会全体で子どもや子育てを応援する気運の醸成等を図るため、個人、企業、NPO、行政等で結成し、それぞれの子育てを応援する活動を広く紹介する取組。
- 58放課後児童クラブ : 保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、健全育成を図る事業。
- 59ケータイ・スマホルールアドバイザー : 正しく安全なネット利用等について助言し、家庭で話し合っってルールを決めることの大切さを保護者に伝えるアドバイザーとして、PTA役員等から養成した人材。

2 数値目標（指標）一覧

※数値目標（指標）のうち、静岡県総合計画、静岡県教育振興基本計画、ふじさんっこ応援プランのいずれかに掲載されているものは、表の右端に示しています。（総・・・総合計画、教・・・教育振興基本計画、ふ・・・ふじさんっこ応援プラン）

通番	施策	指標	基準値	目標値	掲載計画
基本方針1 すべての子ども・若者の健やかな成長に向けた支援					
1.1 自己形成のための支援					
1	1.1.1.1	困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合	(2021年度) 33.0%	40%	総
2	1.1.1.1	人権啓発講座等参加人数	(2020年度) 18,940人	毎年度 30,000人	総
3	1.1.1.1	人権教育に関する校内研修を実施した学校の割合	(2020年度) 小99.4% 中95.9% 高94.1% 特100%	毎年度 100%	教
4	1.1.1.1	「自分にはよいところがあると思う」児童生徒の割合	(2019年度) 小83.7% 中77.6%	小80.0% 中78.5%	—
5	1.1.1.2	1年間に文化・芸術の鑑賞・活動を行った人の割合	(2021年度) 41.6%	75%	総
6	1.1.1.2	県内施設・大会等でスポーツをする人・観る人の人数	(2019年度) 14,344,670人	16,500,000人	総
7	1.1.1.2	富士山の世界文化遺産としての顕著な普遍的価値を理解している人の割合	(2020年度) 25%	50%	総教
8	1.1.1.2	成人の週1回以上のスポーツ実施率	(2020年度) 57.7%	70%	総教
9	1.1.1.2	新体力テストで全国平均を上回った種目の割合	(2020年度) 小53.1% 中63.0% 高92.6%	小100% 中100% 高100%	総
10	1.1.1.3	県民の公立図書館利用登録率	(2020年度) 49.3%	52%	総教
11	1.1.1.3	静岡県生涯学習情報発信システム「まなぼっと」ユーザー数	(2020年度) 16,355人	毎年度 20,000人	教
12	1.1.2.2	授業にICTを活用して習熟度別学習や協働学習など専門的な指導ができる教員の割合	(2020年度) 65.7%	100%	総教
13	1.1.2.5	ふじのくに地域・大学コンソーシアム等による地域課題解決提案数	(2017～2020年度) 累計101件	(2022年～2025年度) 累計100件	総教

通番	施策	指標	基準値	目標値	掲載計画
1.2 健康と安全・安心の確保					
14	1.2.1.2	スクールカウンセラーへの相談件数	(2020年度) 小 57,145 件 中 54,131 件 高 5,642 件	小 60,000 件 中 55,000 件 高 5,800 件	—
15	1.2.1.4	SNSに起因する子どもの性被害防止に向けた非行防止教室の開催回数	(5年平均) 956 回	毎年 1,100 回	総
16	1.2.2.1	「食の都」づくりに関する表彰数	(2018～2021年度) 累計 76 個人・団体	(2022～2025年度) 累計 70 個人・団体	総
17	1.2.2.1	栄養バランスのとれた朝食をとっている幼児児童生徒の割合	(2020年度) 幼 39.1% 小 46.8% 中 47.3% 高 48.7%	幼 50% 小 55% 中 50% 高 50%	教
18	1.2.2.2	薬物乱用防止に関する講習会未開催校数	(2020年度) 21 校	0 校	総
19	1.2.3.1	静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座受講者数	(2020年度) 11,048 人	毎年度 30,000 人	総
20	1.2.3.1	地域で行われた防災訓練への児童生徒の参加率	—	100%	総 教
21	1.2.3.1	刑法犯認知件数	(2020年) 15,370 件	12,000 件以下	総
22	1.2.3.3	労働法セミナー受講者数	(2020年度) 369 人	毎年度 450 人	総
23	1.2.3.4	消費生活相談における被害額	(2020年度) 329 千円/人	280 千円/人以下	総
1.3 若者の職業的自立と就労支援、社会参画への支援					
24	1.3.1.1	新規就農者数	(2020年度) 291 人	300 人/年	教
25	1.3.1.1	林業への新規就業者	(2020年度) 81 人	100 人	—
26	1.3.1.1	漁業高等学園卒業後の新規就業者数	(2020年度) 16 人	15 人	—
27	1.3.1.1	WAZAチャレンジ教室参加者数	(2020年度) 1,926 人	毎年度 2,400 人	総
28	1.3.1.1	「キャリア・パスポート」を活用して指導した学校の割合	—	毎年度 100%	総 教
29	1.3.1.2	県内出身大学生のUターン就職率	(2019年度) 35.3%	43%	総
30	1.3.1.3	一般労働者の年間総実労働時間	(2019年度) 2,006 時間	毎年度 2,006 時間以下	総
31	1.3.2.1	地域社会等でボランティア活動に参加したことがある児童生徒の割合	(2020年度) 小 22.7% 中 32.3%	小 45% 中 65%	教
32	1.3.2.1	「わたしの主張」静岡県大会への参加者数	(2021年度) 12,300 人	毎年度 13,000 人	教
33	1.3.2.2	献血者確保目標人数に対する献血受付者数の割合	(2020年度) 99%	100%	総

通番	施策	指標	基準値	目標値	掲載計画
基本方針2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援					
2.1 重層的な支援ネットワークの構築とアウトリーチの充実					
34	2.1.1	市町職員等を対象にした研修会の参加人数	—	毎年度 35人	—
35	2.1.2	包括的相談支援体制の整備を行った市町数	(2020年度) 15市町	(2024年度までに) 35市町	総
2.2 困難な状況ごとの支援					
36	2.2.1.1	不登校等の課題を抱えていた児童生徒が適切な支援により、改善傾向に向かった割合	(2020年度) 高46.1%	50%	教
37	2.2.1.1	「不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会」相談件数	(2021年度) 359件	950件	—
38	2.2.1.2	スクールソーシャルワーカーの対応児童生徒数	(2020年度) 小中 3,194人	小中 3,500人	—
39	2.2.1.3	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	(2020年度) 88.5%	98.6%	—
40	2.2.1.3	養育費の取決めをした人の割合	(2019年度) 65%	70%	総 ふ
41	2.2.1.4	ひとり親サポートセンターによる就職率	(2020年度) 39.8%	55.0%	総 ふ
42	2.2.2.1	特別な支援が必要な幼児児童生徒のうち個別の指導計画が作成されている人数の割合	(2018年度) 幼91.1% 小89.3% 中94.2% 高46.0%	幼100% 小100% 中100% 高75%	総 教
43	2.2.2.3	障害者働く幸せ創出センターの年間受発注仲介件数	(2020年度) 1,071件	1,200件	総
44	2.2.2.3	障害者雇用率	(2021年度) 2.28%	2.40%	総
45	2.2.3.3	虐待による死亡児童数	(2020年度) 0人	毎年度 0人	総
46	2.2.4	自殺による死亡者数	(2020年) 583人	500人未満	総
47	2.2.4	外国人児童生徒等に対して、必要な支援が実現できている学校の割合	(2020年度) 小90.9% 中91.3% 高89.5% 特100%	毎年度 100%	教
基本方針3 夢の実現を目指す子ども・若者の支援					
3.1 グローバル社会で活躍する人材の育成					
48	3.1.2.1	地域日本語教育を通じて多文化共生の場づくりに取り組む市町数	(2020年度) 4市町	19市町	総
49	3.1.2.1	ふじのくにグローバル人材育成基金による海外交流者数	(2017~2020年度) 累計688人	(2022~2025年度) 累計1,000人	総 教
50	3.1.2.1	グローバルハイスクール指定校数	(2021年度) 3校	延べ21校	総 教
51	3.1.2.2	県内高等教育機関から海外への留学生数	(2020年度) 19人	1,000人	総 教
52	3.1.2.2	外国人留学生数	(2020.5.1) 3,939人	5,000人	総 教

通番	施策	指標	基準値	目標値	掲載計画
53	3.1.3	環境保全活動を実践している若者世代の割合	(2021年度) 77.4%	78%	総
54	3.1.3	水の出前教室実施回数	(2021年度) 191	140	総教
55	3.1.3	森林環境教育指導者養成人数 (養成講座修了者数)	(2020年度) 51人	150人	総
56	3.1.4	「自然科学やものづくりに関心がある」と答える生徒の割合	(2020年度) 56.1%	75%	総教
3.2 スポーツと文化芸術活動の振興					
57	3.2.1	アスリート等を派遣してのクリニックへの参加人数	(2020年度) 222人	(2022～2025年度合計) 10,000人	—
基本方針4 子ども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援					
4.1 多様な担い手の養成・支援					
58	4.1.1	養成した青少年指導者の延べ活動回数	(2020年度) 2,953回	4,800回	—
59	4.1.1	市町における地域の青少年声掛け運動実施率	(2020年度末) 82.9%	100%	総
60	4.1.2	青少年ピアカウンセラー養成講座修了者数	(2021年度) 10人	毎年度 30人	—
4.2 教員の資質能力の向上					
61	4.2.1 4.2.2	「静岡県教員育成指標」を活用した教員の割合	(2020年度) 85.6%	100%	教
62	4.2.1	全国規模の学力調査で全国平均を上回る科目の割合	(2021年度) 小0% 中100%	小100% 中100%	総教
基本方針5 子ども・若者の健やかな成長に向けた社会環境の整備					
5.1 地域、学校、家庭の連携と子育て支援の充実					
63	5.1.1	家庭教育支援活動を実施した園・学校の割合	(2020年度) 73.0%	毎年度 90%	総教
64	5.1.2.2	小中学校における地域学校協働本部の整備率（政令市を除く）	(2020年度) 63%	85%	総教
65	5.1.3	保育所待機児童数	(2021年度) 61人	0人	総
5.2 良好な社会環境の整備					
66	5.2.2.1	ケータイ・スマホルールアドバイザーによる啓発人数	(2020年度) 9,679人	毎年度 18,000人	総教
67	5.2.2.2	依存症相談支援に携わる従事者向け研修の参加人数	(2017～2020年度) 累計 258人	(2022～2025年度) 累計 316人	総

3 子ども・若者育成支援推進法

(平成二十一年七月八日法律第七十一号)

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）
- 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）
- 第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）
- 第五章 罰則（第三十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになるこ

とを目指すこと。

二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十

五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務(調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務等)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 総務大臣

三 法務大臣

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

子ども・若者育成支援推進法について

H22.4.1施行

背景

- 有害情報の氾濫等、子供・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の子供・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

趣旨・目的

- 子供・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備（基本法的性格）
 - ・国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
 - ・学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子供・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を支援するためのネットワーク整備

子供・若者育成支援施策を推進するための
枠組みづくり
〔 国 〕

子ども・若者育成
支援推進大綱

都道府県、市町村
子ども・若者計画
(努力義務)

策定

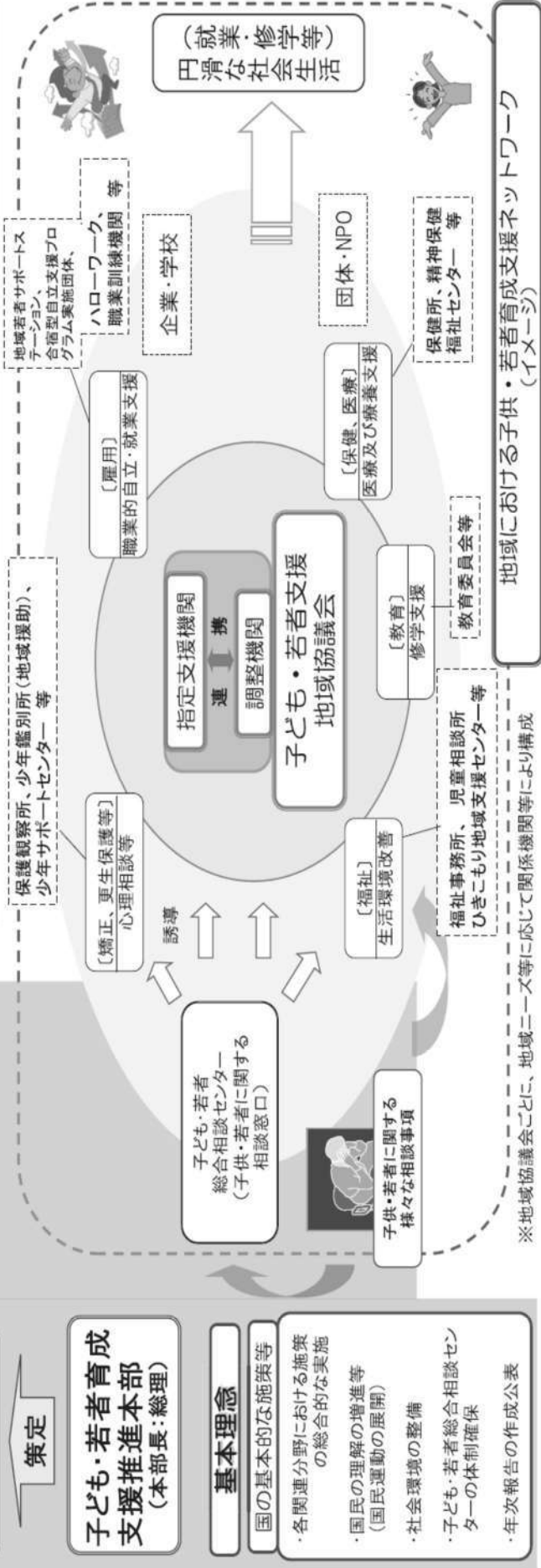
子ども・若者育成
支援推進本部
(本部長:総理)

基本理念

- ・国の基本的な施策等の総合的な実施
- ・各関連分野における施策の総合的な実施
- ・国民の理解の増進等(国民運動の展開)
- ・社会環境の整備
- ・子ども・若者総合相談センターの体制確保
- ・年次報告の作成公表

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

- ・関係機関等：各種支援の実施
 - 〔相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導、医療、療養、生活環境改善〕
 - 〔修学・就業・知識技能の習得等の支援〕
- ・地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置)：支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
- ・国：調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援



地域における子供・若者育成支援ネットワーク
(イメージ)

子供・若者育成支援推進大綱（概要）

～全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して～

令和3（2021）年4月6日 子ども・若者育成支援推進本部決定

1. 子供・若者を取り巻く状況

【1】社会全体の状況（子供・若者の健全育成に関する主な社会課題）

生命・安全の危機

孤独・孤立の顕在化

低いWell-being

格差拡大への懸念

持続可能で多様性・包摂性のある社会づくり

リアルな体験の充実とデジタル・トランスフォーメーション（DX）の両面展開

成年年齢の引下げ

人権・権利の保障

ポストコロナ時代の国家・社会の形成者育成

【2】子供・若者が過ごす「場」ごとの状況

家庭

虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー等が社会問題化。コロナ禍は困難を抱える家庭に特に深刻な影響を与える一方、「増えた家族との時間を保ちたい」とする者が多いなど、家族観の前向きな変化も。

学校

特別支援教育や日本語指導が必要な者が増加するなど、児童生徒は多様化。

自殺、不登校、いじめなど生徒指導上の課題が深刻化。学校現場の負担は年々増大。

地域

近所付き合いの減少など住民のつながりの希薄化、地域活動の担い手の高齢化・固定化等が指摘される一方、コロナ禍で若者の地方移住への関心が高まり、都心部からの転出の動きも。

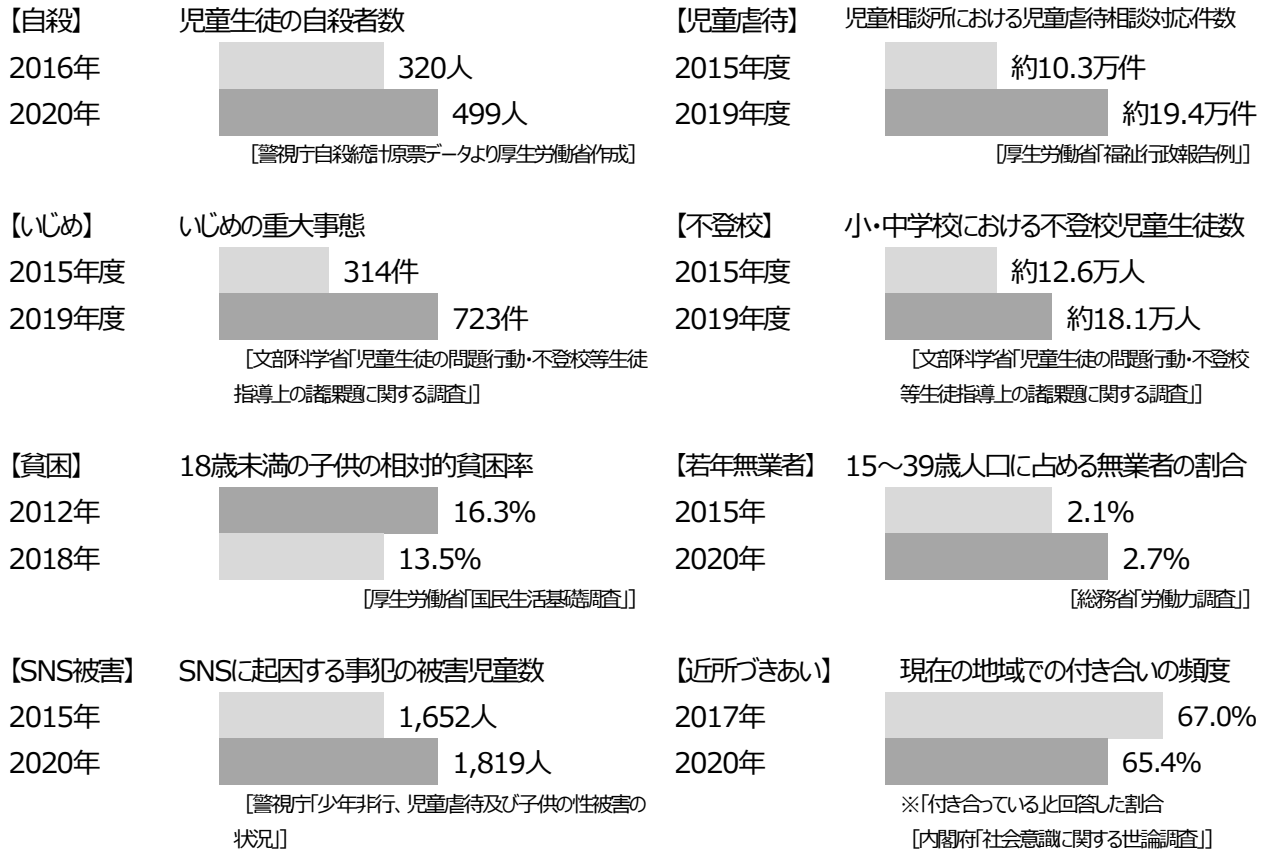
情報通信環境（ネット空間）

教育や行政、医療などあらゆる分野でデジタル化が加速し、ネットの利活用が進む一方、SNSに起因する犯罪被害、誹謗中傷等の弊害も深刻化。

就業（働く場）

近年、若者の失業率や平均賃金、非正規雇用者の割合等は改善傾向にあったが、若年無業者の増加などコロナ禍で悪化が懸念。一方、テレワークが急速に普及するなど、新たな働き方の動きも。

参考



2. 子供・若者育成支援の基本的な方針と基本施策

① 全ての子供・若者の健やかな育成

全ての子供・若者が、かけがえのない幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代、絶え間ない変化の時代を幸せ（Well-being）に、自立して生き抜く基礎を形成できるよう、育成する。

【基本施策】

自然・文化体験の充実と1人1台ICT環境の有効活用、少人数学級の実施、健康・安全教育、消費者教育の推進、社会形成に参画する態度、若者の雇用安定化 等

② 困難を有する子供・若者やその家族の支援

困難を有する子供・若者が、速やかに困難な状態から脱し、あるいは困難な状況を軽減・コントロールしつつ成長・活躍していけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、かつ非常時においても途切れることなく支援する。

【基本施策】

担当大臣のリーダーシップの下での孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困等への対策、複合的課題への包括的支援、SNS相談やアウトリーチの充実、SOSを出し、受け止める力の育成 等

③ 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

子供・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓いていけるよう、応援する。

【基本施策】

STEAM (Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics) 教育、起業家教育、“出る杭”の応援、地方移住、地域貢献活動の促進 等

④ 子供・若者の成長のための社会環境の整備

家庭、学校、地域等が、子供・若者の成長の場として、安心・安全な居場所として、Well-beingの観点からより良い環境となるよう、社会全体、地域全体で子供・若者を育てる機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進する。

【基本施策】

多様な居場所づくり、子育て支援、家庭教育支援、地域と学校の協働、ネット利用の適正化、働き方改革、テレワーク、子供・若者への投資の推進 等

⑤ 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

教育・心理・福祉等の専門人材から、地域の身近な大人、ひいては当事者たる子供・若者自身に至るまで、多様な担い手を養成・確保するとともに、それぞれの連携・協働の下、持続的な活躍が可能となるよう、支援する。

【基本施策】

企業等の参画促進、教師の資質能力の向上、専門や地域を超えた共助の推進、先端技術・データの活用 (Child-Youth Tech) 等

3. 施策の推進体制

- ▶ 子供・若者の多様化や課題の複雑化、孤独・孤立やWell-beingの観点等を踏まえ、**多様なデータを参考指標（子供・若者インデックス）に設定**。それらを可視化した**子供・若者インデックスボード**を作成し、**総合的・多面的な評価、社会全体での支援推進に活用**。
- ▶ 子供・若者育成支援施策等の形成過程において**子供・若者の意見が積極的かつ適切に反映される**よう、審議会等の委員構成に配慮するとともに、インターネットによる意見募集等を推進。
- ▶ 総理のリーダーシップの下に縦割りを超え、**関係行政機関・組織相互間の緊密な連携・協力、施策相互間の十分な調整**を図る。
- ▶ **大綱の期間はおおむね5年（令和3～7年度）**としつつ、**社会情勢、政策動向等に応じ適時改定**。3年目に中間評価を新たに実施。政策的に関連の深い他の大綱等の見直し状況を踏まえ終期を判断。

5 静岡県青少年問題協議会設置条例

制定 昭和 28 年 10 月 13 日 条例第 58 号
改正 昭和 35 年 7 月 13 日 条例第 25 号
平成 12 年 12 月 26 日 条例第 67 号
平成 26 年 3 月 28 日 条例第 14 号

静岡県青少年問題協議会設置条例をここに公布する。

静岡県青少年問題協議会設置条例

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条の規定に基づき、静岡県青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

一部改正〔平成 12 年条例第 67 号〕

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき、必要な事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

一部改正〔昭和 35 年条例第 25 号〕

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、県議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者(家庭裁判所の職員を含む。以下同じ。)のうちから、知事が任命又は委嘱する。

3 前項の規定により、学識経験がある者のうちから任命又は委嘱された委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

5 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。

7 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選に

よつてこれを定める。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 協議会に、専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

10 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、知事が任命又は委嘱する。

11 委員及び専門委員は、非常勤とする。
一部改正〔平成 12 年条例第 67 号〕

(委任)

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 静岡県附属機関設置条例(昭和 27 年静岡県条例第 60 号)

別表中

「

静岡県青少年問題対策協議会	青少年の指導、保護及び矯正についての総合的施策に関する事項の調査審議に関する事務
---------------	--

」を削る。

附 則(昭和 35 年 7 月 13 日 条例第 25 号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 35 年 4 月 1 日から適用する。

2 この条例施行の際、従前の規定及び様式により取り扱ったものは、この条例の改正規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

3 この条例施行の際、従前の規定及び様式により作成した帳簿、用紙等は、当分の間、使用できるものとする。

附 則(平成 12 年 12 月 26 日 条例第 67 号)

1 この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日 条例第 14 号)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

6 静岡県青少年対策本部設置規則

昭和41年4月22日
静岡県規則第18号

最終改正 平成31年3月29日規則第28号

静岡県青少年対策本部設置規則をここに制定する。

静岡県青少年対策本部設置規則

(設置)

第1条 青少年行政に関する基本的方針を確立し、国、市町及び関係行政機関相互の連絡調整を図るとともに、青少年対策の効果的な実施を促進するため、静岡県青少年対策本部(以下『青少年対策本部』という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 青少年対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年行政に関する総合的かつ基本的な施策の樹立に関すること。
- (2) 青少年行政に係る関係行政機関相互の総合調整に関すること。
- (3) その他青少年行政の推進に関すること。

(組織)

第3条 青少年対策本部に、本部長、副本部長、委員及び幹事を置く。

2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。

3 委員は、政策推進担当部長、暮らし・環境部長、スポーツ・文化観光部長、健康福祉部長、経済産業部長、教育長及び警察本部長をもって充てる。

4 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

(職務)

第4条 本部長は、青少年対策本部に関する事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員は本部長及び副本部長を、幹事は本部長、副本部長及び委員を補佐し、それぞれ分担事務を処理する。

(その他)

第5条 青少年対策本部の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

第6条 この規則に定めるもののほか、青少年対策本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

【静岡県青少年対策本部 本部員・幹事一覧】

1 本部員

番号	本部職名	職名
1	本部長	知事
2	副本部長	副知事
3	委員	政策推進担当部長
4	〃	暮らし・環境部長
5	〃	スポーツ・文化観光部長
6	〃	健康福祉部長
7	〃	経済産業部長
8	〃	教育長
9	〃	警察本部長

2 幹事

番号	部局名	職名
1	政策推進局	総合政策課長
2	暮らし・環境部	企画政策課長
3	〃	県民生活課長
4	〃	暮らし交通安全課長
5	〃	男女共同参画課長
6	〃	多文化共生課長
7	〃	環境政策課長
8	スポーツ・文化観光部	企画政策課長
9	〃	総合教育課長
10	〃	大学課長
11	〃	私学振興課長
12	〃	スポーツ振興課長
13	健康福祉部	企画政策課長
14	〃	地域福祉課長
15	〃	こども未来課長
16	〃	こども家庭課長
17	〃	障害福祉課長
18	〃	健康増進課長
19	〃	薬事課長
20	経済産業部	産業政策課長
21	〃	労働雇用政策課長
22	〃	職業能力開発課長
23	教育委員会	教育政策課長
24	〃	義務教育課長
25	〃	高校教育課長
26	〃	特別支援教育課長
27	〃	健康体育課長
28	〃	社会教育課長
29	警察本部	少年課長

7 静岡県子ども・若者支援ネットワーク設置要綱

(設置)

第1 困難を有する子ども・若者及びその家族を支援するために、関係機関による実効性のある支援体制づくりを目的として、「静岡県子ども・若者支援ネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)を設置する。

第1の2 子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に規定する「子ども・若者支援地域協議会」については、ネットワークをもってこれにあてる。

(所掌事務)

第2 ネットワークは次に掲げる事項の連絡調整及び協議を行う。

- (1) 困難を有する子ども・若者及びその家族を支援する機関相互の連携及び情報交換に関すること。
- (2) 市町の「子ども・若者支援地域協議会」設置及び市町の「子ども・若者育成支援についての計画」策定のための支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、困難を有する子ども・若者及びその家族の支援の推進に関すること。

(組織)

第3 ネットワークに、会長及び委員を置く。
 2 会長は、社会教育課長をもって充てる。
 3 委員は、別表に掲げる機関において選出された者をもって充てる。

(会議)

第4 ネットワークは、会長が招集する。
 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5 ネットワークの事務局は社会教育課に置く。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関して必要な事項は、委員が協議し別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

番号	部 局 名	課 名
1	くらし・環境部	県 民 生 活 課
2	〃	多 文 化 共 生 課
3	スポーツ・文化観光部	総 合 教 育 課
4	〃	私 学 振 興 課
5	健康福祉部	地 域 福 祉 課
6	〃	こ だ も 家 庭 課
7	〃	障 害 福 祉 課
8	経済産業部	労 働 雇 用 政 策 課
9	〃	職 業 能 力 開 発 課
10	教育委員会	義 務 教 育 課
11	〃	高 校 教 育 課
12	〃	特 別 支 援 教 育 課
13	〃	社 会 教 育 課
14	警 察 本 部	少 年 課

ふじのくに i マップ 民間支援団体 掲載リスト

ニ：ニート ひ：ひきこもり 不：不登校 発：発達障害 外：外国人 中：高校中退・中卒者 通：通信制高校生（学習支援）
フ：フリースクール有り 訪：訪問支援対応

【フリースクール】 本マップでは、「不登校の小中学生を対象として、学習や体験活動等を行い、居場所を提供する取組」とします。

通番	主な支援内容による区分	団体名称	対応可能な対象者の状況					備考	対象年代等	所在地	
1	相談・居場所・就労支援	不登校解決相談所	ひ	不	発			主に訪問	小～中学生、家族	裾野市	
2		NPO法人 臨床心理オフィス Beサポート	ニ	ひ	不	発		中	未就学児～、家族	沼津市	
3		NPO法人 青少年就労支援ネットワーク静岡	ニ	ひ	不	発	外	中	働くことに困難を抱える方、家族	静岡市清水区	
4		NPO法人 トリプルエス			不	発			訪	未就学児～高校生	静岡市清水区
5		心理カウンセリング 想月	ニ	ひ	不	発	外	中	英語対応	未就学児～、家族	静岡市葵区
6		NPO法人 サンフォレスト		ひ	不	発		中	訪	小学生～、家族	静岡市葵区
7		一般社団法人 日本CL建設的な生き方学会	ニ	ひ	不	発		中		小学生～、家族	焼津市
8		NPO法人 静岡県教育フォーラム	ニ	ひ	不	発		中	通	小学生～、家族	藤枝市
9		NPO法人 もみの木			不	発		中	フ・訪	小学生～、家族	島田市
10		一般社団法人 ダイジョブ・プロジェクト	ニ	ひ	不	発		中		小学生～、家族	森町
11		基礎屋	ニ	ひ	不	発		中	フ	未就学児～、家族	浜松市中区
12		KHJ全国ひきこもり家族会連合会浜松 NPO法人 てくてく	ニ	ひ	不	発		中	訪	高校生相当～、家族等	浜松市南区
13		子ども育ちレスキューネット	ニ	ひ	不	発	外	中		未就学児～、家族	浜松市南区
14		はままつチャイルドライン	ニ	ひ	不	発		中		小学生～18歳	非公開
15		公益財団法人 静岡県国際交流協会					外		外国語対応	未就学児～、家族	静岡市駿河区
16		公益財団法人 浜松国際交流協会					外			未就学児～、家族	浜松市中区
17	親の会 援・家族支	KHJ静岡県いっぷく会	ニ	ひ					家族		静岡市葵区
18		虹色たまご		ひ	不	発					静岡市葵区 (活動場所)
19		不登校を考える会掛川			不						掛川市
20		親ネットほたる	ニ	ひ	不	発					浜松市中区
21		静岡県LD等発達障がい児・者 親の会 きんもくせい				発					非公開
22	学習支援	リベラスコーレ (NPO法人 リベラヒューマンサポート)	ニ	ひ	不	発	外	中	通・フ	小学生～、家族	三島市
23		NPO法人 沼津高等学園 (さくら国際高等学校 沼津学習センター)		ひ	不	発		中	通・訪	小学高学年～ (高校生)	沼津市
24		適応支援教室 アルファー			不	発			フ	小～高校生、家族	富士市
25		NPO法人 コスモスクール未来(富士校)		ひ	不	発		中	通・フ	中～高校生	富士市
26		一般社団法人 フリースクールつくし	ニ	ひ	不	発	外	中	通・フ	小学生～	富士市
27		NPO法人 コスモスクール未来(静岡校)		ひ	不	発		中	通・フ	中～高校生	静岡市葵区
28		飛鳥未来フリースクール 静岡教室		ひ	不				フ	小4～中学生	静岡市葵区
29		学習支援室びあ		ひ	不	発			訪	小6～中学生	静岡市駿河区
30		一般社団法人 静岡学習支援ネットワーク							フ	小～高校生	静岡市
31		公益財団法人 ども教育支援財団 東京大志学園 静岡分室		ひ	不				フ	小～中学生	静岡市駿河区
32		NPO法人 発達障害児応援団 NPOぱく			不	発				未就学児～中学生、 家族	静岡市駿河区
33		松浦塾			不	発		中	通	小学生～	静岡市駿河区

通番	主な支援内容 による区分	団体名称	対応可能な 対象者の状況				備考	対象年代等	所在地
34	学習支援	Utaka		不	発		フ	小～中学生	静岡市駿河区
35		家庭教師みらい		ひ	不	発		小学生～20代	焼津市
36		NPO法人まんまある 寺子屋まんまある			発			未就学児～高校生、 家族	島田市
37		静岡県家庭教師協会 K A T E K Y O 学院		ひ	不	発	中 通・訪	小学生～20代	浜松市中区
38		一般社団法人学術会 学びのいろは			不	発		小中学生・若者	浜松市中区
39		NPO法人 フリースクール空		二	ひ	不	発 中	フ	小学生～20代
40	専修学校卒業	学校法人 島田実業高等専修学校		ひ	不	発 中			島田市
41	専修学校及び 通信制高校卒業	学校法人富士宮学園 富士宮高等専修学校			不	発 外 中			富士宮市
42		学校法人駿河学院 清水学院高等専修学校			不	発 中			静岡市清水区
43		学校法人駿河学院 駿河学院専門学校			不	発 中			静岡市葵区
44		学校法人駿河学院 静進情報高等専修学校		ひ	不	発 中			静岡市葵区
45		学校法人静岡学園 専修学校 静岡学園早慶セミナー 未来高等学校静岡中央学習センター		ひ	不	発 中			静岡市駿河区
46		学校法人駿河学院 藤枝学院高等専修学校			不	発 中			藤枝市
47		学校法人ビューティー総合学園 静岡アルス美容専門学校		二	ひ	不	発 外 中		掛川市
48		学校法人 笹田学園		ひ	不	発 外 中			浜松市中区
49	全日制高校 普通科卒業	学校法人沼津学園 飛龍高等学校三島スクール		ひ	不	発 外			三島市
50	通信制高校 卒業	松陰高等学校静岡富士学習センター (一般社団法人なゆた フリースクールつくし)		二	ひ	不	発 外 中		富士市
51		M-netアビニオンスクール			不	発 中			静岡市清水区
52		学校法人山口精華学園 精華学園高等学校 清水校		ひ	不	発 外 中	フ・訪		静岡市清水区
53		学校法人三幸学園 飛鳥未来きずな高等学校静岡キャンパス			不	発 中			静岡市葵区
54		第一学院高等学校 静岡キャンパス		二	ひ	不	発 中	フ	静岡市葵区
55		学校法人つくば開成学園 つくば開成高等学校 静岡校		二	ひ	不	発 中		静岡市葵区
56		トライ式高等学院 静岡キャンパス		ひ	不	発 外 中	フ		静岡市葵区
57		学校法人佐藤学園 ヒューマンキャンパス高等学校 静岡学習センター		二	ひ	不	発 中		静岡市葵区
58		未来を創る学舎 中京高等学校 静岡本部		二		不	発 中		静岡市葵区 沼津市、函南町
59		学校法人創志学園 クラーク記念国際高等学校 静岡キャンパス		ひ	不	発 中			静岡市駿河区
60		KTCおおぞら高等学院 静岡キャンパス			不	発 中	フ		静岡市駿河区
61		学校法人国際学園 星槎国際高等学校 静岡学習センター		二	ひ	不	発 中	フ	静岡市駿河区
62		学校法人倉橋学園 キラリ高等学校			不	発 中			吉田町
63		静岡高等学園		二	ひ	不	発 外 中		菊川市
64		学校法人山口精華学園 精華学園高等学校 掛川校		二	ひ	不	発 中		掛川市
65		NPO法人 国際教育文化協会 (あいの国際高等学院)			不	発 外 中	外国人の居 場所提供有		袋井市
66		鹿島学園高等学校連携浜松キャンパス		ひ	不	発 外 中			浜松市中区
67		学校法人創志学園 クラーク記念国際高等学校 浜松キャンパス		ひ	不	発 中			浜松市中区
68		KTCおおぞら高等学院 浜松キャンパス			不	発 中	フ		浜松市中区
69		学校法人国際学園 星槎国際高等学校 浜松学習センター		二	ひ	不	発 外 中	フ」と連	浜松市中区
70		第一学院高等学校 浜松キャンパス		二	ひ	不	発 中	フ	浜松市中区
71		トライ式高等学院 浜松キャンパス		ひ	不	発 外 中	フ		浜松市中区
72		学校法人佐藤学園 ヒューマンキャンパス高等学校 浜松学習センター		二	ひ	不	発 中		浜松市中区

専修学校生・高校生

ふじのくに i マップ 公的支援団体の紹介

1

静岡県総合教育センター 教育相談

掛川市富部 456 **0537-24-9738**

不登校、非行など学校教育や家庭教育、また子供の心に関する相談や、人との関わり方などの性格や行動、また発達等の障害に関する相談を受け付けます。

平日 9:00～17:00 受付。

面接相談 ※予約制

- ・沼津会場：県立沼津視覚特別支援学校（水・金 9:00～16:00）
- ・掛川会場：県総合教育センター（月～金 9:00～17:00）

2

学習支援室 「ステップ バイ ステップ」

掛川市富部 456 **0537-24-9738**

不登校の小中学生を対象として、将来の自立に向け、学習の場を提供しています。大学生や社会人の学習支援ボランティアと一緒に、各自のペースで学習に取り組みます。

平日 9:00～17:00 受付。

- ・沼津会場：県立沼津視覚特別支援学校（金 9:30～15:30）
- ・掛川会場：県総合教育センター（水 9:30～15:30）

3

青少年交流スペース「アンダンテ」

静岡市駿河区馬淵 1-17-1 県男女共同参画センター内 **054-255-**

高校生相当年代から30歳代までのひきこもり傾向や人間関係等で悩んでいる青少年及びその家族の面接相談（要予約）、電話相談を受け付けています。また、フリースペースを持ち、青少年にくつろぎと癒しの場を提供します。

月～土 12:30～16:00

親の交流会も開催しています。（月1回程度）

4

静岡県ひきこもり支援センター

静岡市駿河区有明町 2-20 県精神保健福祉センター内 **054-286-9219**

相談員がひきこもりに関する本人・家族の相談に応じています。本人や家族の状況や希望に応じて、支援内容を一緒に考えていきます。また、相談内容により、お住まいの地域で活用できる機関（教育機関・就労支援機関・福祉機関・医療機関）を紹介します。また、県内5所（下田・沼津・伊豆・焼津・袋井）に居場所を開設しています。

平日 10:00～12:00、13:00～15:00 受付。

5

児童相談所

【賀茂】下田市中 531-1 **0558-24-2038**

【東部】沼津市高島本町 1-3 **055-920-2085**

【富士】富士市本市場 441-1 **0545-65-2141**

【静岡市】静岡市葵区堤町 914-417 **054-275-2871**

【中央】藤枝市岡出山 2-2-25 **054-646-3570**

【西部】磐田市見付 3599-4 **0538-37-2810**

【浜松市】浜松市中区中央 1-12-1 **053-457-2703**

専門の相談員や心理職などの専門家が18歳未満の子供に関する様々な相談に応じるとともに、改善に向けた支援を行っています。子育てや家庭の問題、虐待、障害、いじめ、不登校、非行など、専門的な知識や技術が必要とする相談を受け付けます。

6

静岡県健康福祉センター

【賀茂】下田市中 531-1 **0558-24-2056**

【熱海】熱海市水口町 13-15 **0557-82-9121**

【東部】沼津市高島本町 1-3 **055-920-2087**

【御殿場】御殿場市竈 1113 **0550-82-1222**

【富士】富士市本市場 441-1 **0545-65-2155**

【中部】藤枝市瀬戸新屋 362-1 **054-644-9281**

【西部】磐田市見付 3599-4 **0538-37-2252**

保健師、精神保健福祉士等による、ひきこもりの相談に応じています。また、その家族を対象に、ひきこもりについての理解や子供への対応方法を学ぶための家族教室も開催しています。

7

発達障害者支援センター

静岡県東部発達障害者支援センター「アスタ」

沼津市上土町 3 沼津トラストビル 2 階 **055-957-9090**（富士市以東の市町）

静岡県中西部発達障害者支援センター「COCO」

島田市大川町 10-1 エフビル 3 階 **0547-39-3600**（藤枝市以西の市町）

静岡市発達障害者支援センター「きらり」

静岡市駿河区曲金 5-3-30 静岡医療福祉センター 4 階 **054-285-1124**

浜松市発達相談支援センター「ルピロ」

浜松市中区鍛冶町 100-1 ザザシティ浜松中央館 5 階 **053-459-2721**

発達障害のある方やその家族が、地域で安心して暮らせるように、年齢を問わず、無料で相談に応じます。発達障害かもしれないがはっきりしない、という場合も相談できます。必要に応じて情報提供や関係機関の紹介をしています。

【静岡市】平日 9:00～17:00 受付。

【静岡市】平日 8:30～17:00 受付。 【浜松市】月～土 8:30～17:00 受付。

8

静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ

静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 2 階（公財）静岡県国際交流協会内

【電話】**054-204-2000**

【mail】sir07@sir.or.jp 【LINE ID】[sirlinejpn01](https://line.me/tv/p/~sirlinejpn01)

【Skype】[siradviser](https://www.skype.com/user/siradviser)

【Messenger ID】[@adviser.shizuoka](https://www.messenger.com/profile/@adviser.shizuoka)

【Facebook Account】[Adviser Shizuoka](https://www.facebook.com/AdviserShizuoka)

【FAX】**054-202-0932**

在留資格・日本語の勉強・子供の学校・労働・医療・福祉に関する事など、外国人県民の方々が、生活するうえで困っていることを解決するお手伝いをします。日本語をはじめ、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、英語、ベトナム語、中国語、インドネシア語、韓国語により対応します。各市町や関係機関とも連携しているので、必要な窓口へつなぐこともできます。また、外国人からの相談だけではなく、外国人を雇用、支援している日本人も相談できます。平日 10:00～16:00 受付。

9

静岡県精神保健福祉センター

静岡市駿河区有明町 2-20

【依存相談】**054-286-9245**

アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に関するお悩みの相談に応じています。専門相談員が予約制で相談に対応しています。

10

少年サポートセンター （静岡県警察本部）

【共通】**0120-783-410**

専門職員が、少年非行や犯罪被害等に関する少年や保護者からの相談に応じています。面談にも対応しています。

平日 8:30～17:15 受付。（夜間及び土日・祝祭日は留守番電話）

11 静岡市 子ども若者相談センター

静岡市葵区追手町 5-1 静岡市青少年育成課内 054-221-1314

【こころのホットライン】0120-783-370

【24 時間いじめ電話相談】054-254-6811

不登校・ひきこもりやニートなど静岡市に在住の 39 歳までの子供・若者の様々な悩みに係る相談に対応しています。また、不登校児童・生徒の学校生活への復帰等を図る「適応指導教室」を運営しています。電話相談窓口として、「こころのホットライン（平日 9:00～17:00）」「24 時間いじめ電話相談」を設けています。

12 静岡市 ひきこもり地域支援センターDanDanしずおか

静岡市駿河区南八幡町 3-1 静岡市立南部図書館 2 階 054-260-7755

静岡市にお住まいで、ひきこもりで悩んでいる人やそのご家族などを対象に相談を受けています。ひきこもりの専門相談窓口として、面接相談や当事者の居場所活動、家族教室などを行っています。来所が難しい方については、必要に応じて電話相談・訪問支援を行うこともできます。

火～土 9:00～17:00 受付。（国民の祝日、年末年始を除く）

13 浜松市 若者相談支援窓口「わかば」

浜松市中区中央 1-2-1 イーステージ 浜松ワイルド 7 階 053-454-4848（月水金）

概ね 15 歳から 40 歳未満までの若者とその家族の悩みについて相談内容にふさわしい支援機関を案内する窓口です。

電話相談：月・水・金 9:00～16:00 面接相談：火・木 9:00～16:00 要予約

メール相談：wakaba-soudan@city.hamamatsu.shizuoka.jp

14 浜松市ひきこもり地域支援センター

【浜松市（精神保健福祉センター）と認定 NPO 法人が協働で運営】

●浜松市精神保健福祉センター 浜松市中区中央 1-12-1 053-457-2709

●浜松市ひきこもりサポートセンター「こだま」 浜松市中区中央 1-13-3 053-453-8744

浜松市に在住で、ひきこもりに悩んでいる方やそのご家族からの相談をお受けしています。ひきこもりサポートセンター「こだま」では、訪問支援、交流スペースを活用した居場所支援を実施しています。「こだま」の利用を希望する場合は、まずは浜松市精神保健福祉センターにご連絡ください。（「こだま」には「サポステはままつ」も併設）

15 富士市 若者相談窓口「ココ☆カラ」

富士市八代町 1-1 富士市教育プラザ内 0545-55-0562

不登校やニート・ひきこもりなど様々な悩みを抱える富士市在住・在学の 15 歳から概ね 39 歳までの若者の相談（対面、電話、訪問含む）、伴走支援、各種連携機関への紹介、家族会、人と人が出会うコミュニティスペース（終日）の提供などを行っています。火～土 9:00～17:00 受付。

16 富士宮市青少年相談センター（子ども・若者相談窓口）

富士宮市矢立町 693 0544-22-1252

様々な悩みを抱える子供・若者からの相談、子供に関わる悩みや心配事がある保護者の相談を受け付けています。また、青少年に関わる地域の方々からの情報も受け付けます。必要に応じて、面接相談や専門機関の紹介を行っています。

平日 9:00～16:30 受付。

17 磐田市 こども・若者相談センター

磐田市国府台 57-7 i プラザ（総合健康福祉会館） 0538-37-2018

【若者相談】0538-37-2752 【こども相談】0538-35-4317

【女性相談】0538-37-4844

不登校やひきこもりなど若者に係る相談、子供の発達・虐待など 18 歳未満の子供に係る相談、DV や家庭問題など女性に係る相談に応じています。平日 8:30～17:00 受付。

18 ハローワーク

【静岡労働局ホームページ】
<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku>

仕事を探している方に職業相談・職業紹介などを行う地域の総合的雇用サービス機関です。所在地や電話番号は【静岡労働局ホームページ】でご確認ください。

【開庁日】平日 8:30～17:15。（平日夜間及び土曜日開庁している施設もあります）

19 しずおかジョブステーション（静岡県設置）

【東部】沼津市大手町 1-1-3 055-951-8229

【中部】静岡市駿河区南町 14-1 054-284-0027

【西部】浜松市中区中央 1-12-1 053-454-2523

学生や若者を含めた幅広い求職者を対象として、世代別の就職相談や面接指導、各種セミナーを用意し、就職へと導きます。就職相談（要予約）では、専任キャリアカウンセラー（有資格者）がアドバイスします。

平日 9:00～17:00 受付。

20 浜松職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ浜松）

浜松市南区法枝町 693 053-441-4444

新規高卒者等を対象に、高度な知識と技能・技術を兼ね備えた機械系、電気・電子系実践技術者を育成する科を設置しています（4 月入校・2 年間）。また、国が推進する「若者自立・挑戦プラン」の一環として、若年者の職業的自立を支援するため、概ね 45 歳以下の安定した就労を目指す方を対象として、校内学習と企業実習を組み合わせた日本版デュアルシステムによる電気の専門技術者を育成しています（10 月入校・2 年間）。

平日 9:00～17:00 受付。

21 地域若者サポートステーション【通称：サポステ】

【静岡地域若者サポートステーション】 静岡市清水区島崎町 223 054-351-7555 火～土 10:00～17:00 受付。

< 藤枝サテライト > 藤枝市小石川町 4-1-11 054-631-9077 火水木 10:00～17:00 受付。

【しずおか東部若者サポートステーション】 三島市本町 12-4 055-943-6641 平日・第 4 土 9:00～17:00 受付

【地域若者サポートステーションかけがわ】 掛川市杉谷南 1-1-30 0537-61-0755 月～水・金 9:00～17:00、木 9:00～19:00。第 2 土 9:00～17:00 受付。

【地域若者サポートステーションはままつ】 浜松市中区中央 1-13-3 053-453-8743 平日 9:00～18:00 受付。

「働くための一歩が踏み出せない」、「仕事が長続きしない」など、働くことについて悩みを抱えている、概ね 15～39 歳の方やその家族を対象に、就労に向かうための相談と自立支援のためのセミナーなどを行っています。

その他、電話相談等

相談窓口	連絡先	内容・受付時間等
教育相談 ハロー電話「ともしび」	【沼津局】055-931-8686 【静岡局】054-289-8686 【掛川局】0537-24-8686 【浜松局】053-471-8686	青少年からの悩み相談、保護者からの教育相談を受け付けています。匿名で相談することができます。 平日 9:00～17:00 受付
子ども・家庭 110 番	【賀茂地区】0558-23-4152 【東部地区】055-924-4152 【中部地区】054-273-4152 【西部地区】053-458-4152	専門の電話相談員が、性格、行動、しつけ、非行・不登校や、子育ての悩みについて、子供や家族からの相談に応じています。 【相談時間】月～金 9:00～20:00、土・日 9:00～17:00
若者こころの悩み相談窓口	0800-200-2326	心の悩みを抱えた若者やその家族からの相談に応じています。 24 時間 365 日対応
こころの電話	【賀茂地区】0558-23-5560 【東部地区】055-922-5562 【中部地区】054-285-5560 【西部地区】0538-37-5560	専門の相談員が、様々な心のお悩みの相談に応じています。平日 8:30～11:45、13:00～16:30 受付。(夜間・休日は「いのちの電話」に転送されて利用できます)
24 時間子供 SOS ダイアル	0120-0-78310 (フリーダイヤル)	いじめ等に悩む子供や保護者等が、昼夜を問わず、休日でも相談できる電話窓口です。
「いじめ・暴力対策」メール	http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/ijime/ http://www.pref.shizuoka.jp/m/ijime	いじめや暴力等に悩む子供や保護者等がいつでもメールで相談できる窓口です。相談窓口を紹介することができます。

その他、青少年の相談窓口

※下記以外にも、各市町教育委員会の教育相談室、社会教育担当課などが相談を受け付けます。

機 関	電話番号	機 関	電話番号	機 関	電話番号
下田市教育委員会窓口	0558-23-3929	伊東市教育相談室	0557-37-7476	熱海市少年補導センター (教育相談ふれあい電話)	0557-81-8080
伊豆市青少年相談室	0558-83-5476	御殿場市青少年センター (はればれダイヤル)	0550-82-8080	裾野市青少年補導センター	055-994-0145
三島市青少年相談室	055-983-0886	沼津市青少年教育センター	055-951-3440	沼津市電話相談 (やまびこ電話)	055-951-7330
富士市青少年相談センター	0545-52-4152	富士市電話相談 (ほっとテレフォン・ふじ)	0545-51-3741	富士宮市 青少年相談センター	0544-22-0064
富士宮市いじめ 110 番	0544-22-1252	小山町こども相談室 小学校担当	090-5453-1977	小山町こども相談室 中学校担当	090-7678-1978
長泉町ひまわり相談室	055-989-7830	焼津市 青少年教育相談センター	054-662-0513	藤枝市生涯学習課青少年係 (藤枝市青少年補導センター)	054-643-3047
島田市 青少年育成支援センター	0547-36-7964	掛川市青少年補導センター	0537-21-1189	袋井市少年補導センター	0538-44-3197
浜松市青少年育成センター	053-457-2418	浜松市 教育総合支援センター	053-457-2424	浜松市いじめ子どもホットライン (いじめ相談専用)	053-451-0022
磐田市地域づくり応援課	0538-37-4811	湖西市青少年育成センター (ヤングダイヤルこさい【市民活動センター内】)	053-576-0770	湖西市青少年育成センター (ヤングダイヤルこさい【西部地域センター内】)	053-577-5116

その他、放課後等デイサービス、就労移行支援等

【掲載情報に関して】

児童福祉法に基づく「児童発達支援」「放課後等デイサービス」等の障害児通所支援を行う事業所のほか、障害者総合支援法に基づく「就労移行支援」「就労継続支援 A 型」その他の障害福祉サービス等を行う事業所は、所管をする静岡市、浜松市、静岡県のホームページで名称・所在地等を確認することができます。

【静岡市】 保健福祉長寿局 健康福祉部 障害者支援推進課
電話：054-221-1098

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003107.html

【浜松市】 健康福祉部 障害保健福祉課
電話：053-457-2860

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/syoghuku/welfare/obstacle/kyougikai/itiran.html>

【静岡県】 健康福祉部 福祉長寿局 福祉指導課
電話：054-221-3771

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/shougai-shidou/jigyousyo.html>



☆掲載している民間支援団体は、概ね 40 歳未満のニート・ひきこもり・不登校・発達障害等の困難を有する子供・若者及びその家族の支援活動に 1 年以上継続して取り組んでいる団体です。

☆県内の全ての団体や機関を網羅したものではありません。
☆団体名称は、本マップの活用向上を図るため、一部、通称を用いている場合があります。

☆支援内容の詳細や利用する際の費用等については、各団体・機関に直接お問合せください。

ふじのくに若い翼プラン

－第4期静岡県子ども・若者計画－

発行者
事務局

静岡県

静岡県教育委員会社会教育課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-3160 FAX 054-221-3362

Eメール kyoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/>

富國有徳の美しい“ふじのくに”



静岡県

Shizuoka Prefecture